

# いわて県民計画

ゆたかさ・つながり・ひと  
~いっしょに育む「希望郷いわて」~



県央広域振興圏

第3期アクションプラン [地域編]  
平成27年度（2015年度）～平成30年度（2018年度）

岩 手 県



# — 目 次 —

## はじめに

1 プラン(地域編)の策定趣旨	1
2 プラン(地域編)の期間	1
3 プラン(地域編)の構成	1
4 プラン(地域編)の推進	2
各重点施策の記載イメージ (様式)	4

## 県央広域振興圏

1 県央広域圏域の目指す将来像	8
2 第2期プランにおける成果と課題	8
3 振興施策の基本方向	9
4 被災地の復興支援に向けた取組	10
5 ふるさと振興に向けた取組	11
『重点施策』	
1 学術研究機能等の集積を生かした連携・交流によるIT・ものづくり産業の振興	14
2 産業と地域の連携による滞在型広域観光の推進	17
3 地域資源を生かした特色ある食産業と地場産業の展開	21
4 次世代に継承できる農業経営の展開と魅力ある農村資源の活用	25
5 森林資源の循環利用による林業・木材産業の振興	31
6 雇用・労働環境の整備	36
7 産業経済活動、地域間交流を支える交通ネットワークの整備	39
8 地域の魅力を生かしたスポーツの推進	42
9 健やかな暮らしを支える地域保健・医療の充実	45
10 安心で心豊かな福祉コミュニティづくりの推進	50
11 環境を保全し自然と共生する地域社会の創造	56
12 快適な都市機能の充実と住み良いまちづくりの推進	60
13 住民の生命と財産を守る防災対策の推進	64

## — 資料編 —

1 目指す姿指標一覧表	71
2 復興関連施策一覧表	73
3 ふるさと振興関連施策一覧表	74
◆ (参考) 広域振興圏別統計データ	79





# はじめに

## 1 プラン（地域編）の策定趣旨

県では、これまで、「いわて県民計画」に掲げた各広域振興圏の“目指す将来像”的実現を目指して、重点的・優先的に取り組む政策などを具体的に示した「第1期アクションプラン（地域編）」「第2期アクションプラン（地域編）」を定め、プランに基づいて、各圏域の強みを伸ばし、弱みを克服する施策の着実な推進を図ってきました。

各広域振興圏の“目指す将来像”的実現のためには、“地域経営”的考え方に基づき、それぞれの地域の主体性や創意が十分に發揮される取組を推進していくことが重要であり、

「第3期アクションプラン（地域編）」では、第2期プランにおける取組の成果と課題や各圏域を取り巻く社会経済情勢の変化などを踏まえ、各重点施策において、「みんなで目指す姿」や「目指す姿を実現するための取組」、「取組に当たっての協働と役割分担」等を示しながら、各圏域が今後4年間に重点的・優先的に取り組むべき施策等を推進していきます。

なお、沿岸広域振興圏においては、東日本大震災津波からの復興が最重要の課題であることから、当面は第3期アクションプランを策定しないこととし、「岩手県東日本大震災津波復興計画」に基づき、復興へ向けた取組を着実に推進していきます。

## 2 プラン（地域編）の期間

「第3期アクションプラン（地域編）」の計画期間は、平成27年度（2015年度）から平成30年度（2018年度）までの4年間です。

## 3 プラン（地域編）の構成

### （1）目指す将来像

明確な顔を持った各広域振興圏の確立に向けて、平成30年度を目標年度とした各圏域の“目指す将来像”を示しています。

### （2）第2期プランにおける成果と課題

各圏域の“目指す将来像”的実現に向けて、第2期プランにおいて取り組んだ施策等の成果と課題を示しています。

### (3) 振興施策の基本方向

第2期プランにおける成果と課題や各圏域を取り巻く社会経済情勢の変化などを踏まえ、第3期プランにおいて重点的に取り組むべき“振興施策の基本方向”を示しています。

また、“振興施策の基本方向”を具体的に推進するための重点施策を設定し、施策ごとに「みんなで目指す姿」、「目指す姿を実現するための取組」、「取組に当たっての協働と役割分担」、「県の具体的な推進方策（工程表）」を示しています。

### (4) 被災地の復興支援に向けた取組

県央広域振興圏及び県南広域振興圏では、内陸地域の活力が沿岸地域の復興を支えるという観点から、沿岸地域の復興支援に資する取組を示しています。

### (5) ふるさと振興に向けた取組

「岩手県ふるさと振興総合戦略」に掲げる3つの柱、「岩手で働く」、「岩手で育てる」、「岩手で暮らす」に基づき、各圏域におけるふるさと振興の取組を示しています。

## 4 プラン（地域編）の推進

各広域振興圏における“目指す将来像”を実現するためには、県はもとより地域のみなさんやNPO、市町村、企業など多様な主体が地域の課題を共有し、力を合わせて解決を目指していくことが重要です。このため、「第3期アクションプラン（地域編）」の策定に当たっては、地域の代表者等で構成される各圏域のいわゆる圏域懇談会等における意見などを踏まえ策定しました。

また、今後の同プランの進行管理については、各圏域の圏域懇談会等により地域の意見を十分に反映させながら、取組を進めています。



## 各重点施策の記載イメージ（様式）

**■重点施策 No.**

**■重点施策の名称**

**■振興施策の基本方向**

**9**

**II 快適で安全・安心な地域社会の形成**

**健やかな暮らしを支える地域保健・医療の充実**

**1 みんなで目指す姿**

**■みんなで目指す姿**  
ビジョンの「取組の基本方向」を踏まえ、平成30年度までの当該重点施策の目指す姿を記載しています。

**■目指す姿指標**  
平成30年度までの姿を表す「目標数値（指標）」、さらには目標値設定の考え方を記載しています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎①脳血管疾患による年齢調整死亡率 【男性】（人口10万人当たり）	㉕60.4	㉖59.2	㉗58.0	㉘56.8	㉙55.6

**【値の考え方】**  
目指す姿をより体現する指標を死亡率を健康いわて23.7)に比較して、平

**■現状**  
○ 脳血管疾患の年齢調整死亡率<sup>※3</sup>は、当圏域は年々減少傾向にあります。本県は平成26年に死亡率が全国ワースト位となっています。

○ 当圏域と比較して、当該重点施策を取り巻く現状として、強み・可能性、弱み、課題について、統計データなどを用いながら具体的に記載しています。

**■現状**  
当該重点施策を取り巻く現状として、強み・可能性、弱み、課題について、統計データなどを用いながら具体的に記載しています。

**2 目指す姿を実現するための取組**

**■基本方向**  
関係機関・団体と連携を強化し、「脳卒中死亡率全国を推進するとともに、健康づくりや感染症対策の充実、また、地域医療の充実に向け、良質かつ適切な医療計画（地域編）」の推進を図り、関係機関・団体が連携し一体となって盛岡保健医療圏における地域医療体制の確立を目指します。

**■目指す姿を実現するための取組**  
目指す姿の実現に向けて、地域社会の構成主体が一体となって取り組む内容について、「基本方向」と「主な取組内容」により示しています。

**■主な取組内容**

② 地域医療の充実 ☆ ◆

- かかりつけ医の普及定着や医師の連携しながら、住民に対して、「いわて」の市町に対し支援を行うとともに、関係機関等における退院調整機会等を通じて多職種の連携やネットワークを構みます。
- 認知症に関する相談窓口や早期対応の必要性、認知症サポート医・もの忘れ相談医の情報等

・ 岩手県東日本大震災津波復興計画「復興基本計画」と関連がある取組については「☆」を、「岩手県ふるさと振興総合戦略」と関連がある取組については「◆」を付しています。  
・ なお、それぞれ、巻末に「復興関連施策一覧表」「ふるさと振興関連施策一覧表」としてとりまとめています。

### 3 取組に当たっての協働と役割分担

地域保健・医療の充実に向けて、県・市町や医療機関等の各主体が、それぞれの役割を認識しつつ、相互に連携・協力しながら取り組んでいます。

健康づくりの推進については、脳卒中予防対策を中心とした健康指導や年齢層に応じた健康教育の実施主体として、住民団体等の民間組織

#### ■取組に当たっての協働と役割分担

「主な取組内容」を実施するに当たっての、各主体（県民・NPO、企業、市町村、県など）との協働と役割について、「考え方」と「主体ごとの役割の内容」について記載しています。

県以外 の主体	<p><b>(市町)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食生活改善、健康・運動などの生活習慣病対策の推進</li> <li>・健診・健康づくりの普及啓発</li> <li>・メタボリックシンドローム該当者及び予備群への個別的支援</li> </ul> <p><b>(企業等)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食生活改善、健康・運動などの生活習慣病対策の推進</li> <li>・健診・保健指導</li> <li>・メタボリックシンドローム該当者及び予備群への個別的支援</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食生活改善、健康・運動などの生活習慣病対策の推進</li> <li>・地域保健や職域保健、学校保健等の関係団体との情報共有、連携</li> <li>・健康増進計画及び食育推進計画の推進に関する支援</li> <li>・特定健診・保健指導従事者研修会開催、情報提供等</li> </ul>

### 4 県の具体的な推進方策（工程表）

#### ■県の具体的な推進方策

県が中心となって取り組む「具体的な推進方策」について、「工程」や「目標」を盛り込みながら記載しています。

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～H26	H27	H28	H29	H30
① 健康づくりの推進 目標					
・特定健康診査受診率 (%)	H26 県民 65.0	H27 60.0	H28 65.0	H29 70.0	H30
②メタボリックシンドローム該当者・予備軍の割合 40～74歳 男性 (%)	H26 42.3	H27 41.1	H28 39.9	H29 38.6	H30
③メタボリックシンドローム該当者・予備軍の割合 40～74歳 女性 (%)	H26 15.3	H27 14.6	H28 14.4	H29 14.0	H30 13.9

具体的な推進方策の目指す姿をより体現する目標を「主たる目標」と定め、これを「◎」印で示しています。

#### 関連する計画

- ・岩手県保健医療計画
- ・健康いわて 21 プラン（第二次）
- ・イー歯トープ 8020 プラン（岩手県口腔の健康づくり推進計画）

具体的な推進方策に関連する広域振興局の分野別、部門別の計画を記載しています。

※1 在宅医療連携拠点  
在宅医療連携の課題に対する解決策の抽出、在宅医療に関する連携スキームの構築、輪番当番制等の一人開業医の24時間体制のサポー<sup>ト</sup>、医師会との連携調整、人材育成及び普及啓発など地域において在宅医療に必要な連携を担う拠点。

難解な表現、専門用語には、用語解説を付しています。



# 県央広域振興圏

- 1 県央広域圏域の目指す将来像（目標年度：平成 30 年度）
- 2 第 2 期プランにおける成果と課題
- 3 振興施策の基本方向（平成 27 年度から平成 30 年度まで）
- 4 被災地の復興支援に向けた取組
- 5 ふるさと振興に向けた取組

重点施策No. 1 学術研究機能等の集積を生かした連携・交流による I T ・ ものづくり  
産業の振興

重点施策No. 2 産業と地域の連携による滞在型広域観光の推進

重点施策No. 3 地域資源を生かした特色ある食産業と地場産業の展開

重点施策No. 4 次世代に継承できる農業経営の展開と魅力ある農村資源の活用

重点施策No. 5 森林資源の循環利用による林業・木材産業の振興

重点施策No. 6 雇用・労働環境の整備

重点施策No. 7 産業経済活動、地域間交流を支える交通ネットワークの整備

重点施策No. 8 地域の魅力を生かしたスポーツの推進

重点施策No. 9 健やかな暮らしを支える地域保健・医療の充実

重点施策No. 10 安心で心豊かな福祉コミュニティづくりの推進

重点施策No. 11 環境を保全し自然と共生する地域社会の創造

重点施策No. 12 快適な都市機能の充実と住み良いまちづくりの推進

重点施策No. 13 住民の生命と財産を守る防災対策の推進

## 都市と農山村が広域的に連携し合いながら 北東北の拠点としての機能を担う地域

### 【取組の基本方向】

- ・ 中核市である県都盛岡市を中心に主要な官公庁や金融機関などの民間事業所とともに、高度医療施設、教養文化施設などの高次都市機能や、大学、試験研究機関などの学術研究機能が集積しており、本県の政治・経済、医療、教育、文化芸術などの面で中心的な役割を果たしていきます。
- ・ 岩手山、八幡平・安比高原などの優れた自然景観、豊富な温泉資源、歴史と伝統ある街並み景観を生かした観光や、全国ブランドを確立している農業、組込みソフトウェアに代表されるＩＴ産業など、地域の特色を生かした産業の振興を図ります。
- ・ 地熱、風力、太陽光やバイオマスなどの新エネルギーの導入を図ります。
- ・ 盛岡駅西口地区、盛岡南新都市地区などに新たな都市機能の集積を図るとともに、活力ある農山村との広域的な連携により、北東北の拠点にふさわしい「職・住・遊・学」が近接した魅力ある圏域を形成します。
- ・ 北東北三県における広域観光や産業・経済など、県央圏域に期待される「人、もの、情報」の交流拠点としての役割を果たしていきます。

## 2 第2期プランにおける成果と課題

### ○「I 地域の自立を支える地域経済基盤の確立」

県央圏域では、第2期において、ＩＴ・ものづくり産業の振興、優れた地域資源を生かした滞在型広域観光や食産業など地場産業の推進、地域ブランドの強化による競争力に優れた農業、森林資源の循環利用による林業・木材産業の振興、雇用環境の改善、交通ネットワークの整備などにより、地域の自立を支える地域経済基盤の確立に取り組みました。

その結果、ＩＴ産業を中心とした企業集積、広域連携による観光の推進や農畜産物の地域内流通の拡大、キャベツ・ほうれんそう・りんどうなど県を代表する産地の形成、カラマツ等地域材の利用促進、若年者の就業、国道バイパス等の開通による交通ネットワークの構築などがおおむね順調に進みました。

一方、当圏域では、東日本大震災津波の影響等により減少した観光入込客数は、大震災津波前に比べ増加に転じているものの、外国人観光客は回復していないことから、更なる誘客に向けた取組を充実させるなど復興を後押ししていく必要があります。また、厳しい社会経済情勢による製造品出荷額の減少、農林業の担い手の減少、高齢化などが課題となってきており、各分野において仕事の創造、人材の育成等を重視しながら、産業振興に向けた取組が必要となっています。

今後は、情勢変化に的確に対応し、ＩＴ・ものづくり産業においては企業が求める専門性を有する人材の養成・確保や異業種交流による新事業等の創出、観光においては優れた自然景観の国内外への魅力発信や外国人観光客の受入態勢の整備、食産業など地場産業において

は異業種交流ネットワークの拡大、農業においては新規就農者の確保・育成など次世代に継承できる農業経営の確立、林業においては森林施業プランナーなど担い手の育成などを推進していきます。

### ○「Ⅱ 快適で安全・安心な地域社会の形成」

第2期においては、健やかな暮らしを支える地域保健・医療の充実、安心で心豊かな福祉コミュニティの推進、再生可能エネルギーの利用拡大、住みよいまちづくりや防災対策の推進などにより、快適で安全・安心な地域社会の形成に取り組みました。

その結果、メタボリックシンドローム予防の出前講座や受動喫煙防止の普及啓発などの生活習慣病予防対策や口腔ケアに係る普及・啓発、退院調整支援など医療と介護の連携支援、木質バイオマス利用機器の導入、河川の防災施設の整備などがおおむね順調に進みました。

一方、当圏域では生活習慣に起因する疾病の増加、地域医療の充実、子育て環境の充実、省エネルギー対策の推進、災害被害を軽減する洪水・土砂災害対策の推進などが課題となっており、各分野において安全・安心な地域社会の形成に向けた取組が必要となっています。

今後は、脳卒中予防対策などによる健康づくり、認知症への支援体制の構築、子どもの学習支援などによる子ども・子育て家庭への支援、土砂災害警戒区域等の指定や周知などを推進していきます。

## 3 振興施策の基本方向（平成27年度から平成30年度まで）

県央広域振興圏の第3期アクションプランにおいては、第2期の成果と課題を踏まえ、ふるさとを振興し、人口減少に立ち向かう観点から、仕事の創造及び安定雇用、地域産業等を担う人材育成・確保、子育て環境の充実について重視し、住民、企業、NPO、市町など、地域社会を構成するあらゆる主体が共に支え合いながら、総力を結集していくという「地域経営」の考え方に基づき、2つの基本方向に沿って13の重点施策を推進していきます。

### I 地域の自立を支える地域経済基盤の確立

- 学術研究機関、産業支援機関の集積などの強みを生かして、異業種交流や他産業との連携による生産性向上、付加価値向上、地域課題解決の取組などを通じたIT産業やものづくり産業の振興を図るとともに、雇用・労働環境の整備により、人材の育成・確保と若年者等の地域への定着支援を図っていきます。
- ICTを活用した優れた観光資源の魅力発信や外国人観光客の受入態勢の整備などによる滞在型観光の振興を図るとともに、異業種交流ネットワークの拡大による食産業と地場産業の新たなビジネスの創出を図っていきます。
- 次世代に継承できる農業経営の確立による安定した経営体への転換促進、計画的な「森林の若返り」を図るため再造林と林業施業プランナーなどの育成支援による林業・木材産業の振興を図っていきます。
- 産業経済活動の活性化や地域間交流・連携・復興を促進する交通ネットワークの整備を図っていきます。
- 圏域市町と連携し、地域の活性化につながるスポーツツーリズムへの取組を推進します。

## 重点施策

- 1 学術研究機能等の集積を生かした連携・交流によるＩＴ・ものづくり産業の振興
- 2 産業と地域の連携による滞在型広域観光の推進
- 3 地域資源を生かした特色ある食産業と地場産業の展開
- 4 次世代に継承できる農業経営の展開と魅力ある農村資源の活用
- 5 森林資源の循環利用による林業・木材産業の振興
- 6 雇用・労働環境の整備
- 7 産業経済活動、地域間交流を支える交通ネットワークの整備
- 8 地域の魅力を生かしたスポーツの推進

## II 快適で安全・安心な地域社会の形成

- 子どもから高齢者まで安心して健やかに暮らせるよう、保健・医療・福祉施策の充実を図るとともに、家庭や子育てに希望を持ち、次代を担う子どもたちが健やかに育つことができるよう支援します。
- 再生可能エネルギーの利用拡大などにより、環境を保全し自然と共生する地域社会を創造していきます。
- 北東北の拠点にふさわしい高次都市機能の形成や都市・生活環境の改善による住み良いまちづくりを推進するとともに、住民の生命と財産を守る防災対策を推進します。

## 重点施策

- 9 健やかな暮らしを支える地域保健・医療の充実
- 10 安心で豊かな福祉コミュニティづくりの推進
- 11 環境を保全し自然と共生する地域社会の創造
- 12 快適な都市機能の充実と住み良いまちづくりの推進
- 13 住民の生命と財産を守る防災対策の推進

## 4 被災地の復興支援に向けた取組

内陸地域の活力が沿岸地域の復興につながっていく視点に立って、県央広域振興圏の第3期アクションプランにおいては、「圏域の振興施策の基本方向」の各重点施策項目などにおいて、被災地の復興に向けた取組を支援します。

なお、被災地から当圏域内に避難・転居され、生活再建に取り組む被災者の生活支援を行う圏域市町の取組についても支援します。

### 主な取組内容

#### 【観光・食産業】（重点施策項目No. 2・3）

- ・ 産業創造アドバイザーとの連携により、生産から加工、販売までの食関連事業者のみならず、支援機関（市町、商工会、金融機関等）や異業種（宿泊業、ＩＴ、出版・広告業、伝統工芸等）交流ネットワークを拡大するとともに、当該ネットワークによる交流の機会（セミナー等）を設けることにより、農商工連携・事業者間交流や協働、沿岸等の他地域との広域連携による新たな事業展開を推進します。（No. 3）

- ・ 県内最大の消費地を抱える盛岡広域で開催される観光や食の各種イベントへの沿岸地域からの事業者の出展などを通じて復興を支援するとともに、沿岸等の他地域との広域連携の強化を図ります。(No. 3)
- ・ 十和田八幡平国立公園と三陸復興国立公園という山と海の自然景観を生かし、沿岸地域との広域連携による滞在型観光や回遊型観光を促進し、観光客の誘客を図ります。(No. 2)

**【林業】（重点施策項目No. 5）**

- ・ 東日本大震災津波からの復興に伴うニーズを把握し、復興住宅用資材などの円滑な供給やカラマツ等地域ブランド材の販売促進に向けた支援を行います。

**【社会資本】（重点施策項目No. 7・13）**

- ・ 内陸と沿岸を結ぶ復興道路及び復興支援道路の整備を進めます。(No. 7)
- ・ 救急医療や災害時の円滑な救援活動に効果を発揮するよう、スマートインターチェンジの整備を推進します。(No. 7)
- ・ 地震発生後の救助・救援活動などを迅速に行うため、緊急輸送道路や復興支援道路など主要な道路に架かる橋梁の耐震補強を推進します。(No. 13)

**【医療・福祉】（重点施策項目No. 9・10）**

- ・ 災害時における地域の医療ニーズの把握や各医療関係団体等から派遣された医療支援チームの活動調整等を行うため、災害医療コーディネーターを中心とした災害医療コーディネート体制の構築に取り組みます。(No. 9)
- ・ 東日本大震災津波の被災者や被災世帯を支援するため、生活資金の活用や就業支援を含む、幅広い総合的な生活相談等に対応します。(No. 10)
- ・ ひとり親世帯の自立を支援するため、母子父子等貸付金や児童扶養手当等の経済的支援を行うとともに、家計上の問題や子育ての問題を抱える子育て世帯については、母子・父子自立支援員兼子育て支援員が様々な相談に対応し支援します。(No. 10)

**【環境】（重点施策項目No. 11）**

- ・ 空間放射線量測定や食品の放射性物質濃度検査等により、放射線についての正確な情報を提供し、住民の不安解消や風評被害の防止を図ります。
- ・ 災害時においても、地域が一定のエネルギーを貯えるよう、再生可能エネルギーを活用した自立・分散型のエネルギー供給体制構築に向けた市町等の取組を支援します。

**【まちづくり】（重点施策項目 No. 12）**

- ・ 東日本大震災津波の被災者で当圏域内に居住する人が、安心して地域での生活を送ることが出来るよう、被災者の支援に取り組みます。

## 5 ふるさと振興に向けた取組

県央広域振興圏の第3期アクションプランにおいては、当圏域の特性を生かしながら、産業振興分野を中心とした「岩手で働く」取組を、安全・安心な地域社会の形成に向けて「岩手で育てる」、「岩手で暮らす」取組を積極的に推進していきます。

## 主な取組内容

### 【岩手で働く】（重点施策項目 No. 1～6）

#### ○ 仕事の創造及び安定雇用

- ・ IT連携コーディネーターを設置し、IT産業・ものづくり産業の異業種交流や他産業との連携による生産性向上、付加価値向上、地域課題解決のための取組を促進します。(No. 1)
- ・ 中小企業者の経営革新に係る事業活動の支援や、創業に向けたセミナーの開催などにより、新事業に挑戦する企業の取組や起業家の育成を促進します。(No. 1)
- ・ 観光客に対するおもてなし・魅力発信を積極的に行い、当圏域のファンづくりに取り組み、リピーターの獲得を目指します。(No. 2)
- ・ 外国人観光客の受入態勢の整備を進め、観光客の誘致を推進します。(No. 2)
- ・ 地域の若手事業者（生産者）等が立案した農商工連携企画等への支援を通じ、新たなビジネス創出など地域の活性化を図ります。(No. 3) ※
- ・ 農業経営者や法人組織等の収益力向上の取組を支援するとともに、経営管理能力の向上を図ることにより、地域の若者等の雇用の受け皿となり、次世代に継承できる安定した経営体への転換を促進します。(No. 4) ※
- ・ 地域の農産物を活用した商品開発及び販売等の起業活動を支援します。(No. 4) ※
- ・ 農村体験の受入態勢の強化、観光や福祉分野等との連携を促進するほか、食文化や農村資源、若者・女性によるグループ活動等の情報を積極的に発信し、農村と都市住民との交流を促進します。(No. 4) ※
- ・ 森林施業の集約化と計画的な路網整備を図り、主伐や間伐、伐採から造林までの一貫作業などを計画的に進め、「森林の若返り」や低コスト造林を促進します。(No. 5)

#### ○ 地域産業等を担う人材育成・確保の推進

- ・ IT関連産業人材に係る養成事業の実施により、組込みソフトウェア開発技術者やものづくり産業の人材などの担い手を育成します。(No. 1)
- ・ IT産業やものづくり産業などの企業の垣根を越えた若手技術者等の横の連携を支援します。(No. 1) ※
- ・ 異業種交流セミナー等の開催による若手事業者の連携を強化しながら、食産業関連事業者的人材育成を図ります。(No. 3) ※
- ・ 農業法人や生産者組織等による雇用の場の確保や将来の経営人材に技術や経営管理手法を継承する取組を支援し、次世代の担い手となる農業者を確保・育成します。(No. 4)
- ・ 若手女性農業者のネットワークづくりを支援するとともに、次世代の女性リーダーを育成し、女性農業者の経営参画及び起業等による経営多角化を促進します。(No. 4) ※
- ・ 森林組合等における担い手育成や森林施業プランナー等の活動を支援します。(No. 5)
- ・ 就職を希望する高校生の適性に応じた応募先選定の支援や選考試験の際のアドバイスを行うとともに、企業訪問、若手社員へのフォローなどにより職場への定着を支援します。(No. 6) ※
- ・ 国・市町や関係団体と連携して、管内へのU・Iターンの情報提供を行うほか、相談に応じることで、県外からの人材確保やU・Iターン希望者の就業を支援します。(No. 6)

### 【岩手で育てる】（重点施策項目 No. 6・9・10）

- ・ 雇用の維持、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得率向上等の「働き方改革」の取組や賃金などの労働条件の改善等について、市町と連携し、商工団体や企業への要請活動を行います。(No. 6) ※

- ・ 妊産婦のメンタルヘルスケアや乳児家庭訪問等により、親子の心身の健康支援の充実に努めます。 (No. 9)
- ・ 不妊相談や女性及び男性の不妊治療費への助成を実施することにより、不妊に悩む夫婦への総合的な支援を図ります。 (No. 9)
- ・ かかりつけ医の普及定着や医療機関の役割分担を進めるため、「いわて医療ネット」などの活用により、医療情報などの提供に取り組みます。 (No. 9)
- ・ 地域の子育ての取組を支援し、各市町子ども・子育て支援事業計画の円滑な推進を図ります。 (No. 10) ※
- ・ “いきいき岩手” 岩手結婚サポートセンター及び市町等と連携して、若い世代の結婚を支援するなど、家庭を築くことや、子育てに希望を持てる環境づくりを支援します。 (No. 10) ※
- ・ いわて子育てにやさしい企業や、いわて子育て応援の店協賛店を拡充するなど、子育て家庭を支援します。 (No. 10)

**【岩手で暮らす】（重点施策項目 No. 7～13）**

○ スポーツ振興

- ・ 第71回国民体育大会・第16回全国障害者スポーツ大会を契機として、地域におけるスポーツ活動等を通じ、地域住民がスポーツに親しみ、身近に感じることができるよう情報発信・普及啓発等の取組を推進します。 (No. 8)
- ・ ラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の事前合宿誘致等に対する当圏域の市町が連携した取組を支援します。 (No. 8)

○ 保健・医療・福祉

- ・ 「地域包括ケアシステム」の構築主体である市町に対し支援を行うとともに、関係機関・団体と連携し医療と介護の連携に取り組みます。 (No. 9)
- ・ 脳卒中予防のため、地域・職域保健関係者等と連携し、健康な食生活や運動習慣などの定着の普及を図るなど、メタボリックシンドローム予防に取り組みます。 (No. 9)
- ・ ゲートキーパー養成研修等を通じて、住民一人ひとりがゲートキーパーとしての役割を理解し、早期対応の中心的役割を担うことができる人材を養成します。 (No. 10)

○ 環境の保全

- ・ 地域や学校が行う自然観察会、水生生物調査、森林学習等の環境学習を支援します。 (No. 11)

○ まちづくり

- ・ ユニバーサルデザインの考え方に基づく、ひとにやさしいまちづくりの普及・啓発を推進します。 (No. 10・12)
- ・ 市町担当者への研修会や意見交換会を実施し、管内市町の情報共有の場を設けることなどにより、地域コミュニティ活動や協働のまちづくりを推進します。 (No. 12)

○ 防災対策

- ・ 国、市町、水防団体等との連携により、防災体制の構築と災害対応訓練の実施に取り組みます。 (No. 13)

○ 交通ネットワーク整備

- ・ 地域医療を支援するため、円滑な救急搬送を支える道路、スマートインターチェンジの整備を推進します。 (No. 7)

上記の取組内容のうち、「若者・女性の活躍支援」に係る取組には、※を付しています。

## 1

## I 地域の自立を支える地域経済基盤の確立

## 学術研究機能等の集積を生かした連携・交流による ＩＴ・ものづくり産業の振興

### 1 みんなで目指す姿

組込みソフトウェア<sup>※1</sup>などのＩＴ<sup>※2</sup>産業や新技術開発に取り組むものづくり産業の集積が進むとともに、企業間の連携により技術力・開発力が高まり、地域経済の活性化が図られています。また、学術研究機関等との連携や異業種交流によって、ＩＴ技術を活用した新事業が地域で展開されるとともに、若手技術者が活躍しています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎①ものづくり関連産業分野（輸送用機械、半導体製造装置、電子部品・デバイス <sup>※3</sup> 等）の製造品出荷額	㉙ 955 億 円	㉚ 1,043 億 円	㉛ 1,127 億 円	㉜ 1,217 億 円	㉝ 1,314 億 円
②情報サービス産業（ソフトウェア業、情報処理業、インターネット付随サービス業）の売上高【岩手県計】	㉙ 399 億 円	㉚ 419 億 円	㉛ 440 億 円	㉜ 462 億 円	㉝ 485 億 円

#### 【目標値の考え方】

- ① ものづくり関連産業分野の製造品出荷額が、平成 20 年秋からの世界的景気後退などの影響で大きく落ち込んでいることから、世界同時不況以前の出荷額を目指すもの。
- ② 情報サービス産業の売上高は、前回調査（平成 22 年）から 2.57 倍の伸びとなっていることから、県央圏域を中心に、引き続き、企業集積を図り、毎年 5 % の伸びを目指すもの。

### 現状

- 県央圏域には、岩手大学、岩手県立大学などの学術研究機関や、岩手県工業技術センターなどの産業支援機関が集積しており、本県の産業振興に大きな役割を果たしています。
- 平成 25 年度における圏域のものづくり関連産業分野の製造品出荷額は 955 億円となっており、世界同時不況の影響などからの回復が遅れていることから、新技術開発の取組を進めるとともに、最新の技術や情報化に対応した専門的知識、技術を有する人材の育成や、新事業に挑む意欲ある事業者を支援していく必要があります。
- 盛岡広域地域産業活性化基本計画等に基づき、ＩＴ関連技術者等の育成や首都圏での立地セミナーの開催などを進めており、引き続き、緊密な連携の下に、産業集積に向けた取組を進めていく必要があります。
- 県央圏域では、岩手大学構内への盛岡市产学研官連携研究センターや、滝沢市 I P U イノベーションパーク及び関連施設、盛岡市、八幡平市における貸工場の整備など、産業立地基盤が充実し、ＩＴ産業や研究開発に取り組むものづくり企業の集積が進んでいますが、引き続き、企業誘致を促していく必要があります。
- いわて加速器関連産業研究会の設立により、県内企業の技術力向上や取引機会の拡大等が推進されるなどにより、ものづくり企業の加速器関連産業への参入が期待される一方で、人件費や原材料価格の上昇及び産業人材の不足による生産の停滞なども懸念されます。

### 2 目指す姿を実現するための取組

#### 基本方向

盛岡広域地域産業活性化基本計画等に基づき、市町や関係機関と連携し、産業集積を促進し

ます。

岩手大学や岩手県立大学、岩手医科大学などの学術研究機関、産業支援機関の集積などの強みを生かして、産学官が連携してＩＴ産業、ものづくり産業の振興を図ります。

また、いわて組込みシステムコンソーシアム、組込み技術研究会、ＥＴロボコン東北地区実行委員会等の活動を通じて、組込みソフトウェア開発技術者やものづくりの担い手などの産業人材を育成します。

### 主な取組内容

#### ① 盛岡広域地域産業活性化基本計画等に基づく企業集積の推進 ◆

- ・ 盛岡広域地域産業活性化基本計画に基づき、市町や在京盛岡広域産業人会などの関係団体と連携して、首都圏での企業立地セミナーの開催やＩＴ産業に関連した展示会への出展、ホームページの活用などにより立地環境等を情報発信し、ＩＴ産業や新技術開発に取り組むものづくり企業などの集積を促進します。

#### ② 地域産業を支える担い手の育成 ◆

- ・ ＩＴ関連産業人材に係る養成事業を実施するなど、学術研究機関や産業支援機関、商工団体、北上川流域ものづくりネットワークなどとの連携により、組込みソフトウェア開発技術者やものづくり産業の人材などの担い手を育成します。
- ・ 企業の垣根を越えた若手技術者等の横の連携を支援します。

#### ③ ＩＴ産業・ものづくり産業の異業種交流による相乗効果の創出 ◆

- ・ 新事業展開や販路拡大に向け、ＩＴ連携コーディネーターを設置するとともに、いわて産業振興センターや盛岡工業クラブなどの関係団体と連携して企業間の取引あっせんを支援するなど、ＩＴ産業・ものづくり産業の異業種交流や他産業との連携による生産性向上、付加価値向上、地域課題解決のための取組を促進します。
- ・ 誘致企業と地場企業が相互に交流・連携し、地場企業が技術力を高め独自開発能力の強化を図ることにより、企業の競争力強化を促進します。

#### ④ 新事業創出・起業の支援 ◆

- ・ 市町や商工団体、産業支援機関と連携し、各種事業を活用しながら、中小企業者の経営革新に係る事業活動の支援や、創業に向けたセミナーの開催などにより、新事業に挑戦する企業の取組や起業家の育成を促進します。
- ・ 商工団体が、「小規模支援法」に基づき国の認定を受けた経営発達支援計画に基づく取組と連携し、小規模事業者等の経営の改善や経営の再構築を支援します。
- ・ 岩手大学や岩手県立大学などとの産学官連携を一層強化するとともに、岩手医科大学などとの医工連携も視野に入れ、未来を切り拓く新事業の展開を支援します。
- ・ 企業へのフォローアップ訪問などを通じて把握した研究開発ニーズについて、関係機関とのマッチングを行います。
- ・ 加速器関連産業の発展などが期待される国際リニアコライダー（ＩＬＣ）に関し、管内市町や関係団体と連携しながら、広く住民の理解増進に取り組みます。

### 3 取組に当たっての協働と役割分担

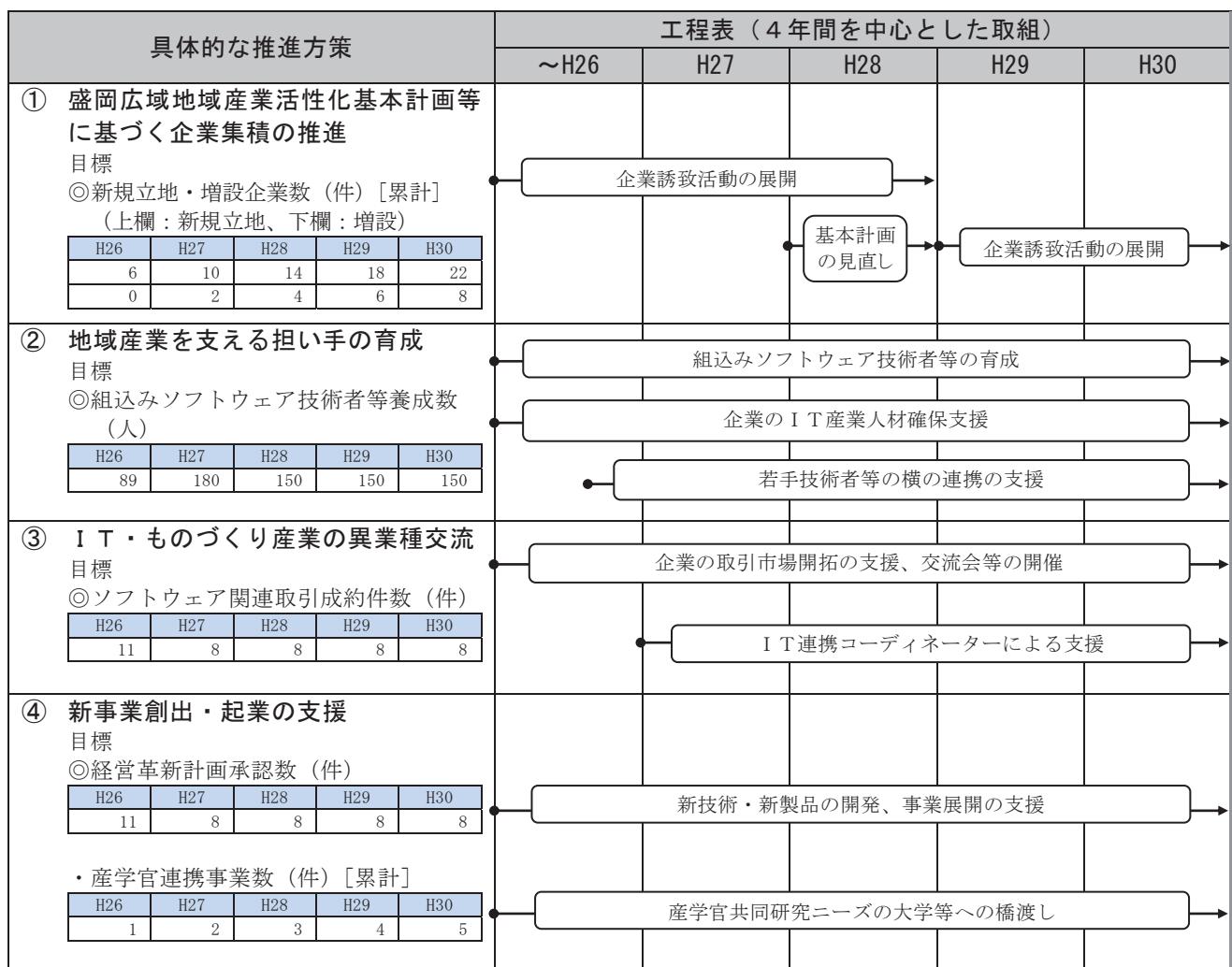
ＩＴ産業やものづくり産業の集積を促進するためには、中心的な役割を担う民間企業等が、産学官連携による共同研究や、新技術・新製品の開発に主体的に取り組む必要があります。

大学・産業支援機関等は、産業を担う人材の育成を行うとともに、民間企業等への研究シーズの提供や企業間の取引あっせんなどの支援を行います。

また、県や市町は、企業誘致活動に取り組むとともに、産学官連携に係る施設や産業立地基盤の整備、優遇措置などにより民間企業等の活動の下支えを行います。

県以外 の主体	<p><b>(企業等)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大学等との共同研究</li> <li>新技術・新製品開発</li> <li>販路開拓</li> <li>インターンシップ等の受入れなど</li> </ul>	<p><b>(大学、産業支援機関等)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>産業人材の育成</li> <li>企業等との共同研究</li> <li>市町との連携</li> <li>起業の支援</li> <li>企業間取引支援など</li> </ul>	<p><b>(市町)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>产学官連携施設、産業立地基盤等の整備</li> <li>企業等への产学官連携、起業の支援</li> <li>企業誘致活動、優遇措置など</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業誘致活動、優遇措置</li> <li>企業等、市町への产学官連携支援</li> <li>産業人材の育成支援 など</li> </ul>		

#### 4 県の具体的な推進方策（工程表）



#### 関連する計画

- 盛岡広域地域産業活性化基本計画（計画期間 平成24年度～平成28年度）

※1 組込みソフトウェア

携帯電話や家電製品などに内蔵されるマイクロコンピュータを制御するソフトウェアの総称。

2 I T (Information Technology)

「情報通信技術」の略であり、I C T (Information and Communication Technology) とほぼ同義の意味を持つが、このアクションプランにおいては、コンピューター関連の技術を I T、コンピューター技術の活用に着目する場合を I C T と、区別して用いる。

3 デバイス

I C (集積回路)、ダイオード、トランジスタなど、何らかの特定機能を持った電子部品。

## 2

## I 地域の自立を支える地域経済基盤の確立

## 産業と地域の連携による滞在型広域観光の推進

## 1 みんなで目指す姿

第71回国民体育大会・第16回全国障害者スポーツ大会、十和田八幡平国立公園指定60周年、広域観光周遊ルート形成計画認定（日本の奥の院・東北探訪ルート）、台湾といわて花巻空港の定期便化を契機に、岩手山麓、八幡平・安比エリアにおける健康や癒しをテーマとした滞在型観光や、歴史・文化、都市の魅力を生かしたまちなか観光を求めて、国内外から多くの観光客が訪れています。

また、国内外に盛岡・八幡平のブランド化が図られ、圏域全体に観光の経済効果が波及しています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎観光入込客数（延べ人数）	999.9万人回	1,001.0万人回	1,002.1万人回	1,003.2万人回	1,004.3万人回

## 【目標値の考え方】

平成26年を基準年（999.9万人）として、国内人口が減少傾向にあって、国内観光客の増は困難なため、観光入込客数においては、国内観光客は現状の維持を目指し、外国人観光客は平成27年度以降、平成25年から平成26年の増加を維持し1.1万人回ずつの増加を目指すもの。

注) 観光入込客数（延べ人数）は、各調査対象地点における入込数の合計。数値は暦年集計。

## 現状

- 県央圏域の観光入込客数は減少傾向にありましたが、東日本大震災津波以降、震災復興事業・復興応援等により増加に転じました。平成26年は、震災復興事業・復興応援が一段落したことや、貸切バスの運賃・料金制度の改正等の影響もあり前年から微減となりました。
- 外国人観光客入込数は、台湾からの観光客は東日本大震災津波前の水準を上回っているものの、外国人観光客全体では回復していない状況にあります。
- 盛岡出身の大島高任の指導により建設された高炉跡を含む橋野鉄鉱山の世界遺産登録、第71回国民体育大会・第16回全国障害者スポーツ大会、十和田八幡平国立公園指定60周年を追い風として、当圏域の観光情報を強力に発信し、観光客の入込みに努める必要があります。
- 当圏域の特性として、①北東北の観光の拠点、②多様な観光資源、③宿泊施設の集積（ホテルの収容人員は県全体の約7割）、④外国人観光客の入込み（県全体の約5割）などが挙げられることから、これらの特性を生かし、強力に誘客活動を展開する必要があります。
- 秋田県鹿角地域や仙北地域、宮古市や岩泉町との広域連携により、滞在型観光や回遊型観光が可能です。
- 教育旅行客入込数については、全体としては東日本大震災津波発災前の水準に回復しましたが、北海道からは東日本大震災津波前の状況に達しておらず回復に努める必要があります。
- 國際観光については、観光庁の広域観光周遊ルート<sup>※1</sup>に「日本の奥の院・東北探訪ルート」が認定されたことから、十和田・八幡平地域の「桜と雪の回廊」など魅力的な観光資源を、台湾をはじめとした国々へ積極的に情報発信する必要があります。

## 2 目指す姿を実現するための取組

### 基本方向

観光による岩手の復興と日本一のおもてなしを目指して平成26年3月に県で策定した「みちのく岩手観光立県第2次基本計画」を基に、十和田八幡平国立公園周辺の「桜と雪の回廊」に代表される優れた自然景観の国内外への認知度向上を目指すとともに、盛岡市をはじめとするまちなか観光資源や圏域内の温泉やイベントなど、魅力的な観光資源を積極的に発信し、当圏域のファンづくりに努めます。

また、多様化する近年の観光ニーズや増加する外国人観光客に的確に対応するため、ICT<sup>※2</sup>を活用した当圏域の魅力発信や受入態勢の整備を進めます。

### 主な取組内容

#### ① 第71回国民体育大会・第16回全国障害者スポーツ大会などを契機とした観光の推進 ◆

- ・ 第71回国民体育大会・第16回全国障害者スポーツ大会、北海道新幹線の開通により、多くの観光客が本県を訪れるタイミングに合わせ、現地からのおもてなし・魅力発信を積極的に行い、当圏域のファンづくりに取り組み、リピーターの獲得を目指します。
- ・ 飲食店、宿泊事業者、交通事業者等の各店のおもてなし力を高めるため、継続的な「おもてなしセミナー」を開催し、ホスピタリティ溢れるまち作りを目指します。

#### ② 健康・食・癒しをテーマとした滞在型観光の推進 ◆

- ・ 岩手山麓（盛岡市、雫石町）、八幡平・安比（八幡平市）エリアにおいて、「桜と雪の回廊」や紅葉など四季折々の大自然の魅力や豊富な温泉資源、さらに豊富な地元食材などを活用した健康・食・癒し・スキー等の冬のスポーツをテーマとした滞在型観光を推進します。
- ・ 地域が主体となって行う観光資源の発掘や地域の人材育成、旅行商品造成を支援して、着地型観光を推進するとともに、関係市町などと連携して、地域資源を生かした教育旅行の誘致活動に取り組みます。

#### ③ 国際観光の推進 ◆

- ・ 観光庁の広域観光周遊ルートに「日本の奥の院・東北探訪ルート」が認定されたことから、東北地域の関係機関と連携しながら、外国人観光客の受入態勢の整備を進めるとともに、台湾をはじめとした国々に対して観光情報の発信を行い、観光客の誘致を推進します。

#### ④ 広域観光の推進 ☆ ◆

- ・ 圏域内の観光エリアを結ぶ広域観光を展開するとともに、世界遺産を有する平泉町や沿岸地域、秋田県鹿角市、仙北市、小坂町との連携による広域観光を推進します。
- ・ 盛岡市など12市町を構成員とする盛岡・八幡平広域観光圏の取組を支援します。

#### ⑤ 歴史・文化や都市の魅力を生かしたまちなか観光の推進

- ・ 北東北の玄関口としての盛岡市の交通拠点性と、歴史・文化や都市の魅力を生かし、盛岡の歴史的町並み・建造物などの観光情報の発信を、盛岡市や関係団体と一体となって行います。

## 3 取組に当たっての協働と役割分担

地域資源を生かした滞在型観光や回遊型観光を推進するためには、各地域での魅力的な観光地作りや受入態勢の整備が重要となります。

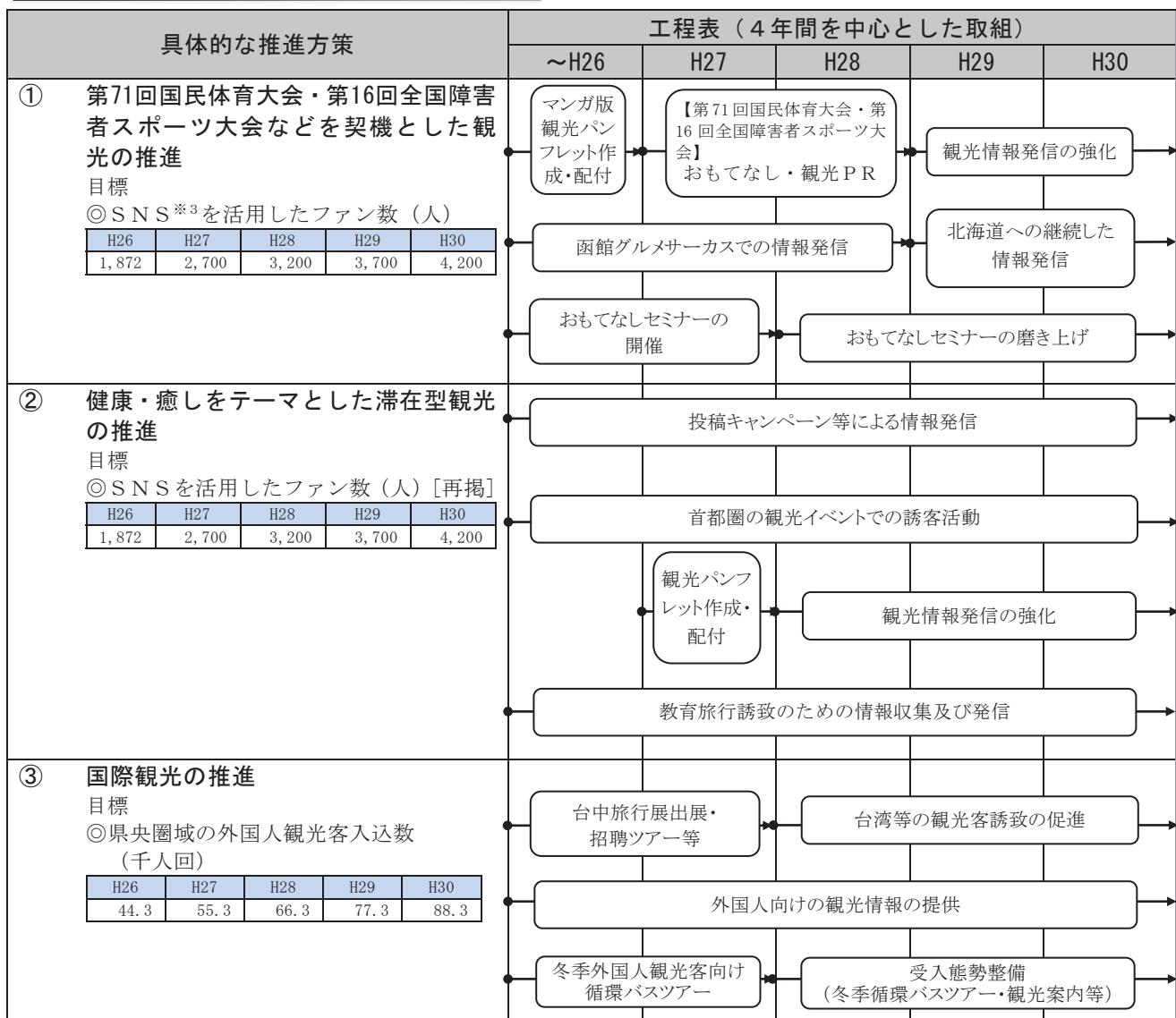
このため、観光に関わる企業・NPO・県民は、互いに連携し、付加価値の高い観光サービスの提供やおもてなしの実践などに取り組みます。

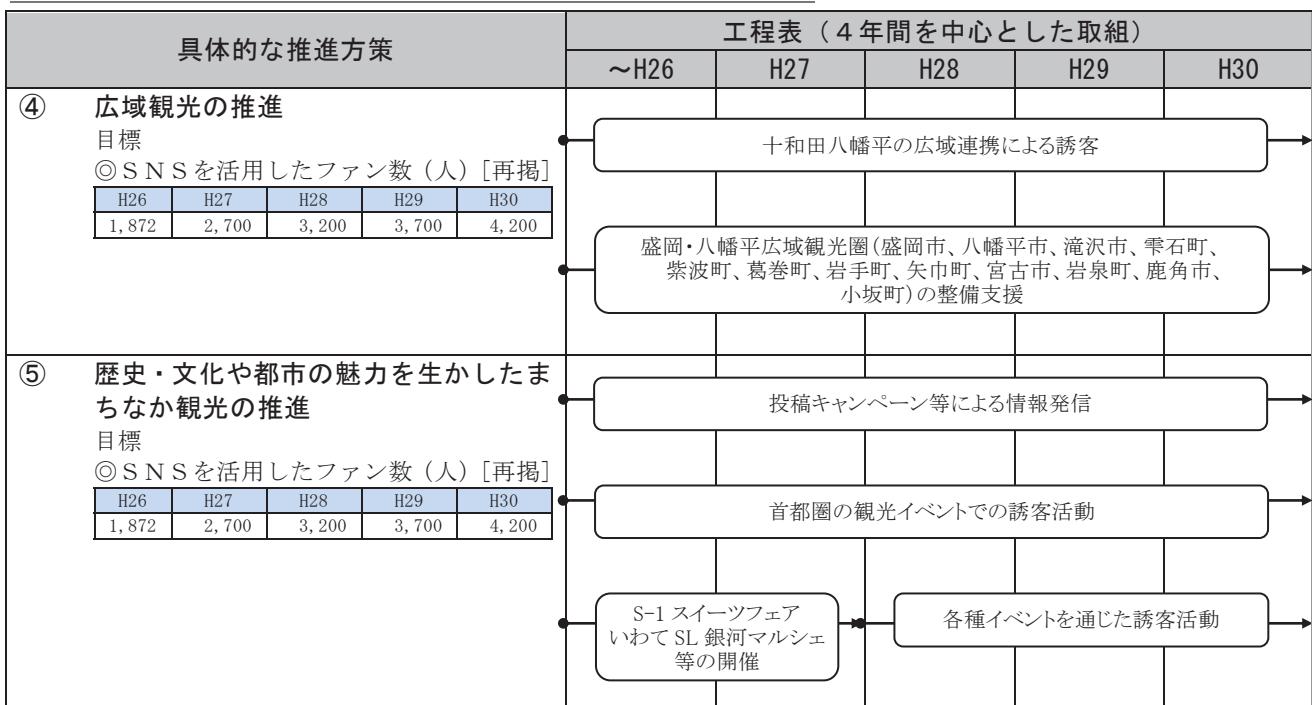
また、市町・産業支援機関は、観光関係者、住民等との緊密な連携による観光施策を推進するほか、観光施策に向けた人材の育成、祭りやイベントの開催により、地域の活性化を図ります。

県は、これらの取組を支援し、市町等の広域的な連携を進めるとともに、県境を越えた地域との連携による観光を推進するほか、国際観光の推進に向け関係機関と共に取り組みます。

県以外 の主体	<p><b>(企業・団体・県民)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域資源の掘り起こし、磨き上げによる旅行商品造成と情報発信</li> <li>・ 旅行者が快適に過ごせる受入環境の整備</li> <li>・ 旅行者に満足してもらうおもてなしの実践</li> <li>・ 祭りやイベントなどへの積極的な参加、地域の魅力発信、交流など観光振興につながる行動への取組 など</li> </ul>	<p><b>(市町・観光協会)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域観光施策の企画、コーディネート、実施</li> <li>・ 地域資源を生かした魅力ある観光地づくりと情報発信</li> <li>・ 地域内の民間事業者との連絡調整、取引支援</li> <li>・ 地域内の二次交通の整備促進</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域的な観光施策の企画、コーディネート、実施</li> <li>・ 市町、民間事業者、地域リーダーへの協力と支援</li> <li>・ 国内外への県央圏域の情報発信</li> <li>・ 広域二次交通の充実やICTを活用した広域周遊の促進</li> <li>・ 海外誘客拡大のための受入態勢の整備促進と海外プロモーションの実施</li> </ul>	

#### 4 県の具体的な推進方策（工程表）





※1 広域観光周遊ルート

複数の都道府県を跨って、テーマ性・ストーリー性を持った一連の魅力ある観光地を、交通アクセスも含めてネットワーク化し、外国人旅行者の滞在日数（平均6日～7日）に見合った、訪日を強く動機づける「広域観光周遊ルート」として国土交通大臣が認定。

2 ICT (Information and Communication Technology)

「情報通信技術」の略であり、IT (Information Technology) とほぼ同義の意味を持つが、このアクションプランにおいては、コンピューター関連の技術をIT、コンピューター技術の活用に着目する場合をICTと、区別して用いる。

3 SNS (Social Networking Service)

インターネット上の交流を通して社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築するサービスのこと。

## 3

## I 地域の自立を支える地域経済基盤の確立

## 地域資源を生かした特色ある食産業と地場産業の展開

## 1 みんなで目指す姿

管内の食や工芸を中心とした若手事業者が各自の取組や異業種連携などを通じて、地域産業をリードする人材になるとともに、次世代の若手事業者が育っています。

また、食や工芸を中心とした異業種連携の中から、販路拡大や雇用にもつながる新たなビジネス創出が図られるなど、食や工芸による地域活性化の動きが管内各地で展開されています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎食料品製造出荷額	㉕1,063億円	㉖1,087億円	㉗1,111億円	㉘1,136億円	㉙1,161億円
<b>【目標値の考え方】</b>					
県央圏域食料品製造業の生産性の向上を目標として、従業員一人当たりの食料品製造出荷額における全国との差を縮め、平成30年の出荷額は現状値のおおむね1割増を目指すこととし、目標値を1,161億円（98億円増）とするもの。					

## 現状

- 県央圏域は、盛岡市を中心とした県内最大の食料消費地であるとともに、農畜産物の県内外への販売額が県全体の約3割を占める農業地帯となっています。
- 食料品製造業は、平成25年において、県全体の事業所数で21.7%、従業員数で28.0%、製造品出荷額では33.1%を占める主要分野となっています。
- 生産者や加工業者、流通業者などの異業種交流ネットワークから新たな商品開発の取組が行われるとともに、これら食産業の若手グループなどによる地域活性化のプロジェクトが始動しています。  
人口減少傾向の中で、活力ある地域内の若手事業者、とりわけ地域の食産業をリードする人材を支援するとともに、これに続く人材を増やしていく取組が必要となっています。
- 多彩で豊富な農畜林産物に恵まれていますが、高付加価値化による商品づくりや情報発信、さらに生産者と飲食店などの交流が十分とは言えず、地域資源である食や工芸などの地場産品を生かしきれていない状況にあります。
- 今後、当圏域の食や工芸の販路拡大を図っていくため、引き続き、商工団体及び(公財)盛岡地域地場産業振興センターなどの関係団体や市町と連携した取組を進めるとともに、観光産業やIT産業など、より多様な分野との交流を進めていく必要があります。

## 2 目指す姿を実現するための取組

## 基本方向

専門家を活用した工程改善の取組支援による事業者の生産性向上を図るとともに、異業種交流セミナー等の開催による若手事業者間の連携を強化しながら、食産業関連事業者の人材育成を図ります。

商品の高付加価値化に向けては、各種ファンド等補助制度活用による新商品開発や農商工連携の取組などを進め、雇用にもつながる新たなビジネス創出を目指します。

さらに、地域の生産者と消費者・飲食店等の交流を促進し、地産地消による内需拡大と地域内

連携や沿岸等の他地域との広域連携の強化を図ります。

また、県外の百貨店、ホテル、飲食店等のほか、管内を訪れる観光客に対する食や工芸などの地域資源を活用した様々な取組を促進することにより、地域活性化につなげます。

### 主な取組内容

#### ① 食産業関連事業者の生産性向上と人材育成 ◆

- ・ 食産業関連事業者の工程改善の取組を支援することにより、人材や事業者育成を行いながら、食料品製造業者等の生産性向上を図ります。
- ・ 地域の若手事業者（生産者）等が立案した農商工連携企画等への支援を通じ、新たなビジネス創出など地域の活性化を図ります。

#### ② 食や工芸を中心とした異業種交流ネットワークの拡大 ☆ ◆

- ・ 産業創造アドバイザー<sup>※1</sup>との連携により、生産から加工、販売までの食関連事業者のみならず、支援機関（市町、商工会、金融機関等）や異業種（宿泊業、IT、出版・広告業、伝統工芸等）交流ネットワークを拡大するとともに、当該ネットワークによる交流の機会（セミナー等）を設けることにより、農商工連携・事業者間交流や協働、沿岸等の他地域との広域連携による新たな事業展開を推進します。

#### ③ 高付加価値化による商品開発 ◆

- ・ 専門家の活用による食や工芸の付加価値向上、地域ブランド力強化のための取組や、ファンド等補助制度の活用による新商品開発等を支援します。

#### ④ 農畜林産物の地域内流通の促進 ☆ ◆

- ・ 市町等と連携した管内の生産者と飲食店等の交流の機会を設けることにより、地域食材の新たな商品化（メニュー化）など地産地消の取組を促進します。また、県内最大の消費地を抱える盛岡広域で開催される観光や食の各種イベントへの沿岸地域からの事業者の出展などを通じて復興を支援するとともに、沿岸等の他地域との広域連携の強化を図ります。
- ・ 地域の生産者から飲食店へ顔が見える形で旬な食材を提供するとともに、農産物の普及拡大につなげるため、小ロットで流通させる仕組みなどの新たな物流システムを検討しながら、地域内流通の促進を図ります。
- ・ 産直組織の経営力向上のため、産直間の販売物品交流や新商品などによる品揃えの充実強化を支援するとともに、経営管理研修等の開催を通じてマネジメント体制の強化を図ります。

#### ⑤ 県外への販路拡大と食や工芸と観光の連携 ◆

- ・ 食や工芸の県外商談会の出展支援や首都圏シェフ等の産地視察の実施などにより、県外への販路拡大を促進します。
- ・ 地域の旬で美味しい食材を提供する生産者や飲食店の情報を整備・発信することにより、食の魅力を生かした観光客の誘客促進を図ります。また、地域の食や工芸を活用した観光PRや生産者と連携した新たな農業体験メニュー等の旅行商品素材の発掘を行うなど、食や工芸と観光の連携を強化します。
- ・ 圏域北部の良質で豊富な食材を活用した特産品開発や販路拡大・観光との連携を通じて、地域内の意欲的な事業者を支援するとともに、北緯40度地域の持つ魅力が幅広く認知される取組を展開します。

### 3 取組に当たっての協働と役割分担

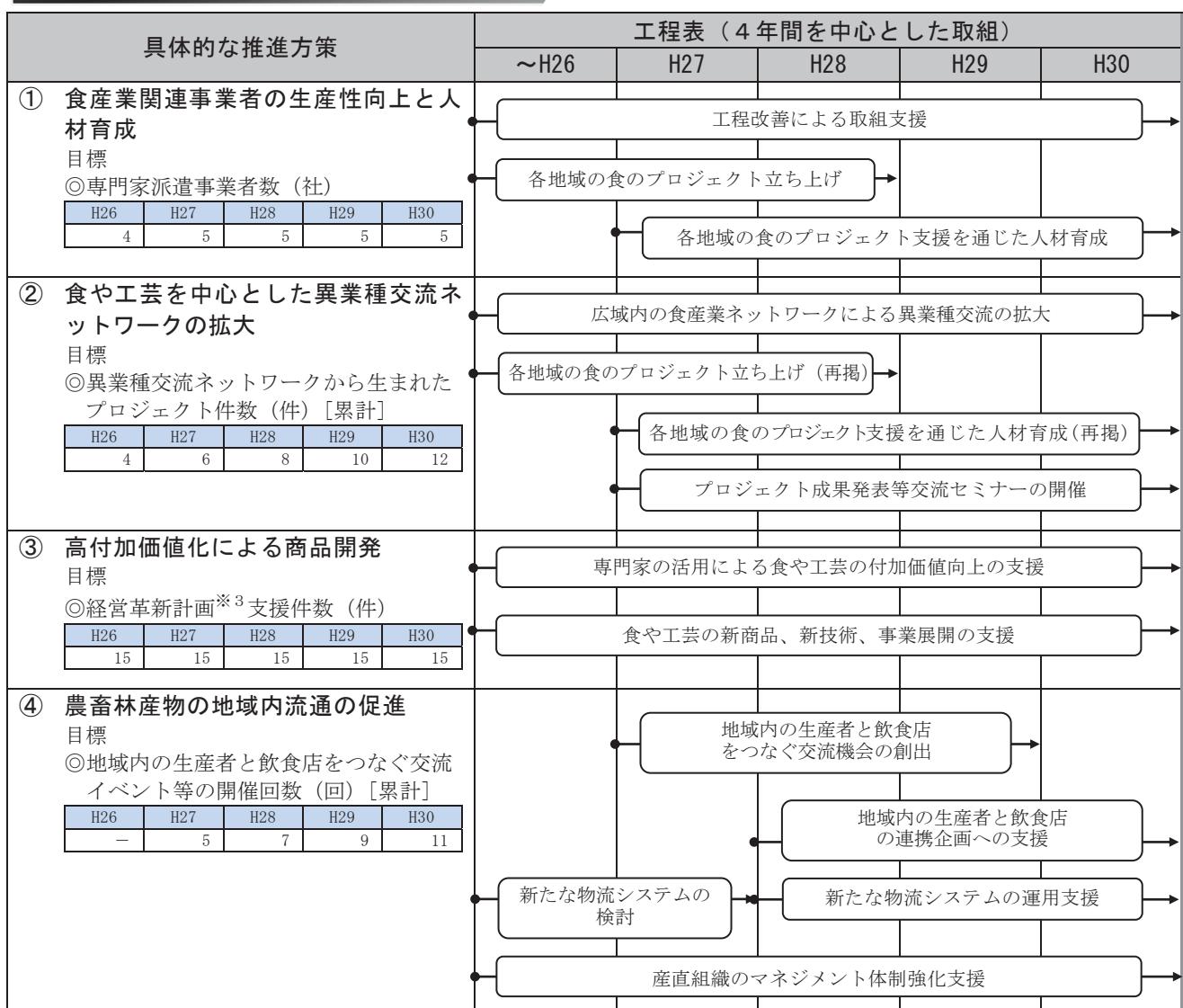
事業者は、食産業に関わる生産から加工・流通・販売等の関係者との連携や異業種交流などにより、農畜林産物の地域内流通の促進と食や工芸の新商品開発や販路開拓に取り組みます。

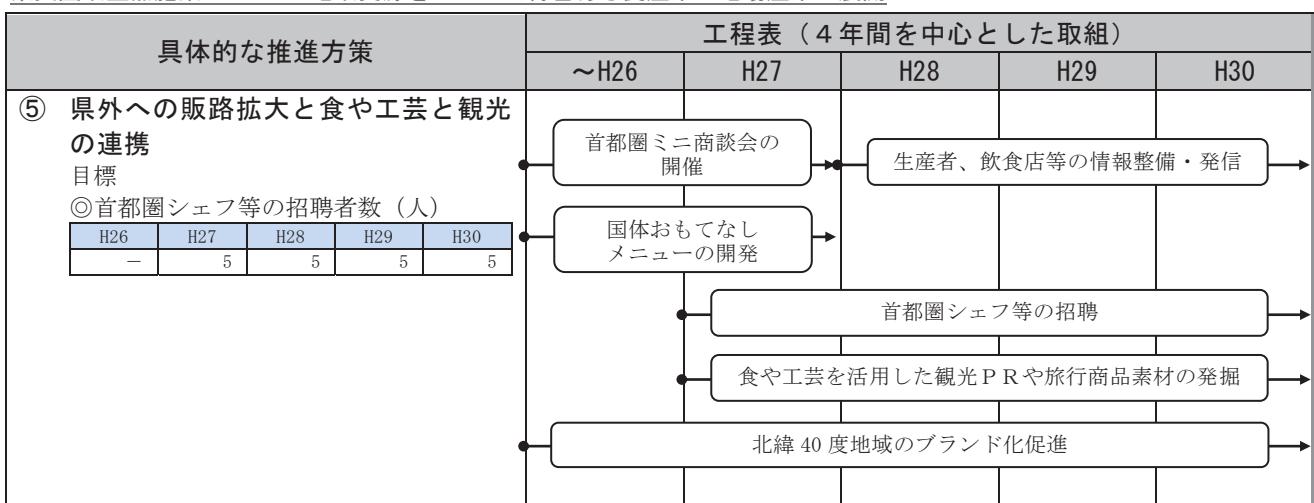
また、食や工芸による地域活性化を推進するため、商工団体及び(公財)盛岡地域地場産業振興センターなどの関係団体や市町は、連携しながら新商品開発等の支援やイベントによる情報発信に取り組みます。

県は、関係団体や市町と協力し、異業種交流ネットワーク組織や専門家の活用等により事業者の農商工連携や6次産業化<sup>※2</sup>の取組、食や工芸の販路開拓などの総合的な支援を行います。

県以外 の主体	<p><b>(事業者)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・異業種交流ネットワーク組織への積極的な参画</li> <li>・工程改善等生産性向上の取組</li> <li>・新製品開発、販路の確立、ブランド化</li> </ul> <p><b>(関係団体)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・異業種交流ネットワーク組織への積極的な参画</li> <li>・新商品開発、販路の確立、ブランド化の支援</li> <li>・経営力向上の支援</li> </ul> <p><b>(市町)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・異業種交流ネットワーク組織への積極的な参画</li> <li>・地域内の産業振興施策の企画・調整</li> <li>・食材情報の蓄積、発信</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異業種交流ネットワーク組織の運営</li> <li>・岩手県産業創造アドバイザー等専門家の活用による助言・指導</li> <li>・工程改善の取組支援</li> <li>・広域内の産業振興施策の企画・調整</li> <li>・商談会の開催等による販路開拓支援</li> </ul>

#### 4 県の具体的な推進方策（工程表）





## ※1 産業創造アドバイザー

食産業の振興を目的に県が委嘱する専門家で、商品開発や販路開拓など食品関連事業者が抱える課題に対して助言・指導を行う。

## 2 6次産業化

農林水産業（1次産業）が、加工（2次産業）、流通・販売（3次産業）を取り入れ、経営の高度化・多角化を進める取組（1次、2次、3次のそれぞれの産業分野が密接に結びついた形態）。

## 3 経営革新計画

中小企業が取り組む新たな事業活動について、実現性がある数値目標を具体的に定めた中期的な経営計画書。県に計画が承認されると様々な支援策の対象となるほか、計画策定を通して現状の課題や目標が明確になるなどの効果が期待できる。

## 4

## I 地域の自立を支える地域経済基盤の確立

## 次世代に継承できる農業経営の展開と魅力ある農村資源の活用

## 1 みんなで目指す姿

地域に根ざした農業経営者が、若者等の雇用を拡大するとともに、次世代の経営者を育て、収益力が高く魅力的な経営を確立しています。

産地の生産者組織等が生産性や商品性の向上に取り組むとともに、産地の経営資源を継承し、産地が持続的に発展しています。

魅力ある農村資源が保全されるとともに、それを生かしたコミュニティ活動や農村ビジネス<sup>\*1</sup>を通じて、多様な農村ライフスタイルを志向する人々と交流し、所得・雇用の確保と定住につながっています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
①認定農業者 <sup>*2</sup> の経営改善計画達成率	27%	29%	31%	33%	35%
②新規就農者数	58人 (H22～H26平均)	63人	63人	63人	63人
◎③農畜産物の販売額	540億円	559 億円	560 億円	561 億円	563 億円
④農村交流人口	1,152千人	1,164 千人	1,176 千人	1,187 千人	1,200 千人

## 【目標値の考え方】

- ① 生産性の向上及び付加価値の向上等により、経営改善計画の目標所得を達成した認定農業者の割合について、平成 30 年度に 35% の達成を目指すもの。
- ② 就農希望者へのきめ細かな支援体制の充実、農業法人や生産組織等による雇用の場の確保や将来の経営人材の育成等により、過去 5 年間（H22～H26）平均の新規就農者数に対し、1 割の増加を目指すもの。
- ③ 規模拡大、生産性向上、新規就農者の確保等により、平成 26 年度から 23 億円の増加を目指すもの。
- ④ 農村体験の受入態勢の強化や農観連携<sup>\*3</sup>の促進、食文化や農村の情報発信等により、農村交流施設（産直、農家レストラン、体験農園等）の来訪者数について、平成 30 年度に 1,200 千人の達成を目指すもの。

## 現状

- 認定農業者数は平成 26 年度末で 1,904 人と、平成 22 年の 1,969 人からほぼ横ばいで推移しているが、平成 26 年度末に経営改善計画の終期を迎えた 370 名のうち目標を達成した者は 27% と県平均（29%）を下回っており、他産業並みの所得確保に向けた支援が必要です。
- 女性の認定農業者は平成 26 年度末で 140 名（7.3%）であり、農産加工販売などの起業活動に加えて、近年は、牛飼い女子グループなどの生産性向上活動の取組が見られます。また、若者・女性グループによる農業・農村活性化プロジェクトなどが活発になっていることから、次世代の担い手として若者・女性の経営者能力の向上を支援する必要があります。
- 新規就農者数は平成 22 年度から平成 26 年度の累計で 290 人（平均 58 人／年）確保されています。一方、農業就業人口は、平成 17 年の 28,433 人から、5 年間で 7,166 人（25%）減少しています。また、65 歳以上の割合は、平成 17 年の 54% から 5 年間で 3 ポイント増え、高齢化が進んでいることから、産地や地域の担い手となる次世代の農業者の確保・育成を強化する必要があります。
- 地域農業マスタープラン<sup>\*4</sup>が、平成 26 年度末で、県央圏域全ての地域をカバーする 128 プラン策

## 県央圏域重点施策 No. 4 次世代に継承できる農業経営の展開と魅力ある農村資源の活用

定され、農地中間管理事業<sup>※5</sup>の活用等による担い手への農地集積が図られつつあります（集積済 24,561ha（カバー率 54%））。また、集落営農組織<sup>※6</sup>や個別経営体の法人化により、雇用就農の増加や経営の多角化などの取組が見られます。

- 耕地面積は 44,610ha で、県全体の 29% を占め、平野部から山間地帯までの多様な立地条件を有しています。キャベツ・ほうれんそう・りんどうなど、県を代表する産地が形成され、園芸作物の販売額（全農取扱い）が県全体の 4 割を占めています。また、乳用牛飼育頭数が県全体の 5 割を占める酪農地帯もあります。
- 農産物の有利販売に向けて、産地と実需者との契約取引などの取組が見られますが、実需者ニーズへの更なる対応と安定供給に向けて、生産者の新たな組織化による生産・流通システムの構築と産地の持続が求められています。
- 水田整備率（30a 以上：平成 24 年）は 57.1% と、県平均（51.1%）を上回っているものの、未整備地域では、担い手への農地の利用集積と集約化が十分進んでおらず、ほ場整備の一層の推進が必要です。
- 基幹的な農業水利施設の多くが耐用年数を経過し、更新対策を進めてきたところですが、今後においても、水路やため池等の整備による安定的な農業用水の確保が必要となっています。
- 県央圏域の農地の 74% を占める中山間地域の人口減少により、集落機能はもとより、多面的機能を有する農村資源の維持や生産活動の継続が困難になるおそれがあることから、担い手のみならず、兼業農家等を含めた地域住民が有する能力を最大限発揮し、活力ある農村づくりを進める必要があります。
- 中山間地域等直接支払交付金<sup>※7</sup>に係る協定が管内 151 地域（平成 26 年度）で締結されているほか、農地維持（共同）活動に係る多面的機能支払交付金<sup>※8</sup>が 179 組織、対象面積 16,171ha（カバー率 38%；平成 26 年度）に交付されるなど、地域協働による生産基盤や生活環境の保全活動が進んでおり、引き続き、取組の拡大に向けた啓発に努める必要があります。
- 農商工連携や生産者自身が加工販売等に取り組む 6 次産業化<sup>※9</sup>については、一部で優良な取組が見られるものの、労働力の確保や販路の拡大に課題を抱える事例もあります。

## 2 目指す姿を実現するための取組

### 基本方向

農業経営体の事業拡大、労働生産性向上及び高付加価値化等により収益力を向上させ、若者の就農・雇用を拡大するとともに、女性の積極的な経営参画を促進します。

生産者組織等が主体となった生産性向上や販売価格向上等の取組並びに産地・組織の担い手を確保し、産地に築かれた経営資源を継承する取組を支援するとともに、生産基盤の整備及び維持・保全を計画的に推進します。

担い手と農村住民の協働による農村資源の維持保全に向けた取組を支援するとともに、農村資源の魅力を生かした農村ビジネスを支援します。

### 主な取組内容

#### ① 次世代に継承できる農業経営の確立 ◆

- ・ 農業経営者や法人組織等が明確な経営目標を示した経営計画を策定し、経営規模の拡大や生産コストの削減、農商工連携等の高付加価値化による収益力向上の取組を支援するとともに、経営管理能力の向上を図ることにより、地域の若者等の雇用の受け皿となり、次世代に継承できる安定した経営体への転換を促進します。
- ・ 盛岡地方新規就農者確保・育成アクションプランに基づき、関係機関・団体が連携して就農希望者へのきめ細かな情報提供を行い、就農計画の策定及び早期の経営安定化を支援するとともに、農業法人や生産者組織等による雇用の場の確保や将来の経営人材に技術や経営管理手法を継承する取組を支援し、次世代の担い手となる農業者を確保・育成します。

## 県央圏域重点施策 No. 4 次世代に継承できる農業経営の展開と魅力ある農村資源の活用

- ・ 女性農業者が能力を最大限発揮できる環境づくりを推進するため、若手女性農業者のネットワークづくりを支援するとともに、次世代の女性リーダーを育成し、女性農業者の積極的な経営参画及び起業等による経営の多角化を促進します。

### ② 産地の持続的な発展 ◆

- ・ 生産者の新たなグループ化等による販路拡大や有利販売の取組を支援するとともに、産地に築かれてきた経営資源（技術・農地・機械・施設等）を次世代の担い手に円滑に継承する取組を支援し、産地の持続的な発展を図ります。
- ・ 水田のフル活用により所得向上を図るため、生産基盤の整備及び農地の集積等による生産効率の向上を図るとともに、米新品種（「銀河のしずく」<sup>※10</sup>）の産地化、飼料用米等の新規需要米<sup>※11</sup>の作付拡大、直播等の低コスト・省力技術の導入、麦・大豆等の収量向上技術導入を促進します。
- ・ 園芸の収益向上のため、野菜産地拡大実践プラン・花き産地改革実践プラン・果樹産地構造改革計画に基づき、適切な品種選定・導入を支援するとともに、生産の団地化、省力技術の導入、一部管理作業等の外部委託による合理化、収量及び品質向上技術の導入を継続的に推進します。
- ・ 畜産の収益向上のため、岩手県酪農振興アクションプラン・岩手県肉用牛振興計画に基づき、コントラクター組織<sup>※12</sup>等への作業の外部化による省力化・合理化を進めるとともに、乳用牛及び肉用牛の生産性向上等に資する管理技術の向上を図ります。
- ・ 優良な草地基盤を維持・保全するため、草地の整備・更新を計画的に推進します。
- ・ 家畜伝染病や野生鳥獣の被害から産地を守るため、防疫対策を徹底するとともに、野生鳥獣被害対策を適切に実施できる指導者を育成します。
- ・ 産地の生産性向上に資するため、ほ場や用排水路・農道の整備、暗渠排水等による農地の高度利用を支援するとともに、ダムや水路などの農業水利施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図るため、施設管理者とともに、機能診断に基づく予防保全対策の検討や適時適切な補修、更新等を行います。

### ③ 農村資源の維持保全と活用 ◆

- ・ 農業・農村が有する多面的機能等の維持・保全のため、農地・農業用施設及び農村景観等の農村資源が持つ公益的機能について地域住民の理解醸成を図るとともに、農村資源を地域協働で保全する活動を支援します。また、生産条件の不利な地域の実態を踏まえ、農業生産活動及び集落機能の維持に向けた取組を支援します。
- ・ 地域ならではの食文化を活用した魅力づくりのため、「食の匠<sup>※13</sup>」等による郷土食文化の伝承活動を支援するとともに、地域の農産物を活用した商品開発及び販売等の起業活動を支援します。
- ・ 産直や農家レストラン、グリーン・ツーリズム<sup>※14</sup>等の農村ビジネスを活性化するため、産直間の販売物品交流や新商品などによる品揃えの充実強化を支援するとともに、研修会の開催を通じて経営管理能力の向上を図ります。
- ・ 農村体験の受入態勢の強化、観光や福祉分野等異業種との連携を促進するほか、食文化や農村資源、若者・女性によるグループ活動等の情報を積極的に発信することにより、農村と都市住民との交流を促進します。

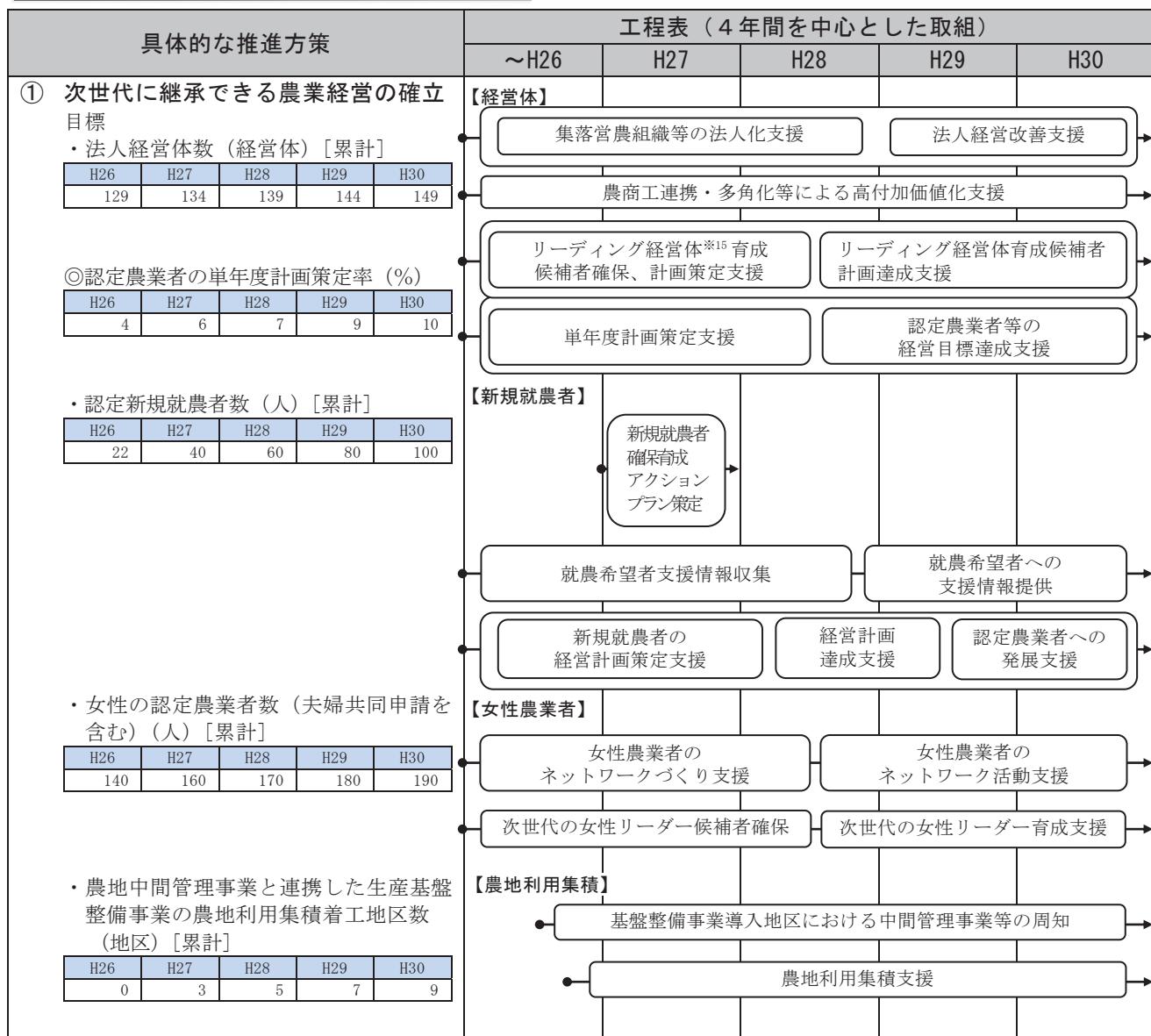
## 3 取組に当たっての協働と役割分担

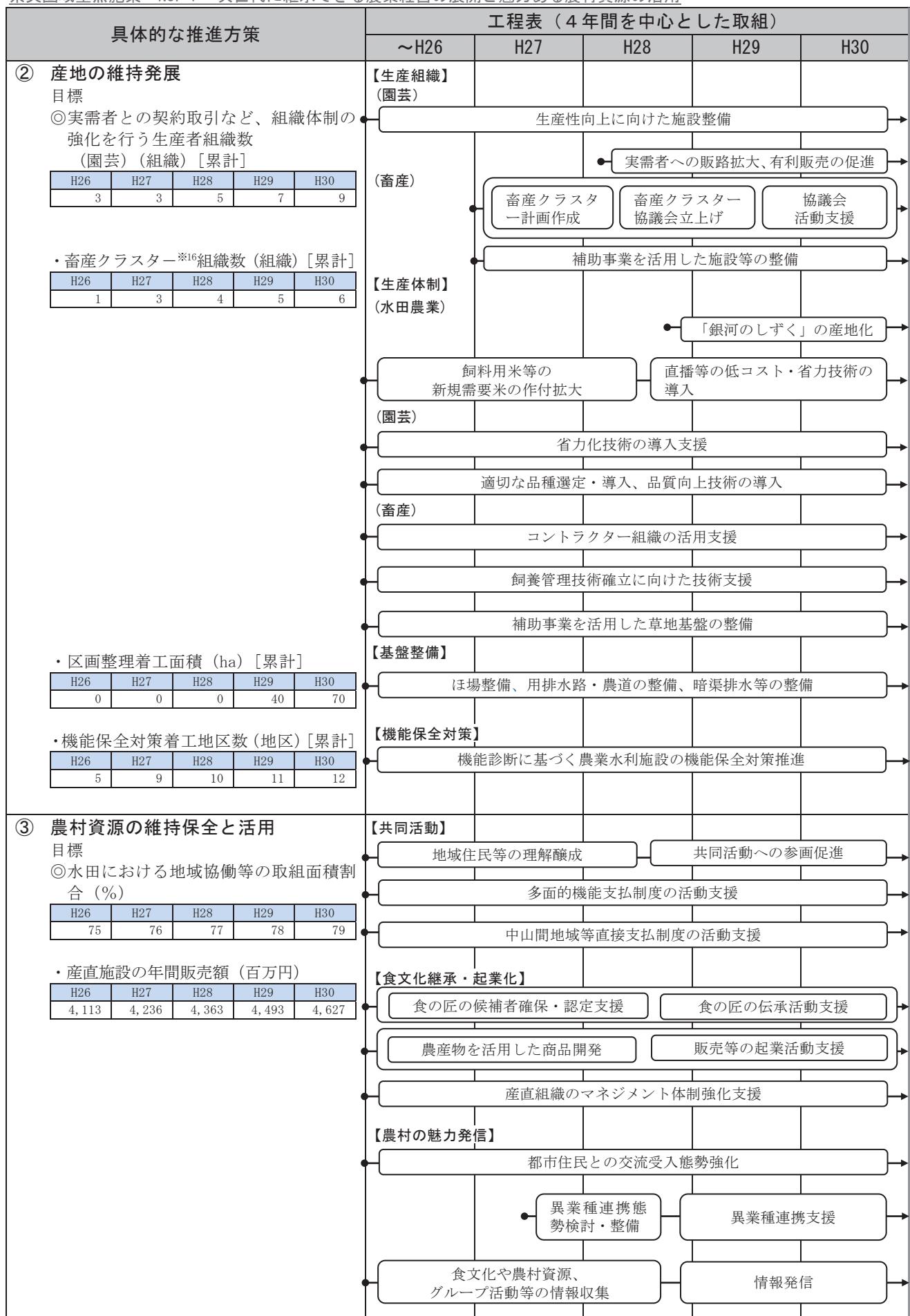
農業者や生産者組織は、経営改善のため、生産コストの削減や販路の拡大、経営の多角化に取り組むことで雇用を生み出すとともに、次世代の担い手を育成します。また、地域住民等との協働により、農村資源の維持保全活動や農村文化の継承、農村ビジネスへの取組を通じて、農村における交流促進を図ります。

県や市町、関係機関・団体は、農業者や生産組織がその能力を最大限に発揮できるよう、相互に連携して、生産基盤整備の推進や農地集積の促進に取り組むとともに、多様な担い手の確保・育成を支援します。また、農村のイメージアップにつながる情報発信を行います。

県以外 の主体	<p>(農業者・生産者組織・JA・土地改良区等関係機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若者の雇用拡大</li> <li>・次世代の担い手の確保・育成</li> <li>・生産団地化・省力化・外部委託導入</li> <li>・生産・出荷のグループ化</li> <li>・新商品開発・販売価格向上</li> <li>・農業資源の維持保全</li> <li>・農村ビジネスの取組</li> <li>・農村都市交流・異業種連携</li> </ul>	(市町)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産基盤整備の推進</li> <li>・多様な担い手の確保・育成支援</li> <li>・販路開拓支援</li> <li>・農村ビジネス支援</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的な支援体制の構築</li> <li>・生産基盤整備の推進</li> <li>・多様な担い手の確保・育成支援</li> <li>・生産団地化・省力化・外部委託導入支援</li> <li>・生産・出荷のグループ化支援</li> <li>・経営・栽培技術の指導</li> <li>・販路開拓支援</li> <li>・農村ビジネス支援</li> <li>・農村の魅力の情報発信</li> </ul>		

#### 4 県の具体的な推進方策（工程表）





## 関連する計画

- ・盛岡地方新規就農者確保・育成アクションプラン（計画期間 平成 27 年度～平成 31 年度）
- ・野菜産地拡大実践プラン（計画期間 平成 27 年度～）
- ・花き産地改革実践プラン（計画期間 平成 27 年度～）
- ・果樹産地構造改革計画（計画期間 平成 28 年度～平成 32 年度）
- ・岩手県酪農振興アクションプラン（計画期間 平成 27 年度～平成 29 年度）
- ・岩手県肉用牛振興計画（計画期間 平成 27 年度～平成 29 年度）

### ※ 1 農村ビジネス

- 農村の地域資源を活用した、産直や農家レストラン、農家民泊などの取組。
- 2 認定農業者  
農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村により農業経営改善計画の認定を受け、経営発展に取り組む農業者。
  - 3 農観連携  
農山村がもつ地域色豊かな郷土料理や食品、美しい景観等の地域資源を観光需要に結びつけ、地域の活性化を図る取組。
  - 4 地域農業マスタープラン  
農地利用のあり方や担い手の確保等、集落・地域が抱える「人と農地の問題」の解決に向けて、地域での話し合いを踏まえ、5 年後、10 年後を見据えて誰がどのように農地を利用するかについてまとめた計画。
  - 5 農地中間管理事業  
地域内の分散し錯綜した農地利用を整理し担い手ごとに集約化する必要がある場合や、耕作放棄地等について、農地中間管理機構（岩手県農業公社）が当該農地を借り受け、担い手（法人経営・大規模家族経営・集落営農・企業）がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して貸付ける事業。
  - 6 集落営農組織  
集落を単位として、生産工程の全部又は一部について共同で取り組む組織。
  - 7 中山間地域等直接支払交付金  
農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組み。
  - 8 多面的機能支払交付金  
農業・農村の持つ多面的機能の維持のため、農地、水路等の保全管理と農村環境の保全のための活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組み。
  - 9 6 次産業化  
農林水産業（1 次産業）が、加工（2 次産業）、流通・販売（3 次産業）を取り入れ、経営の高度化・多角化を進める取組（1 次、2 次、3 次それぞれの産業分野が密接に結びついた形態）。
  - 10 「銀河のしづく」  
平成28年秋に新たに主食用米として販売開始予定の岩手県オリジナル水稻品種。
  - 11 新規需要米  
飼料用、米粉用（米以外の穀物代替となるパン・麺等の用途）、バイオエタノール用、輸出用、酒造用など、「主食用米、加工用米、備蓄米以外の用途」のために生産された米穀。生産数量目標の外数として取り扱われる。
  - 12 コントラクター組織  
飼料生産機械利用組合等が中心となり、近隣の畜産農家等の飼料生産を請け負う組織。
  - 13 食の匠  
地域の食文化や郷土料理等に関する知識・技術を受け継ぎ、その情報発信と次代への伝承ができる者として県が認定した者。平成 26 年度末現在、246 人・団体を認定。
  - 14 グリーン・ツーリズム  
農山漁村と都市との交流等による農山漁村の活性化を目的に、農山漁村において、農地や森林、海岸などの生産基盤、農林水産物、景観、歴史、伝統文化、地域固有の産業、その他の地域資源を介して行われる多様な交流活動。
  - 15 リーディング経営体  
年間 3 千万円（肉牛肥育及び酪農は 5 千万円）以上の販売額を実現する経営体や、法人化した集落営農組織で経営の多角化等に取り組む先導的な経営体。
  - 16 畜産クラスター  
畜産農家をはじめ、地域の関係事業者が連携・結集し地域ぐるみで高収益型の畜産を実現するための体制。

## 5

## I 地域の自立を支える地域経済基盤の確立

## 森林資源の循環利用による林業・木材産業の振興

## 1 みんなで目指す姿

地域の森林では造林や間伐を組み合わせた「森林の若返り<sup>\*1</sup>」が図られ、建築用材から木質バイオマスまでカスケード（段階的）利用が進み、担い手の育成が図られるなど山村地域の活性化に貢献しています。

また、安全・安心なしいたけ等の特用林産物が生産され、販路の拡大等により産地再生が進み、地域の特徴を活かした産地が形成されています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎①造林面積	335ha	370ha	410ha	450ha	500ha
②間伐面積	2,190ha	2,200ha	2,200ha	2,200ha	2,200ha
③木質バイオマス燃料 <sup>*2</sup> の利用量	2,599トン	2,700 トン	19,700 トン	20,300 トン	20,800 トン

## 【目標値の考え方】

- ① 森林資源構成の平準化を図るために、毎年計画的な造林を行うことが必要であることから、造林面積は予想される年間主伐面積1,000haの5割を目指すもの。
- ② これまで造成した森林の資源構成を踏まえ、間伐面積は年間2,200haを目標とし、今後、未利用間伐材の搬出を行うなど、新たにバイオマス分野等での利用を目指すもの。
- ③ 既存バイオマスボイラ用燃料に加えて、平成28年度から稼働する近隣大型木質バイオマス発電施設用の燃料需要が増加することを見込み、5年後に8倍の増加を目指すもの。

## 現状

- 県央圏域の人工林面積(平成24年度：161,507ha)は、全県の約21%を占めています。森林の有する木材生産機能や水源かん養機能、地球温暖化防止機能などの多面的な機能を高度に發揮させるため、適切に主伐や間伐・造林を計画的に進めることにより「森林の若返り」を図り、将来的に齡級構成<sup>\*3</sup>の平準化を図る必要があります。計画的に「森林の若返り」を進めるため、森林の管理を行う森林施業プランナー<sup>\*4</sup>の育成支援が必要となっています。
- 広葉樹生産については、パルプ原木やしいたけ原木、木炭原木などといった多様な需要に応えていくため、豊富な森林資源の活用を進めていく必要があります。
- 当圏域の森林組合では、これまで森林資源の造成等を行い雇用の場を提供するなど地域貢献を果たしてきたところです。職員や作業班員の高齢化が進んでいること、大口需要先への供給対応が必要となっていることなどから、盛岡地区の2組合において広域合併に向けた協議が行われています。
- 当圏域では大型製材工場が稼働を始めているほか、近接地域では合板工場や木質バイオマス発電所の整備が進むなど、木材の需要構造は変化しており、大口需要者に対し安定供給する体制が必要となっています。
- 当圏域の役場庁舎等では地元産カラマツが構造部材として使用されるなど、地域産材の活用事例が増えており、さらに一般住宅や公共施設における需要拡大を図る必要があります。
- カラマツ等の地域ブランド材については、首都圏や沿岸部への供給が始まっています。販促活動を支援するほか、アカマツ内装材など住宅用部材の利用促進を図る必要があります。

## 県央圏域重点施策 No. 5 森林資源の循環利用による林業・木材産業の振興

- 当圏域の木質バイオマス利用機器の導入台数は公共施設等を中心に着実に増加（平成 22 年度：22 台→平成 26 年度：27 台）しており、今後は、低炭素社会の実現に向けて、産業分野への導入を促進するとともに燃料用チップの安定供給体制の構築を図る必要があります。  
当圏域に整備された官民複合施設においては、地域熱供給用のエネルギー源として松くい虫被害材の供給も始まっています。
- 原木しいたけについては、原発事故の影響を受け全国的な原木不足により原木価格が上昇していること、生産者の減少や高齢化等により生産量は減少傾向にあります。  
原木しいたけ産地の再構築に向け、原木の安定確保、新規参入者の確保・育成を図るほか、栽培技術の普及により収益性の向上を図る必要があります。

## 2 目指す姿を実現するための取組

### 基本方向

計画的な「森林の若返り」と地域材の利用拡大に向けて、低コスト造林の促進、林内路網<sup>※5</sup>の整備、林業事業体や森林施業プランナーなど担い手の育成、地域ブランド材の活用、エネルギーシフト<sup>※6</sup>による未利用森林資源のカスケード利用の促進、原木しいたけの生産振興などに取り組みます。

### 主な取組内容

#### ① 適切な森林整備と担い手の育成 ◆

- ・ 市町や森林組合等と連携し、森林施業の集約化と計画的な路網整備により、効率的な生産基盤の整備を促進します。
- ・ 持続的な森林経営を図るため、主伐や間伐、伐採から造林までの一貫作業などを計画的に進め、森林の齢級構成の平準化を図り「森林の若返り」や低コスト造林を促進します。
- ・ 適正な森林資源管理を行うため、森林組合等における担い手育成や森林施業プランナー等の活動を支援し、計画的な森林施業を促進します。
- ・ 豊富な広葉樹資源の循環利用を進めるため、上質紙の原料となるパルプ原木やしいたけ原木等の安定供給を促進します。
- ・ 松くい虫被害地域の拡大や北上を防ぐため、国、市町、森林組合などの関係機関と連携し、被害木の早期発見・徹底駆除に努めます。
- ・ 森林の有する公益的機能の維持・増進を図るため保安林指定や治山施設整備などを推進します。
- ・ N P O 等地域の民間活動組織が実施する森林保全活動に対する支援を行うほか、「県民の森」などの森林公園については、県民の保健休養や森林体験学習の場として提供します。

#### ② 地域材の利用促進及びブランドの確立 ☆ ◆

- ・ 県央圏域に整備されたストックポイント<sup>※7</sup>の有効活用を図り、木材の安定供給を進め、建築用材から木質バイオマス利用までカスケード（段階的）利用を促進します。
- ・ 「都市の中への森づくり」を進めるため、公共施設・公共工事における木材利用や木造住宅等の新規顧客開拓を図り、都市部への木材ストックの増加させるため普及啓発活動を行います。
- ・ 持続可能な森林経営・施業による木材流通を促進するため、森林認証（F S C 等）<sup>※8</sup>に向けた研修会や乾燥材生産技術の研修会等を開催し、関係者間での意識の醸成を図ります。
- ・ 東日本大震災津波からの復興に伴うニーズを把握し、復興住宅用資材などの円滑な供給や、カラマツ等地域ブランド材の販売促進に向けた支援を行います。

#### ③ 木質バイオマスの利活用の促進 ◆

- ・ 地域熱供給による木材資源の有効利用を図るため、公共施設における木質バイオマス機器の導入を進めるほか、松くい虫被害材について燃料としての利活用を進めます。
- ・ エネルギーシフト等により山村地域の活性化を図るため、近接木質バイオマス発電所への松くい虫被害材等未利用材の生産及び出荷体制の構築・支援など木材のカスケード利用を進めま

す。

#### ④ しいたけの生産振興

- 原木しいたけについては、原木等の放射性物質検査の徹底による安全・安心の確保や原木の安定供給の確保を図り、産地の再生に努めます。
- 都市近郊の立地を活かした生しいたけの周年栽培や、単位収量の増加等栽培技術の普及による収益性の向上、組織的な担い手育成など、地域の特徴ある産地づくりを促進します。

### 3 取組に当たっての協働と役割分担

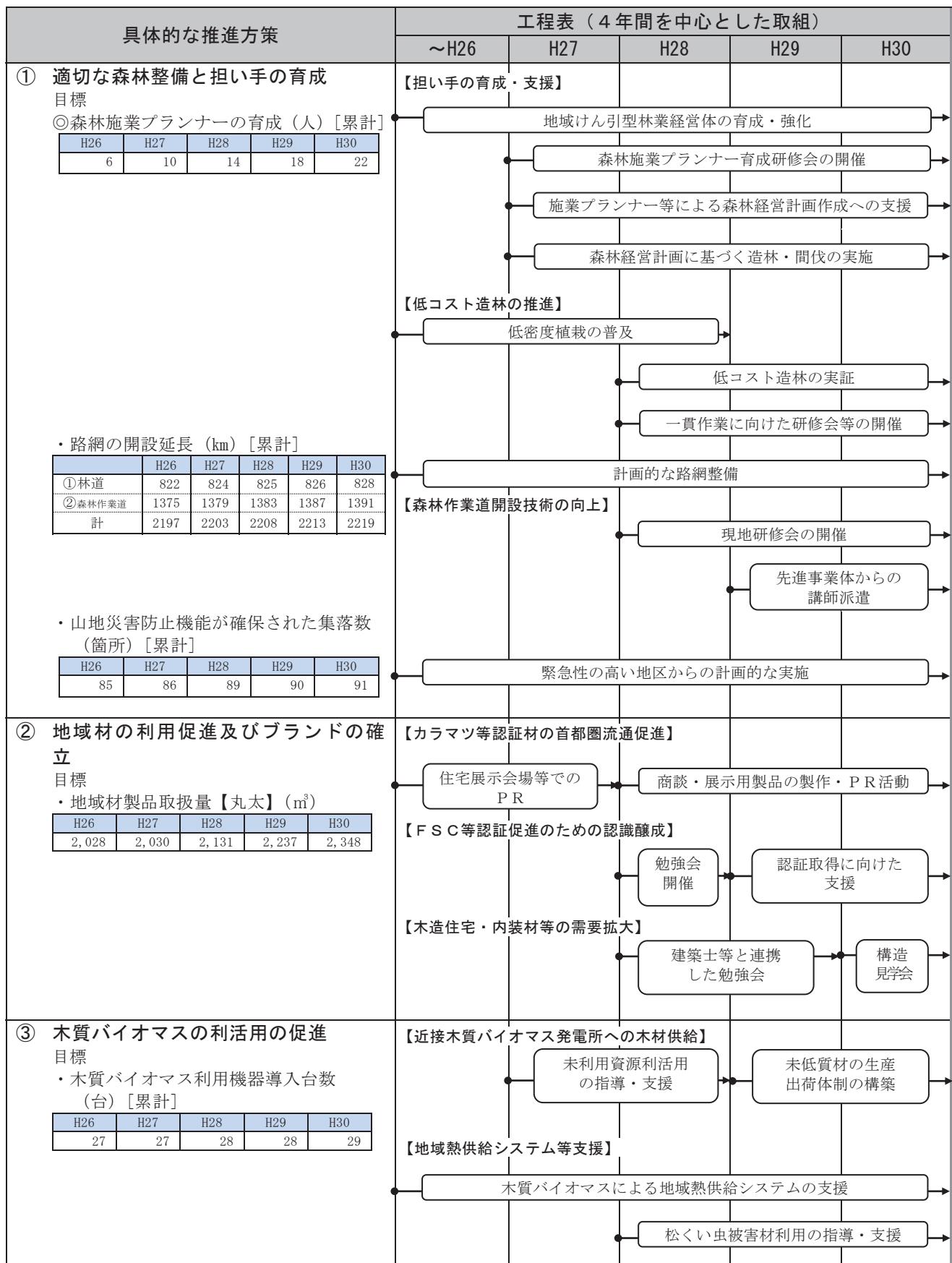
森林組合や木材加工事業体等は、森林施業の集約化や低コスト化を図りながら森林の適切な整備を進めるとともに、担い手の資質向上、地域材の利用促進とブランド化、木質バイオマス燃料の安定供給体制の整備などに取り組みます。

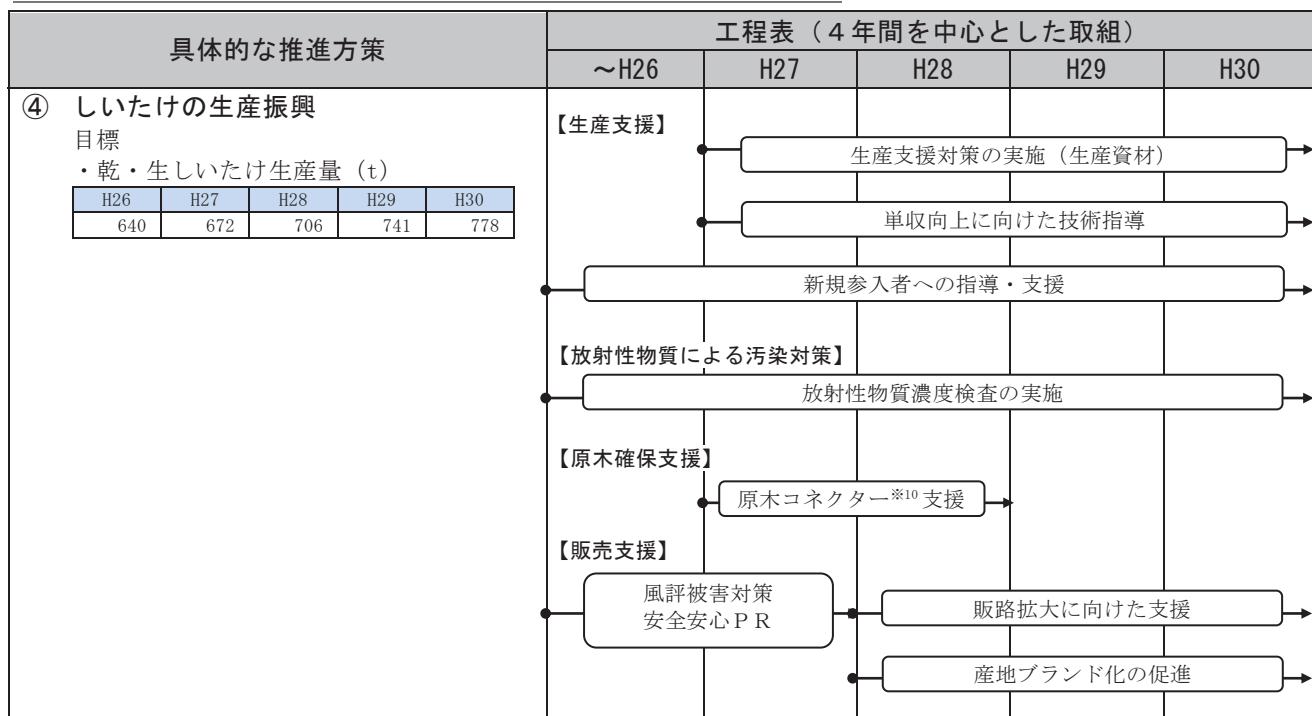
県と市町は、公共施設や公共工事への木材利用の推進、公共施設や産業分野への木質バイオマス利用機器の導入促進を図るとともに、森林組合や木材加工事業体等の取組を支援します。

また、生産者等と連携して、しいたけ栽培技術の向上や新規参入者の確保、原木の安定供給体制の整備、消費者に対する「安全・安心」の情報発信などを行い、産地づくりに取り組みます。

県以外 の主体	<p><b>(森林組合・木材加工事業体等)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>森林経営計画等に基づく適正な森林施業の実施</li> <li>森林施業の低コスト化</li> <li>経営基盤強化と雇用管理の改善等による担い手の確保育成</li> <li>企業の森づくり活動の実施</li> <li>松くい虫防除事業の実施</li> <li>地域材やバイオマス燃料の安定供給による木材のカスケード利用の取組</li> <li>新たな木材需要の開拓と地域ブランド材の販売強化</li> <li>木質バイオマスボイラーの導入</li> <li>二酸化炭素排出量取引等への参加</li> <li>安全・安心なしいたけの生産</li> </ul>	<p><b>(市町)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適切な森林整備の推進</li> <li>松くい虫防除事業の推進</li> <li>地域けん引型林業経営体<sup>※9</sup>の活動支援</li> <li>地域材安定供給の実行支援</li> <li>公共施設等への木材利用を推進</li> <li>地域材ブランドの販売支援</li> <li>木質バイオマスの利活用の促進、普及啓発</li> <li>しいたけの生産活動支援</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な森林整備の支援、指導</li> <li>計画的な路網整備</li> <li>施業集約化や高性能林業機の導入支援</li> <li>NPO等地域の民間活動組織が行う森林保全活動支援</li> <li>松くい虫被害木の徹底駆除、被害木利用、樹種転換の促進</li> <li>地域けん引型林業経営体の育成支援</li> <li>森林施業プランナーの育成</li> <li>保安林指定や治山施設の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林公園の維持・管理</li> <li>公共施設等への木材利用を推進</li> <li>地域材安定供給体制の整備構築</li> <li>地域材ブランドの確立支援</li> <li>木質バイオマスの利活用の促進と普及啓発</li> <li>しいたけ生産者の技術向上や新規参入者の確保、原木の安定供給体制の整備推進</li> </ul>

## 4 県の具体的な推進方策（工程表）





- ※ 1 森林の若返り  
主伐・間伐、造林を行い齢級構成の平準化を図ること。
- 2 木質バイオマス燃料  
木質ペレット、木質チップ、薪、製材加工の廃材などの木材由来の生物資源燃料。
- 3 齢級構成  
齢級とは、森林の年齢を5年の幅でくくったもの。1～5年生を1齢級、6～10年生を2齢級と数える。
- 4 森林施業プランナー  
森林経営計画を作成するとともに、作業団地単位ごとに森林施業の内容や事業収支を示した施業提案書を作成し、森林所有者へ提示して施業を受託することのできる者。
- 5 路網  
林道、林業専用道、森林作業道から構成され、保育・素材生産等の施業を効率的に行うため林業で最も重要な生産基盤。
- 6 エネルギーシフト  
化石燃料（石油・石炭）から再生可能エネルギーへ転換を図ること。
- 7 ストックポイント  
伐採された素材（原木）を一時保管し、用途別に仕分ける中間土場。
- 8 森林認証（FSC等）  
適切な森林管理が行われていることを証明する制度名称。FSCのほかSGEC制度がある。
- 9 地域けん引型林業経営体  
森林所有者に代わって地域単位に生産性の高い森林経営を実践している林業経営体。
- 10 原木コネクター  
森林所有者（原木林所有者）としいたけ生産者をつなぐ原木の生産・供給に意欲的な地域の原木生産者。

## 雇用・労働環境の整備

### 1 みんなで目指す姿

県央圏域で職を求める者が地域内で安定して働くことができる雇用の場が創出されています。また、若年者・女性・障がい者等が能力を十分に発揮できる仕事に就き、地域の産業を支える人材として職場に定着しています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎県央圏域高卒者の管内就職率	58.1%	58.5%	59.0%	59.5%	60.0%

#### 【目標値の考え方】

県央圏域高卒者の就職内定率は、平成27年5月現在で99.9%（前年同月±0%）と平成18年度以降過去最高の水準となっているものの、管内就職率は58.1%（前年同月-2.2%）となっていることから、管内就職率を過去10年間の最高値67.0%に近づけることを目指すもの。

### 現状

- 県央圏域は、高等教育機関や試験研究機関などが集積しており、組込みソフトウェアなどのIT産業や产学官連携によるものづくり産業関連企業が多く立地し、多様な分野の雇用の創出が図られています。また、農畜林産物などの地域資源を生かした特色ある食産業、卸小売業、宿泊業などが、雇用の大きな受け皿となっています。
- 雇用情勢は、東日本大震災津波に関連した復興需要や企業の生産活動の改善等により求人が増加し、平成27年5月の有効求人倍率は1.23倍と25か月連続の1倍台となるなど着実に改善しています。
- 平成22年3月新規高卒者向け求人受理数は2,172件と落ち込みましたが、年々回復し、平成27年3月新規高卒者向け受理数は4,727件と過去10年間で最高の数値を記録しています。これに伴い、就職内定者数、就職内定者のうち管内への内定が占める割合も増加傾向にあり、関係機関と一体となった就職マッチング支援の重要性が高まっています。
- 若年者等が安心して働くことができる雇用・労働環境の中で、地域の産業を支える人材として能力を発揮できるよう、若年者等の定着支援に取り組んでいく必要があります。
- 特別支援学校等に在籍する生徒が地域の中で自立し、社会参加できるように、障がいのある生徒に対する理解を促進するため、地域の企業や関係機関が連携し、支援を行っています。

### 2 目指す姿を実現するための取組

#### 基本方向

市町や関係機関などと連携した各分野の産業振興施策の推進や、学術研究機関や産業支援機関などとの連携により、地域産業を支える優れた人材の育成を行うとともに、就職希望者と企業との適切なマッチングなどの支援を行います。

また、将来の県央圏域を担う若年者等の地域内就職と職場定着を促進するため、社会人としての基礎を築く大事な時期にある高校生などの勤労観の醸成を支援するとともに、関係機関などと一緒に、企業とのマッチングを支援します。

## 主な取組内容

### ① 多様な雇用の場の確保 ◆

- 市町や関係機関などと連携して、企業誘致に関わる優遇措置を活用しながら、IT産業やものづくり産業などの企業集積を促進するとともに、新事業に挑戦する事業者の取組や起業家の育成支援により、新たな雇用の場の創出につなげます。

### ② 地域産業を支える人材の育成 ◆

- 学術研究機関や産業支援機関などとの連携により、組込みソフトウェア開発技術者やものづくり、商業、サービス業の担い手などの産業人材を育成します。
- 観光産業、農林業、食産業などの地域資源を活用した産業振興施策、経営革新計画の策定支援を通じた新事業への取組などを促進し、地域の産業を支える人材を育成します。

### ③ 人材の確保と若年者等の就業支援 ◆

- 就職を希望する高校生等の若年者に対し、関係機関と連携した就職面接会などの開催を通じ、ミスマッチの生じている職種を含めた様々な産業分野に係る勤労観の醸成を行うとともに、企業とのマッチングを行い、本人の希望や適性に応じた就職ができるよう支援します。
- 管内の高等学校のうち、就職希望者のいる学校については、学校の意向を確認しながら、関係機関と連携し、生徒が勤労観や職業観を持って社会人として自立するための取組を支援するとともに、生徒の適性に応じた応募先選定の支援や選考試験の際のアドバイス、企業訪問、若手社員へのフォローなどにより職場への定着を支援します。
- 特別支援学校等に在籍する生徒の就職支援に当たっては、学校や地域の企業との意見交換等を重ねながら、関係機関と連携し、一人ひとりの実情に合わせた支援を行います。
- 国・市町や各産業分野の関係団体と連携し、管内へのU・Iターンに関する情報提供を行うほか、相談に応じることにより、県外からの人材確保やU・Iターン希望者の就業を支援します。
- 各種の雇用助成制度などを活用し、若年者等の就業を支援します。

### ④ 企業における雇用・労働環境整備の促進 ◆

- 雇用の維持、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得率向上等の「働き方改革」の取組や賃金などの労働条件の改善等について、市町と連携し、商工団体や企業への要請活動を行います。
- 工事請負契約、業務委託契約等について、「県が締結する契約に関する条例」に基づき、受注者の法令遵守や適正な労働条件の確保を図るための取組を推進します。

## 3 取組に当たっての協働と役割分担

安定した雇用環境の整備に当たっては、企業が中心的な役割を担いますが、県も、市町や関係機関などと緊密に連携し、産業振興施策による雇用の場の維持・拡大を図るとともに、管内の企業への定着支援に取り組みます。

また、若年者の就業支援については、学校が主体となって行う取組を支援し、公共職業安定所や市町の支援制度を活用しながら、地域の企業に多くの人材が就業できるよう、求職者のニーズに応じたきめ細やかな支援を行います。

（企業）	（公共職業安定所）	（市町）
<b>県以外 の主体</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>雇用の維持・拡大</li> <li>労働環境の確保・改善</li> <li>人材の育成・確保</li> <li>採用力の強化</li> <li>障がい者の一般企業への就労促進と福祉的就労の場の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法制度の周知・監督指導</li> <li>助成制度等による支援</li> <li>人材の育成・確保と若年者の就業支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各分野における雇用創出</li> <li>企業への要請、意識啓発</li> <li>離職者等の生活支援</li> <li>人材の確保と若年者等の就業支援</li> </ul>

県央圏域重点施策 No. 6 雇用・労働環境の整備

県	<ul style="list-style-type: none"> <li>各分野における雇用創出</li> <li>企業への要請、意識啓発、採用力強化の支援</li> <li>離職者等への就業・生活支援</li> <li>人材の育成・確保と若年者等の就業支援</li> <li>県が締結する契約に関する条例に基づく労働環境の確保・改善に向けた取組</li> </ul>
---	--

#### 4 県の具体的な推進方策（工程表）



## 7

## I 地域の自立を支える地域経済基盤の確立

## 産業経済活動、地域間交流を支える 交通ネットワークの整備

### 1 みんなで目指す姿

県央圏域内外との広域交通ネットワークの充実が図られ、産業経済活動の活発化や地域間交流・連携が促進されています。また、沿岸地域の復興を支えるため、内陸と沿岸を結ぶ道路の整備が進められています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎高規格道路 <sup>*1</sup> のインターチェンジに15分以内に到達可能な人口の割合	36.6%	46.0%	46.0%	46.2%	46.7%

#### 【目標値の考え方】

宮古盛岡横断道路の川目・田の沢インターチェンジや矢巾・滝沢南スマートインターチェンジ<sup>\*2</sup>の供用により、15分以内にインターチェンジに到達可能な人口割合を46.7%に高めることを目指すもの。

#### 現状

- 東北縦貫自動車道、一般国道4号、106号、281号、282号、455号や主要地方道、一般県道、農道・林道などが一体となって当圏域内の道路網を形成しています。
- 高次の都市機能を当圏域全体に波及させ、物流や地域間交流を支える広域幹線道路を整備していく必要があります。
- 東日本大震災津波の際、内陸部から沿岸部への緊急輸送道路として国道106号などの路線が重要な役割を果たしたことから、災害に強い交通ネットワークの構築が求められています。
- 観光地へのアクセス改善や物流の効率化により産業振興を支援するとともに、救急医療や災害時の円滑な救援活動に資するための既存の高速道路等の有効活用が求められています。

### 2 目指す姿を実現するための取組

#### 基本方向

産業経済活動を支援するための道路や、圏域内外の交流・連携を担う道路の整備などを推進するとともに、沿岸地域の復興を支える道路の整備を進めるなど、交通ネットワークの形成・強化を図ります。

また、地域医療を支えるため、医療機関への救急搬送ルートなどの整備を推進します。

#### 主な取組内容

- ① 交通ネットワークの整備 ☆
  - ・ 産業経済活動を支える物流ネットワークを構築するとともに、国道46号「盛岡西バイパス」、国道282号「佐比内工区」など、圏域内外との交流を促進する広域ネットワークの整備を進めます。
- ② 沿岸地域の復興を支える道路の整備 ☆
  - ・ 内陸と沿岸を結ぶ復興道路<sup>\*3</sup>（国道106号）及び復興支援道路<sup>\*4</sup>（国道281号、国道396号、国道455号）の整備を進めます。
- ③ 医療機関への救急搬送ルートの整備 ☆
  - ・ 地域医療を支援するため、円滑な救急搬送を支える（国道106号、国道281号、一般県道大ヶ

## 県央圏域重点施策 No. 7 産業経済活動、地域間交流を支える交通ネットワークの整備

生徳田線「徳田橋」) の道路整備を推進します。

- 救急医療や災害時の円滑な救援活動に効果を発揮するよう、スマートインターチェンジの整備を推進します。

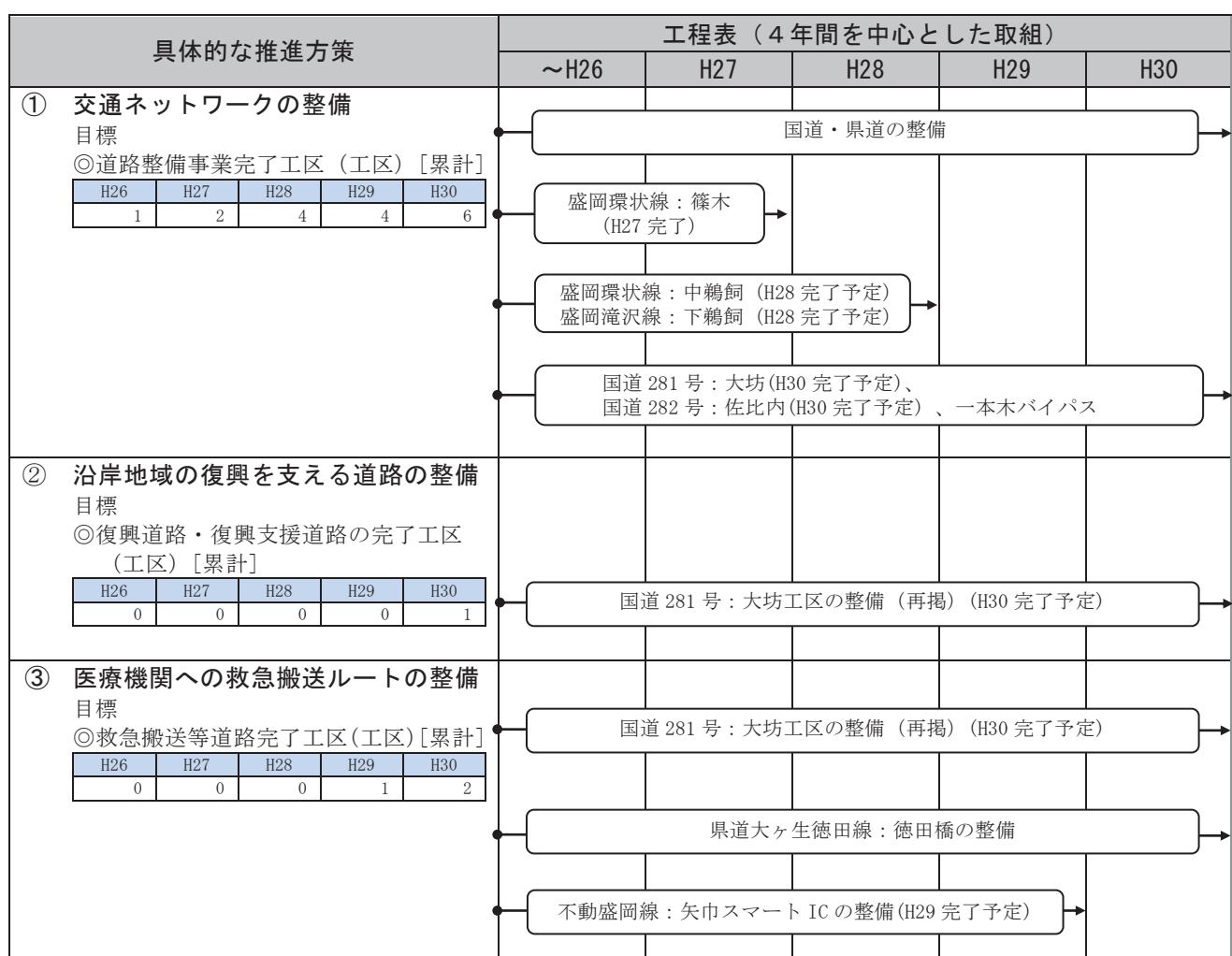
### 3 取組に当たっての協働と役割分担

圏域の産業競争力を高めるとともに、東日本大震災津波からの復旧・復興を進めるためには、交通ネットワークの形成と強化を図る必要があります。

このため、国、県、市町が連携し、国道、主要地方道、一般県道、市町道などの広域幹線道路の整備を計画的に進めます。

県以外 の主体	(国)	(市町)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>国が管理する一般国道などの整備</li> <li>復興道路の整備</li> </ul>	
県	(高速道路会社)	<ul style="list-style-type: none"> <li>スマートインターチェンジの整備</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>県が管理する一般国道、主要地方道、一般県道の整備</li> <li>スマートインターチェンジの調査設計・調整、アクセス道路の整備</li> </ul>	

### 4 県の具体的な推進方策（工程表）



## 県央圏域重点施策 No. 7 産業経済活動、地域間交流を支える交通ネットワークの整備

### ※ 1 高規格道路

高規格幹線道路及び地方高規格道路を含む。

高規格幹線道路とは、全国的な自動車高速交通網を形成する自動車専用道路のこと。高速自動車国道、一般国道の自動車専用道路などからなる。県央圏域内では、東北縦貫自動車道（弘前線、八戸線）がある。

地域高規格道路とは、高規格幹線道路と一体となって自動車による高速交通網を形成する自動車専用道路、もしくは同様の規格を有する道路のこと。県央圏域内では、宮古盛岡横断道路（国道 106 号等）が事業化され、盛岡秋田道路（国道 46 号）が計画路線として指定されている。

### 2 スマートインターチェンジ

高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りできるように設置されるインターチェンジ。ETCを搭載した車両が通行可能であり、料金徴収員が不要となるため、簡易な料金所の設置で済むことから、従来のインターチェンジに比べて低コストで導入できるなどのメリットがある。

### 3 復興道路

三陸沿岸地域の復興のために必要な災害に強い高規格幹線道路等の幹線道路ネットワーク。県央圏域内では宮古盛岡横断道路が指定されている。

### 4 復興支援道路

内陸部から三陸沿岸各都市にアクセスする道路及び横断軸間を南北に連絡する道路、インターチェンジにアクセスする道路。県央圏域内では、国道 281 号、国道 340 号、国道 396 号、国道 455 号が指定されている。

## 8

## I 地域の自立を支える地域経済基盤の確立

## 地域の魅力を生かしたスポーツの推進

## 1 みんなで目指す姿

第71回国民体育大会・第16回全国障害者スポーツ大会を契機として、地域でスポーツに取り組む機運が醸成し、「する、みる、ささえる」スポーツに親しむ機会や場が増えています。

また、圏域外からの交流人口が増加し、地域の活性化につながるスポーツツーリズム等の取組が進んでいます。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎県央圏域におけるスポーツ実施率 (週1回以上のスポーツ実施率)	56.2%	57.2%	58.2%	59.2%	60.2%

## 【目標値の考え方】

県央圏域の住民のおよそ2人に1人が週1回以上スポーツに親しんでいる現状を更に促進するための取組を、市町等と連携・協働して推進するもの。

第71回国民体育大会・第16回全国障害者スポーツ大会を契機に認知されたデモンストレーションスポーツの更なる普及や、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた機運醸成によるスポーツ参加などを見込みながら、年1ポイント増加を目標値として設定するもの。

## 現状

- 県央圏域では、県営運動公園や県営・市町営等の野球場、体育館、テニスコート、プール、武道館など、幅広い種目のスポーツに対応できる施設が集積しているとともに、プロバスケットボールチームやプロサッカーチームの本拠地があるなど、スポーツ振興の取組を進めるため多くの資源を有しています。
- また、県央圏域では、圏域の市町が連携し、ラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における事前合宿の誘致をはじめとしたスポーツツーリズムの推進体制の構築等に向けた検討が進められています。
- 第71回国民体育大会・第16回全国障害者スポーツ大会を契機に、スポーツに親しむための取組やスポーツを通じたまちづくり、地域の活性化に向けた取組を市町と連携しながら進めていく必要があります。

## 2 目指す姿を実現するための取組

## 基本方向

総合型地域スポーツクラブ※やスポーツ団体等と連携・協働して、県央圏域のスポーツに親しむ人たちの裾野を広げる取組を推進します。

また、広域で連携したスポーツツーリズムの推進体制の構築等に向けた取組を推進します。

## 主な取組内容

## ① 総合型地域スポーツクラブ等と連携したスポーツの推進 ◆

- ・ 総合型地域スポーツクラブをはじめスポーツ団体、企業、大学等が行う地域におけるスポーツ活動等を通じ、地域住民がスポーツに親しみ、身近に感じができるよう情報発信・普及啓発等の取組を推進します。

## ② スポーツツーリズムの推進体制の構築等への支援 ◆

- ・ 県央圏域のスポーツツーリズムの推進体制の構築に向けた取組を進めるとともに、ラグビー ワールドカップ 2019 や東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の事前合宿誘致等に対する県央圏域の市町が連携した取組を支援します。
- ・ 県央圏域に拠点を置くプロスポーツチームの試合観戦など、プロスポーツとの交流を通じ、スポーツに対する関心を高めるとともに、スポーツを通じた地域の活性化に向けた取組を推進します。

### 3 取組に当たっての協働と役割分担

スポーツの振興を図るためにには、地域住民がスポーツに親しむ機会を捉え、積極的に参加することが必要となります。

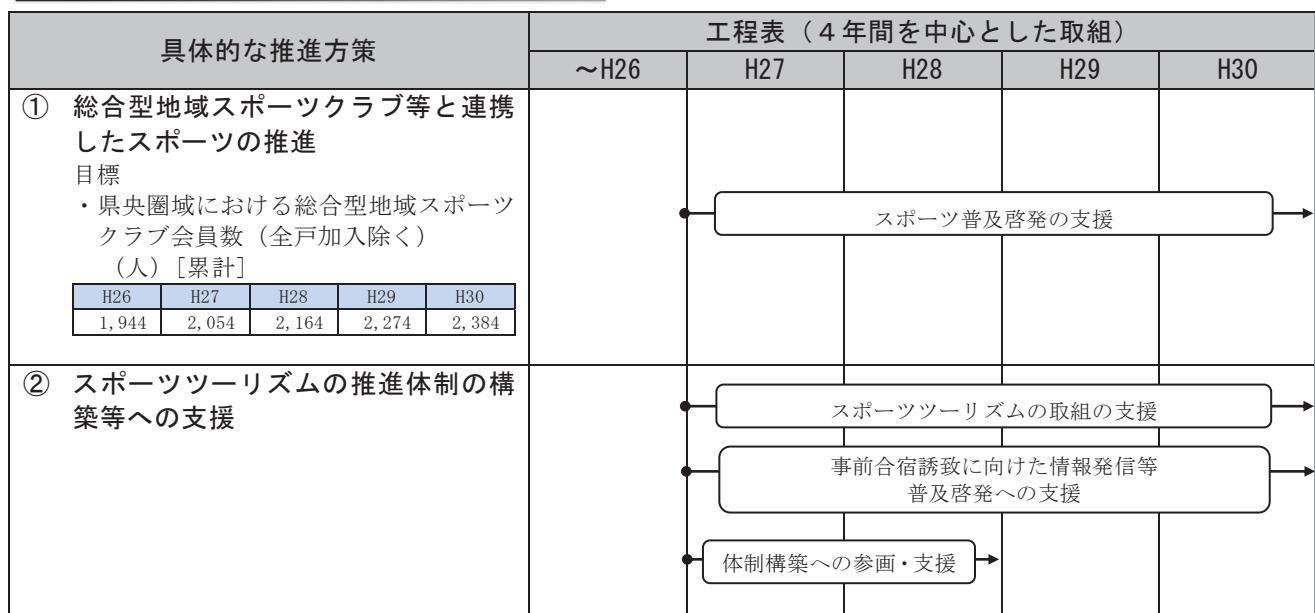
このため、市町はスポーツ団体、企業、大学等と連携し、地域住民がスポーツに気軽に触れ、慣れ親しめるような取組を推進します。

また、住民は、総合型地域スポーツクラブ等への積極的な参加など、県央圏域内のスポーツ資源を有効的・効果的に活用し、スポーツを通じたまちづくりや、地域の活性化に向けたスポーツツーリズムに取り組みます。

県は、これらの取組について、住民がスポーツに親しむ機会が増え、地域の活性化につながるスポーツツーリズム等の取組が推進されるよう支援します。

(市町)	(住民)	(企業・大学等)
県以外 の主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民がスポーツに触れる機会の創出、普及啓発</li> <li>・ 地域スポーツ施設の効果的な利用に向けた仕組みづくり</li> <li>・ スポーツを通じたコミュニティ形成</li> <li>・ スポーツ人材の交流</li> <li>・ スポーツツーリズムの取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合型地域スポーツクラブ等への積極的な参加</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スポーツに触れる機会の創出、普及啓発の支援</li> <li>・ スポーツツーリズムの推進体制構築への支援</li> </ul>	

### 4 県の具体的な推進方策（工程表）



関連する計画

- ・ 岩手の教育振興（計画期間 平成 21 年度～平成 30 年度）

※ 総合型地域スポーツクラブ

地域の人々に年齢、興味・関心、技術・技能レベル等に応じた様々なスポーツ機会を提供する、多種目、多世代、多志向のスポーツクラブのこと。

## 9

## II 快適で安全・安心な地域社会の形成

## 健やかな暮らしを支える地域保健・医療の充実

## 1 みんなで目指す姿

健康づくりの推進や地域医療の充実により、子どもから高齢者まで健康的な生活習慣が定着し、安心して健やかに暮らすことができる地域社会が形成されています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎①脳血管疾患による年齢調整死亡率 【男性】（人口10万人当たり）	㉕60.4	㉖59.2	㉗58.0	㉘56.8	㉙55.6
◎②脳血管疾患による年齢調整死亡率 【女性】（人口10万人当たり）	㉕33.7	㉖33.4	㉗33.1	㉘32.8	㉙32.5
③在宅医療連携拠点 <sup>※1</sup> 数（累計）	2箇所	2箇所	2箇所	3箇所	4箇所

【目標値の考え方】

①② 脳血管疾患（脳卒中<sup>※2</sup>）の死亡率を健康いわて21プラン（第二次）に定める目標を使用し、平成26年度実績（男性60.4女性33.7）に比較して、平成30年度は男性4.8ポイント、女性1.2ポイント減少を目指すもの。

③ 地域において在宅医療に必要な連携を担う拠点について、岩手県保健医療計画（2013-2017）に定める目標に準じて、平成30年度までに2箇所の増加を目指すもの。

## 現状

- 脳血管疾患の年齢調整死亡率<sup>※3</sup>は、県央圏域は年々減少傾向にありますが、本県は平成26年に死亡率が全国ワースト1となっています。
- 当圏域の平成23年の乳がんによる人口10万人当たりの年齢調整死亡率は、14.1であり、県の11.2と比較して高い状況となっています。また、大腸がんによる人口10万人当たりの年齢調整死亡率は、10.8であり、県の10.5と比較して高い状況となっています。
- 地域保健や職域保健、学校保健等の関係団体で構成するヘルスサポートネットワーク会議等を通じて、健康づくりが推進されています。
- 食生活の偏り、運動不足、喫煙などの生活習慣に起因する疾病が増加しており、肥満率は全国の中でも高値にあり、事業所が多い県央圏域において働き盛り世代の生活習慣病対策は一層の普及を進める必要があります、また、若年期からの健康的な生活習慣を身に付けるための対策の充実が求められています。
- 健康づくりの重要課題である生活習慣病予防を推進するために、医療保険者（市町、事業所等）による特定健康診査・特定保健指導<sup>※4</sup>が有効、円滑に行われていくことが求められています。
- 新型インフルエンザ、エボラ出血熱などの感染症に関する健康危機管理について、迅速、的確に対応していく必要があります。
- 当圏域においては、医師や歯科医師等の人数は、全国、県平均を上回っていますが、大半が盛岡市周辺に集中し、地理的偏在が課題になっており、受診の傾向として、時間外や休日受診、大病院受診指向の状況が続いていることから、今後、地域医療の充実のために、医療連携や機能分担、住民に対する適正な受診の啓発や情報提供等を推進していく必要があります。

## 県央圏域重点施策 No. 9 健やかな暮らしを支える地域保健・医療の充実

- 在宅医療の地域ニーズを把握するとともに、入院医療機関と在宅医療に係る機関の円滑な連携を図るため、退院支援担当者の配置と調整機能を強化する必要があります。
- 認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、市町に認知症初期集中支援チーム<sup>\*5</sup>や認知症地域支援推進員<sup>\*6</sup>が配置され、認知症の予防と早期対応ができる体制の構築を図る必要があります。
- 東日本大震災津波を踏まえ、当圏域には災害拠点病院等の各種医療資源が集中している特徴や役割があることから、災害医療コーディネーター<sup>\*7</sup>や関係機関等と連携し、災害等発生時において、必要な医療提供体制が速やかに確保され、かつ安定的に提供される体制を構築していく必要があります。
- 平均初婚年齢も上昇しているなど、未婚化や晚婚化などの影響により、少子化に歯止めがかかならない状況になっていますが、安心して生み育てられるよう、妊娠、出産、子育ての各段階に応じた支援に努めていく必要があります。

## **2 目指す姿を実現するための取組**

### **基本方向**

健康いわて 21 プラン（第二次）に基づき、関係機関・団体と連携を強化し、「脳卒中死亡率全国ワースト 1」からの脱却を目指した取組を推進するとともに、健康づくりや感染症対策の充実を図ります。

また、地域医療の充実に向け、良質かつ適切な医療の提供体制を構築するため、「岩手県保健医療計画（地域編）」の推進を図り、関係機関・団体が連携し一体となって盛岡保健医療圏における地域医療体制の確立を目指します。

### **主な取組内容**

#### **① 健康づくりの推進 ◆**

- ・ 脳卒中予防のため、地域・職域保健関係者等と連携し、減塩・適塩及び野菜摂取量の増加を中心とした健康な食生活や運動習慣などの定着の普及を図るなど、メタボリックシンドローム<sup>\*8</sup>予防に取り組みます。
- ・ 特定健康診査・特定保健指導プログラムの円滑な推進のため、市町保健指導従事者のスキルアップ研修を実施するとともに、事業所などの働き盛り年代を対象とした保健指導支援を進めます。
- ・ がんに関する正しい知識の普及啓発や受診勧奨などにより、検診受診率の向上を図るとともに早期発見、早期治療につなげます。
- ・ 肥満と瘦身、朝食欠食など若年期からの健康づくりに課題のある地域において、市町学校保健や地域の関係機関・団体と協働し、改善に向けた取組を行います。
- ・ 県民に対し受動喫煙<sup>\*9</sup>についての知識を普及し、公共の場や職場における受動喫煙防止対策の取組を支援します。
- ・ 生涯にわたって自らの口で食事を楽しみいきいきした生活を送るため、かかりつけ歯科医をもち定期歯科健診を受診することや、よく噛むことの大切さ等の普及啓発を含めて、幼年期から高年期までのライフステージに合わせた歯科保健に取り組みます。
- ・ 新型インフルエンザ、エボラ出血熱などの感染症について、圏域において情報の共有化を図り、迅速に連携・協力できる体制の確立と訓練や研修を実施するとともに、結核、エイズ等の感染症など、それぞれの感染症の特性に応じた対策を関係機関・団体と連携しながら進めます。
- ・ 妊産婦のメンタルヘルスケアや乳児家庭訪問等により、親子の心身の健康支援の充実に努めます。

#### **② 地域医療の充実 ☆ ◆**

- ・ かかりつけ医の普及定着や医療機関の役割分担を進めるため、医療機関や関係団体などと連携しながら、住民に対して、「いわて医療ネット」による医療情報などの提供に取り組みます。
- ・ 住み慣れた町で最期まで自分らしい生活を送る「地域包括ケアシステム<sup>\*10</sup>」の構築主体であ

## 県央圏域重点施策 No. 9 健やかな暮らしを支える地域保健・医療の充実

る市町に対し支援を行うとともに、関係機関・団体と連携し医療と介護の連携に取り組みます。

- ・ 入院医療機関等における退院調整機能の強化に対する支援を行うとともに、情報交換会や研修会等を通じて多職種の連携やネットワークの構築を進め、継続的な在宅医療の体制構築に取り組みます。
- ・ 認知症に関する相談窓口や早期対応の必要性、認知症サポート医・もの忘れ相談医の情報等について提供します。
- ・ 災害時における地域の医療ニーズの把握や各医療関係団体等から派遣された医療支援チームの活動調整等を行うために、災害医療コーディネーターを中心とした災害医療コーディネート体制の構築に取り組みます。
- ・ 不妊相談や女性及び男性の不妊治療費への助成を実施することにより、不妊に悩む夫婦への総合的な支援を図ります。

### 3 取組に当たっての協働と役割分担

地域保健・医療の充実に向けて、県・市町や医療機関、関係団体、企業、地域住民などがそれぞれの役割を認識しつつ、相互に連携・協力しながら取組を進めます。

健康づくりの推進については、脳卒中予防対策を中心として、市町は、各種健診事業・保健指導や年齢層に応じた健康教育の実施主体として、住民に最も身近な施策の実施に取り組みます。

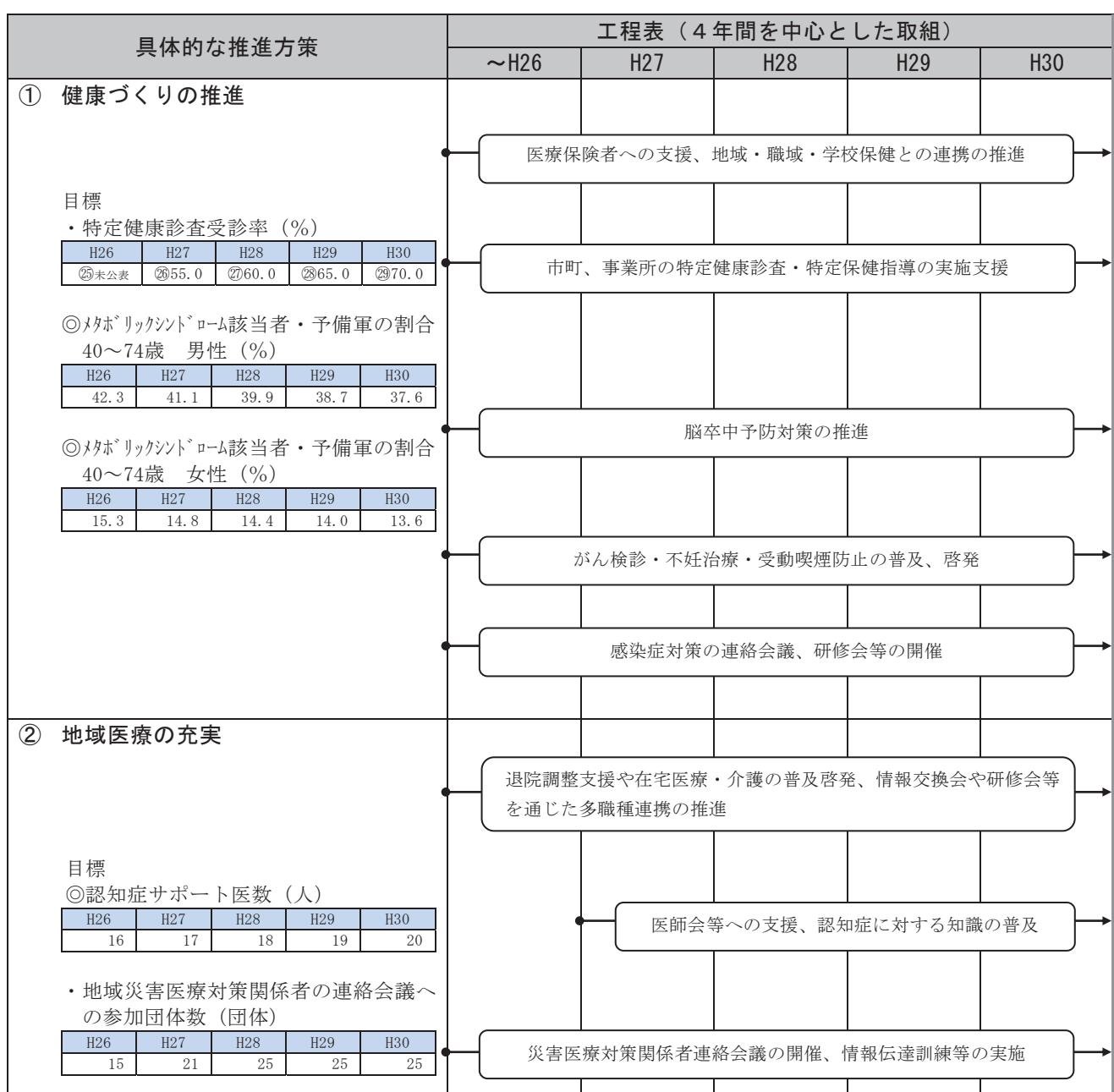
事業所等は、健診・保健指導を通じて、また、学校は、地域の関係機関や団体と協働しながら健康教育を通じて、生活習慣病対策に取り組みます。県は、市町や医療保険者などによる健康教育や意識啓発、各種健診事業等の取組が円滑に推進されるよう、情報提供や助言指導により健康づくりを支援します。

また、地域医療の充実については、県は地域住民への適切な地域医療の確保に向けて、医療従事者などへの意識啓発や医療連携体制の推進に向けた取組を支援します。

県以外 の主体	(市町)	(企業等)
	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 食生活改善、健康・運動などの生活習慣病対策の推進</li><li>・ 健診・健康づくりの普及啓発</li><li>・ メタボリックシンドローム該当者及び予備群への個別的支援</li><li>・ 受動喫煙防止のための対策</li><li>・ 若年期からの健康生活習慣の普及</li><li>・ 食育推進計画の推進</li><li>・ 感染症への対応等</li><li>・ 地域医療の充実に向けた住民に対する啓発広報</li><li>・ 医療と介護の連携に向けた既存の話し合いの場の積極的活用</li><li>・ 災害時における関係機関との連携体制の充実・強化</li><li>・ 妊産婦等への保健指導の充実</li><li>・ 周産期医療機関との連携</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 食生活改善、健康・運動などの生活習慣病対策の推進</li><li>・ 健診・保健指導</li><li>・ メタボリックシンドローム該当者及び予備群への個別的支援</li><li>・ 受動喫煙防止のための対策</li><li>・ かかりつけ医が患者に対する救急受診に必要な病状説明の取組</li><li>・ 地域住民ができるだけかかりつけ医を持つための支援</li><li>・ 開業医等が患者に対する連携病院の情報提供</li><li>・ 医療機関が訪問診療、訪問看護の積極的推進</li><li>・ 勤務医負担軽減のための病院におけるクラークの導入</li><li>・ その他医療連携等地域医療の充実に向けた取組推進</li><li>・ 小児救急医療の推進、電話相談</li><li>・ 在宅患者等への服薬支援の検討</li><li>・ 災害時における対応マニュアルの策定・関係機関との連携体制の構築(医療機関やライフライン関係機関など)</li></ul>

県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食生活改善、健康・運動などの生活習慣病対策の推進</li> <li>・地域保健や職域保健、学校保健等の関係団体との情報共有、連携</li> <li>・健康増進計画及び食育推進計画の推進に関する支援</li> <li>・特定健診・保健指導従事者研修会開催、情報提供等</li> <li>・働き盛り年代の保健指導支援</li> <li>・受動喫煙防止のための対策</li> <li>・感染症対策等健康危機管理対策の確立等</li> <li>・岩手県保健医療計画（地域編）の円滑な推進</li> <li>・地域医療の充実に向けた住民に対する啓発広報</li> <li>・病院・診療所立入検査等実施</li> <li>・災害医療体制の円滑な運営に向けた広域支援</li> <li>・周産期医療機関と市町との調整</li> <li>・不妊に悩む夫婦への総合的な支援の充実</li> </ul>
---	---

#### 4 県の具体的な推進方策（工程表）



## 関連する計画

- ・岩手県保健医療計画（2013－2017）地域編（計画期間 平成 25 年度～平成 29 年度）
- ・健康いわて 21 プラン（第二次）（計画期間 平成 26 年度～平成 34 年度）
- ・イー歯トープ 8020 プラン（岩手県口腔の健康づくり推進計画）（計画期間 平成 26 年度～平成 34 年度）
- ・いわていきいきプラン 2017（計画期間 平成 27 年度～平成 29 年度）

### ※ 1 在宅医療連携拠点

多職種連携の課題に対する解決策の抽出、在宅医療に関する連携スキームの構築、輪番当番制等の一人開業医の 24 時間体制のサポート、地区医師会との連携調整、人材育成及び普及啓発など地域において在宅医療に必要な連携を担う拠点。

### 2 脳卒中

脳の血管の血流障害による脳梗塞、脳出血、くも膜下出血などの総称。

### 3 年齢調整死亡率

人口構成の異なる集団間での死亡率を比較するために、死亡率を一定の基準人口（昭和 60 年モデル人口）に当てはめて算出した指標。

### 4 特定健康診査・特定保健指導

医療保険に加入する 40 歳から 74 歳の被保険者及び被扶養者に対しメタボリックシンドロームを早期に発見するための特定健康診査及び健診結果におけるリスクの保有状況に応じた生活習慣改善等のための特定保健指導。

### 5 認知症初期集中支援チーム

認知症サポート医である専門医、保健師、看護師、介護福祉士及び社会福祉士等の複数の専門職が認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、認知症の専門医による鑑別診断等を踏まえて、観察・評価を行い、本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うチーム。

### 6 認知症地域支援推進員

保健師や看護師等で、認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う者。

### 7 災害医療コーディネーター

災害時に、被災地の医療ニーズの把握、各医療関係団体等から派遣された医療チーム派遣調整及び活動支援を行う医師で、知事から委嘱された者。

### 8 メタボリックシンドローム

内臓脂肪型肥満に加え、高血圧、高血糖、血中脂質異常のうち 2 つ以上を合併している状態。

### 9 受動喫煙

室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること。

### 10 地域包括ケアシステム

地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制。

## 10

## II 快適で安全・安心な地域社会の形成

## 安心で心豊かな福祉コミュニティづくりの推進

## 1 みんなで目指す姿

高齢者、障がい者及び失業などのため経済的に困窮している人や地域で孤立している人など日常生活に困難を抱える者（生活困窮者）が、住み慣れた地域や希望する地域で安心して暮らすことができる環境や、子どもを安心して生み育てることができる地域社会が形成されています。また、全ての住民が地域で孤立することがない、福祉コミュニティが実現されています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
①地域密着型サービス拠点数（累計）	75箇所	78箇所	96箇所	98箇所	100箇所
②障がい者のグループホーム利用者数	547人	574人	599人	625人	651人
③保育を必要とする子どもに係る利用定員	9,578人	10,521人	10,683人	10,959人	11,133人
④「いわて子育て応援の店※1」の協賛店舗数（累計）	479店舗	503店舗	527店舗	551店舗	575店舗
⑤自殺死亡率（人口10万人当たり）	25.2	24.4	23.6	22.8	22.0

## 【目標値の考え方】

- ① 高齢者が住み慣れた地域で利用できる地域密着型サービス拠点（認知症高齢者グループホーム、認知症デイサービス、小規模多機能型居宅介護事業所、地域密着型特別養護老人ホーム等）について、市町の介護保険事業計画に基づき、増加させることを目指すもの。
- ② 施設や精神科病院を退所（退院）した障がい者等が、地域で支援を受けながら共同で生活する場となる障がい者のグループホームについて、市町の障がい福祉計画に基づき、増加させることを目指すもの。
- ③ 岩手県子ども・子育て支援事業支援計画に掲げる年度毎の利用定員数の確保を目指すもの。
- ④ 5年後の平成31年度に、本圏域の小売業4,269事業所（H24）のおおむね15%である600店舗が協賛店舗となるよう、毎年度24店舗の増加を目指すもの。
- ⑤ 岩手県自殺対策アクションプランの5年間（H26～H30）の自殺死亡率の目標は10%以上の減少であるが、平成25年の県央圏域の自殺死亡率は25.4と県平均の26.4を下回っていることから、当該計画の目標を上回る12%以上の減少を目指すもの。

## 現状

- 県央圏域の高齢者人口は、平成26年の121,025人から、平成37年には137,096人に増加すると予測されており、圏域ごとの推移では、当圏域のみが増加し続けることが見込まれています。（高齢者人口の将来予測は、国立社会保障・人口問題研究所による。）
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けることができるまちづくりを進めるためには、市町において、地域の実情に応じた創意工夫により、地域包括支援センターの運営体制の充実・強化、認知症施策の推進、新しい総合事業※2への円滑な移行及び生活支援や多様な住まいの充実・強化等の「地域包括ケアシステム※3」を構築していく必要があります。
- 地域で自立して生活する場として、グループホームを利用している障がい者は、平成22年度433人から平成26年度547人と年々増加しており、今後も、計画的に利用促進を図っていく必要があります。

- 生活困窮者に対して、生活保護に至る前の段階で包括的な支援を行う「生活困窮者自立支援法」が、平成 27 年 4 月 1 日に施行され、生活困窮者の自立を促進する取組が始まりました。  
なお、当圏域では、同法が施行される前に、子どもの学習支援や生活困窮者の自立を促進する取組を行っています。
- 当圏域の出生数は、昭和 55 年 6,337 人から平成 25 年 3,724 人と年々減少しています。また、保育所等の利用定員は、平成 27 年 4 月現在で 9,133 人（入所 9,171 人）となっていますが、今後、共働き家庭等の増加により、保育を必要とする子どもが増えることが予想されており、その対応が必要となっています。
- 平成 26 年の人口 10 万人当たりの自殺死亡者数は、全国 19.5 人、本県 26.6 人、当圏域 25.2 人であり、本県は全国ワースト 1 となっています。

## 2 目指す姿を実現するための取組

### 基本方向

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けることができ、障がい者が希望する地域で安心して暮らすことができるよう支援します。また、家庭や子育てに希望を持ち、次代を担う子どもたちが健やかに育つことができるよう支援します。

生活困窮者の状況に合わせ、各種関連制度・機関を活用して包括的な支援を行っていくとともに、経済的な理由等で学習の機会に恵まれない子どもに学習の機会を提供するなど、生活困窮者の自立に向けた支援を行います。

自殺対策については、盛岡地域自殺対策アクションプランに基づき、保健、医療、福祉、教育、労働、産業等の関係機関・団体並びに地域住民及び行政が一体となった取組を推進します。

### 主な取組内容

#### ① 地域生活支援の充実 ☆ ◆

- ・ 市町において、地域包括支援センターが日常生活圏域毎に適切に配置されるとともに、人員体制の確保と機能拡充を図る取組を支援します。
- ・ 全ての市町に認知症初期集中支援チーム※<sup>4</sup>と認知症地域支援推進員※<sup>5</sup>が配置され、認知症への早期対応と本人・家族への支援体制の充実が図られるよう支援します。
- ・ 全ての市町で新しい総合事業への移行が円滑に実施され、地域において住民が主体となった介護予防・生活支援サービス事業や地域リハビリテーションへの取組が図られるよう支援します。
- ・ 市町において、サービス付き高齢者向け住宅※<sup>6</sup>や高齢者向け公営住宅が整備されるとともに、全ての市町に生活支援コーディネーター※<sup>7</sup>が配置され、ボランティアや元気高齢者が配食、見守り、外出支援等の生活支援サービス等に参画するための取組を支援します。
- ・ 住民への意識啓発、介護・福祉サービス従事者に対する研修等を通じて、高齢者や障がい者の虐待防止や権利擁護を推進します。
- ・ 障がい者が地域で安心して生活できるよう、障がい者の相談支援、グループホーム等各種支援サービスの拡充を図るとともに、市町や事業者等関係機関・団体と連携しながら、地域自立支援協議会の円滑な運営を図り、就労支援や社会参加の推進等、障がい者の地域移行を支援します。
- ・ 障がい者や高齢者等、誰もが健全な地域生活が送れるよう、県民に対してユニバーサルデザイン※<sup>8</sup>の考え方に基づく、ひとにやさしいまちづくりの普及・啓発を推進します。
- ・ 東日本大震災津波の被災者や経済的に困窮する世帯の自立を支援するため、生活資金の活用や就業支援を含む、幅広い総合的な生活相談等に対応します。
- ・ 生活困窮者が早期に包括的な支援が受けられるよう、生活困窮者自立支援制度※<sup>9</sup>の住民への周知を徹底するとともに関係機関のネットワークの充実を支援します。
- ・ 生活困窮者の自立を促進するため、中間就労の場※<sup>10</sup>や住居を持たない者の住居確保の仕組みづくりなど、新たな社会資源の創出を支援します。

- ・ 経済的理由等で学習の機会に恵まれない子どもが、学習会にいつでも身近な場所で参加できるよう、学習会運営団体と関係機関との連携を図ります。

## ② 子育て環境の充実 ☆ ◆

- ・ 市町・関係団体の連絡会議などを通じて、地域の子育ての取組を支援し、各市町子ども・子育て支援事業計画の円滑な推進を図ります。
- ・ “いきいき岩手” 結婚サポートセンター<sup>※11</sup>及び市町等と連携して、若い世代の結婚を支援するなど、家庭を築くことや、子育てに希望を持てる環境づくりを支援します。
- ・ 各市町子ども・子育て会議を通して多様な保育ニーズへ対応するとともに、仕事と子育ての両立支援及び企業による子育て支援活動を促進するため、いわて子育てにやさしい企業<sup>※12</sup>や、いわて子育て応援の店協賛店を拡充するなど、子育て家庭を支援します。
- ・ 家庭内での親子のふれあいや遊びを中心とした子どもの主体的な活動等を推進するとともに、福祉総合相談センター等関係機関・団体と連携しながら、児童虐待防止に取り組むなど、子どもの健全な育成を図ります。
- ・ ひとり親世帯の自立を支援するため、母子父子等貸付金や児童扶養手当等の経済的支援を行うとともに、家計上の問題や子育ての問題を抱える子育て世帯については、母子・父子自立支援員兼子育て支援員が様々な相談に対応し支援します。

## ③ 自殺対策の推進 ◆

- ・ 地域でのゲートキーパー<sup>※13</sup>養成研修等を通じて、住民一人ひとりがゲートキーパーとしての役割を理解し、早期対応の中心的役割を担うことができる人材を養成します。
- ・ 男性の40歳代から50歳代の働き盛り世代の自殺対策として、メンタルヘルス<sup>※14</sup>の重要性の普及啓発や相談窓口の周知等、企業と連携して対策に取り組みます。
- ・ 自殺の背景には、うつ病等をはじめとする様々な精神疾患が関連する場合も少なくないことから、うつ病等の早期発見のため、市町の住民健診、事業所の職場健診等においてうつスクリーニング<sup>※15</sup>を行い、要フォロー者への支援や早期治療につなげます。

## 3 取組に当たっての協働と役割分担

市町が行う高齢者福祉や障がい者福祉、子育て支援においては、サービス提供者としての民間事業者やNPO等と連携したネットワークづくりが重要となっており、県は、その相互の広域的な調整を行うとともに、人材育成や技術的な助言指導を通じて市町等の取組を支援します。

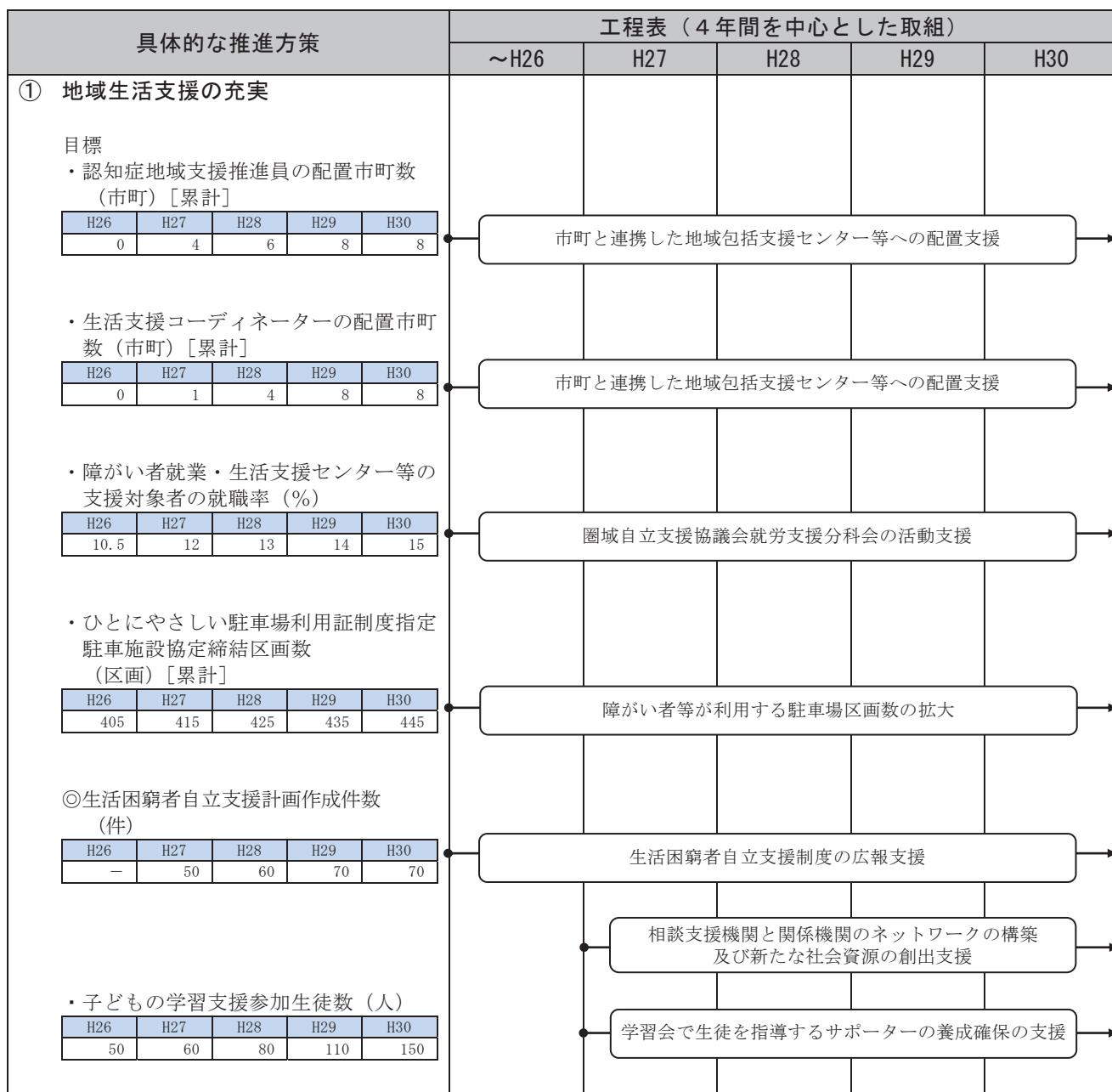
生活困窮者の支援に当たっては、自立相談支援機関が中心となり、ハローワーク等の職業紹介機関、市町、社会福祉協議会、福祉サービス提供事業所及びNPOなどがそれぞれ連携しあいながら自立に向けた包括的な支援を行うことが求められており、県は関係機関のネットワークの構築を支援します。

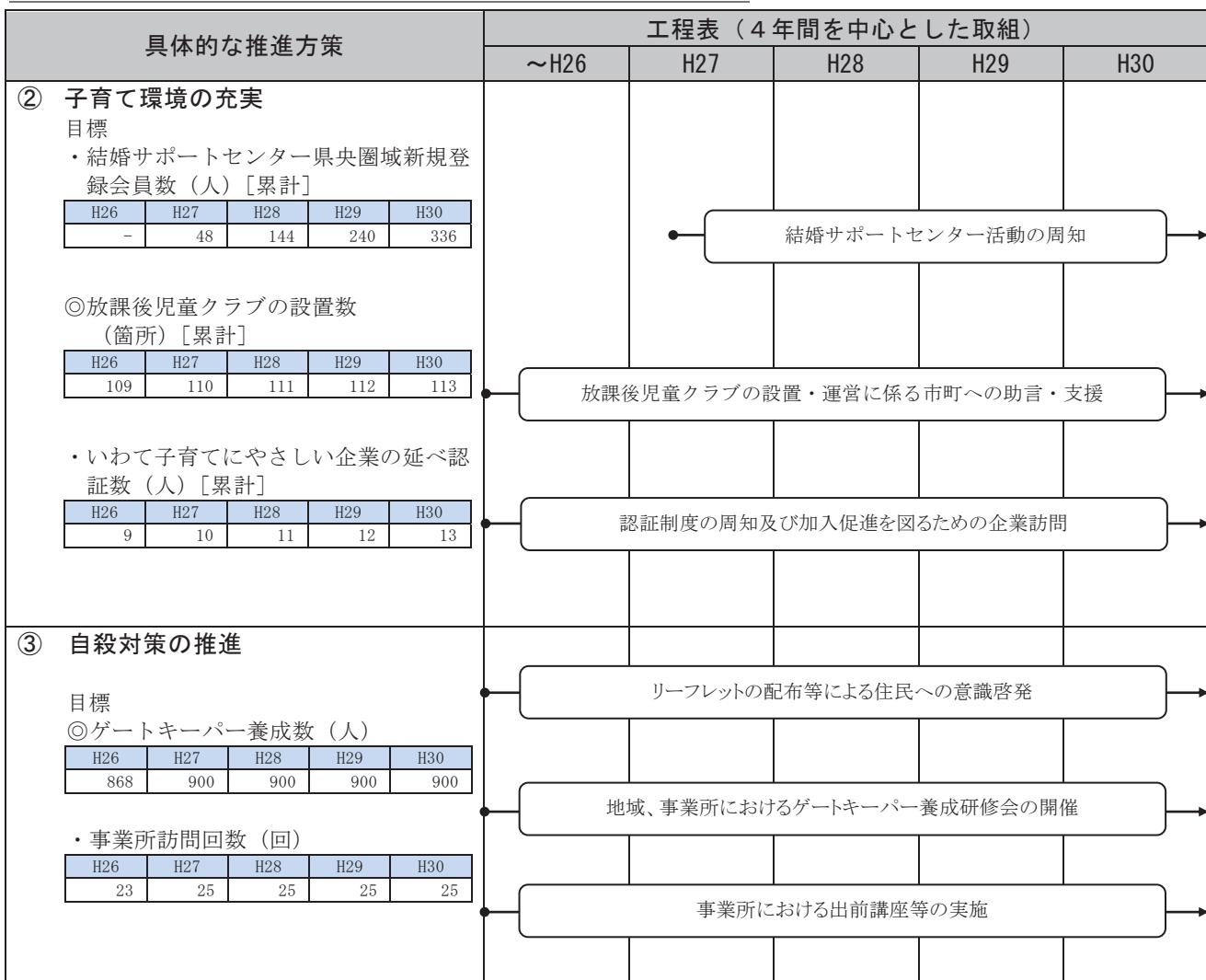
また、自殺対策について、県、市町、民間団体（医師会、企業、NPO等）、住民等がそれぞれの役割分担のもと積極的に活動できる地域づくりを推進します。

県以外 の主体	(市町)	(企業等)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護保険制度の適正運営</li> <li>・ 地域包括ケアシステムの構築</li> <li>・ 地域自立支援協議会の運営</li> <li>・ 市町障がい福祉計画の推進</li> <li>・ 生活困窮者自立支援制度の住民への周知及び対象者の把握</li> <li>・ 市町子ども・子育て支援事業計画の推進</li> <li>・ 保育を必要とする子どもの利用定員の確保</li> <li>・ 放課後児童クラブ<sup>※16</sup>の整備促進</li> <li>・ 自殺予防に関する住民への普及、啓発、相談</li> <li>・ うつ病に対する正しい知識の普及啓発</li> <li>・ ゲートキーパーの養成</li> <li>・ 住民組織の育成・支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適正な介護保険サービスの提供</li> <li>・ 生活支援及び多様で安心できる住まいの提供</li> <li>・ 一般企業への就労促進と福祉的就労の場の充実</li> <li>・ 自立相談支援機関と連携して、生活困窮者に包括的な支援の実施</li> <li>・ 一般事業主行動計画の策定、推進</li> <li>・ 民間団体等による子育て支援活動</li> <li>・ こころの健康問題に関する普及、啓発、相談</li> <li>・ 住民相互の身近な支えあい（見守り等）</li> <li>・ ゲートキーパーの養成</li> </ul>

県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険者、介護保険事業者への助言・指導</li> <li>・ 地域包括ケアシステムの構築支援</li> <li>・ 市町障がい福祉計画の推進支援</li> <li>・ 市町や事業所等と連携した障がい者の地域移行の支援</li> <li>・ 生活困窮者支援に必要なネットワークの構築及び新たな社会資源の創出支援</li> <li>・ 保育を必要とする子どもの利用定員の確保に係る支援</li> <li>・ “いきいき岩手”結婚サポートセンター等と連携した普及啓発</li> <li>・ ひとにやさしい駐車場<sup>*17</sup>の利用促進</li> <li>・ いわて子育て応援の店協賛店の登録促進</li> <li>・ いわて子育てにやさしい企業の認証促進</li> <li>・ 圏域自殺対策推進連絡会議の開催</li> <li>・ 自殺予防に関する住民への普及、啓発、相談</li> <li>・ うつ病に対する正しい知識の普及啓発</li> <li>・ ゲートキーパーの養成</li> </ul>
---	--

#### 4 県の具体的な推進方策（工程表）





#### 関連する計画

- ・いわてきいきプラン 2017（計画期間 平成 27 年度～平成 29 年度）
  - ・いわて子どもプラン（岩手県子ども・子育て支援事業支援計画、岩手県ひとり親家庭等自立促進計画）  
（計画期間 平成 27 年度～平成 31 年度）
  - ・盛岡障がい保健福祉圏域計画（岩手県障がい者プラン地域編）（計画期間 平成 27 年度～平成 29 年度）
  - ・岩手県地域福祉支援計画〔第 2 期〕（計画期間 平成 26 年度～平成 30 年度）
  - ・盛岡地域自殺対策アクションプラン（計画期間 平成 27 年度～平成 30 年度）

### ※1 いわて子育て応援の店

18歳未満の子どもを同伴している方や妊婦の方を対象に、子育てにやさしい様々なサービス（割引や特典がある「にこにこ店」、お出かけの配慮がある「ほのぼの店」）を提供している店。

2 新しい総合事業

介護保険制度における地域支援事業（保険者である市町が、介護給付及び予防給付以外の「事業」という形で、要介護・要支援認定者のみならず、地域の高齢者全般を対象に、地域で必要とされているサービスを提供する仕組み）において、要支援者又は介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して、介護予防・日常生活支援に資するサービスを、市町がその選択により総合的に実施できる事業。

### 3 地域包括ケアシステム

地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制。

#### 4 認知症初期集中支援チーム

認知症サポート医である専門医、保健師、看護師、介護福祉士及び社会福祉士等の複数の専門職が認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、認知症の専門医による鑑別診断等をふまえて、観察・評価を行い、本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うチーム。

## 5 認知症地域支援推進員

保健師や看護師等で、認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う者。

## 県央圏域重点施策 No. 10 安心で心豊かな福祉コミュニティづくりの推進

- 6 サービス付き高齢者向け住宅  
安否確認や見守りなどの生活支援サービスの付いた高齢者向けの賃貸住宅。
- 7 生活支援コーディネーター  
高齢者の生活支援、介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において生活支援サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。
- 8 ユニバーサルデザイン  
年齢、性別、身体、言語など人々が持つ様々な特性や違いを意識することなく、できるだけ全ての人が利用しやすく、全ての人に配慮した環境、建物、製品等のデザイン。
- 9 生活困窮者自立支援制度  
生活困窮者に対して早期に支援し、自立を図ることが目的。就労やその他の自立の支援に関するプランの作成などの相談等を実施するとともに、居住する住宅確保のための給付金の支給や就職を容易にする等の事業を福祉事務所設置自治体が実施主体となって実施する制度であり、平成27年4月から施行されている。
- 10 中間就労の場  
雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者に対して、社会福祉法人、NPO法人及び営利企業等が自主事業として実施するもので、軽易な作業等の機会を提供するとともに就労支援担当者が一般就労に向けた支援を行う訓練の場所。
- 11 “いきいき”岩手結婚サポートセンター  
結婚を希望する県民を支援するため、公益財団法人いきいき岩手支援財団が、県・市町村・民間団体等の連携により、県内2カ所（盛岡市、宮古市）に設置した施設。
- 12 いわて子育てにやさしい企業  
県内に本社又は主たる事務所があり、當時雇用する労働者の数が300人以下の中小企業等で一般事業主行動計画を策定し、子育て支援を推す取組を行い、育児休業制度等を就業規則等に規定している企業。
- 13 ゲートキーパー  
地域や職場、教育等の分野において、身近な人の自殺のサインに気づき、見守り、必要に応じて専門相談機関へつなぐなどの役割が期待される人材。
- 14 メンタルヘルス  
精神面における健康のことであり、精神的健康、心の健康、精神保健、精神衛生などと称される。
- 15 うつスクリーニング  
うつ病等の早期発見のため、こころの健康度や疲労度をチェック。
- 16 放課後児童クラブ  
保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校等に通う子どもたちに、児童館等を利用して遊びや生活の場を提供するもので、仕事と家庭の両立や児童の健全育成を図るための施設。
- 17 ひとにやさしい駐車場  
障がい者、高齢者、妊産婦等に「ひとにやさしい駐車場利用証」を発行し、公共施設や商業施設などにある車いす用の駐車場の適正利用を図る制度。

## 11

## II 快適で安全・安心な地域社会の形成

## 環境を保全し自然と共生する地域社会の創造

## 1 みんなで目指す姿

住民、事業者、行政の協働の下、健全で豊かな環境が保全され、自然の恵みを将来にわたって享受できる地域社会が形成されています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
①住民一人1日当たり生活系ごみ <sup>*1</sup> 排出量	㉕683グラム	㉖675グラム	㉗667グラム	㉘659グラム	㉙651グラム
◎②公共用水域のBOD <sup>*2</sup> （生物化学的酸素要求量）等環境基準達成率	㉕95.8%	㉖100.0%	㉗100.0%	㉘100.0%	㉙100.0%

## 【目標値の考え方】

- ① 一般廃棄物の排出量の削減に向けて、東日本大震災津波前の水準の維持を目指すもの。
- ② 圏域内の公共用水域のBOD等環境基準達成率100%を目指すもの。

## 現状

- 地球温暖化防止のため、県民総参加のエコライフの実践や再生可能エネルギー（太陽光、地熱、風力、バイオマス等）の導入などによる二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量削減対策や、森林等によるCO<sub>2</sub>吸収源対策を更に推進する必要があります。
- 当圏域における一人1日当たり生活系ごみ排出量は、平成25年度683グラムと県平均の646グラムを上回っており、廃棄物の発生抑制を第一とする3R<sup>\*3</sup>を推進していく必要があります。
- 産業廃棄物<sup>\*4</sup>については、不法投棄等が散発していることから、監視を強化するなど適正処理の指導等に努めています。
- 森、里、川など身近な環境や希少野生動植物を守り育てる活動を行っている団体等の相互連携を深め、環境教育等を通じて豊かな自然とのふれあいや共生の大切さを次世代に伝えていく必要があります。
- 原子力発電所の事故に伴い放出された放射性物質については、空間放射線量の測定・公表、食品の放射性物質濃度の検査・公表及び放射線測定機器貸与等により、引き続き住民の不安解消や風評被害の防止に努めていく必要があります。

## 2 目指す姿を実現するための取組

## 基本方向

地球温暖化防止のため、CO<sub>2</sub>排出量を削減する活動や再生可能エネルギー導入の促進を図るとともに、循環型社会形成のため、ごみの減量化、リサイクルの推進、産業廃棄物の不適正処理の監視指導を進めます。また、自然との共生を図るため、環境保全活動や汚水処理対策などを推進するとともに、環境活動団体の相互連携や地域における環境学習の取組を支援します。

## 主な取組内容

## ① 再生可能エネルギーの利用拡大と省エネルギー対策の推進 ☆ ◆

- ・ 「いわて地球環境にやさしい事業所<sup>\*5</sup>」認定制度の定着促進を図り、日常的な省エネルギーの取組を推進します。

## 県央圏域重点施策 No. 11 環境を保全し自然と共生する地域社会の創造

- ・ 「再生可能エネルギーの固定価格買取制度※<sup>6</sup>」等の活用を促しながら、太陽光等の再生可能エネルギーの利用拡大を図ります。
- ・ 当圏域に豊富に賦存する再生可能エネルギーである地熱、風力、木質バイオマス※<sup>7</sup>、小水力※<sup>8</sup>の活用を促進するため、管内市町と連携し事業者等の取組を支援します。
- ・ 災害時においても、地域が一定のエネルギーを貯えるよう、再生可能エネルギーを活用した自立・分散型のエネルギー供給体制構築に向けた市町等の取組を支援します。

### ② 廃棄物の発生抑制と適正処理の推進

- ・ 適切なごみの分別や生ごみを減らすための工夫など、生活系ごみの排出抑制に向けた管内市町等の取組を支援していきます。
- ・ 小規模小売店等へのエコショップ※<sup>9</sup>認定を進めることなどにより、3Rの普及・推進を行っていきます。
- ・ 管内市町等が効率的なごみ処理、し尿処理を行うために進めている広域化に係る取組を支援していきます。
- ・ 産業廃棄物の不法投棄などの不適正処理に対する監視、指導を強化するとともに、廃棄物の適正な再生利用の推進を図ります。

### ③ 自然環境の保全・保護 ☆ ◆

- ・ 健全な水環境を確保するため、「いわて汚水処理ビジョン2010」に基づき、公共下水道をはじめとする汚水処理施設の計画的な整備を推進します。
- ・ 森、里、川などの環境保全活動や希少野生動植物の保護活動を行っているNPO等の団体相互の連携と協働を支援します。
- ・ 地域や学校が行う自然観察会、水生生物調査、森林学習等の環境学習を支援します。
- ・ 空間放射線量測定や食品の放射性物質濃度検査等により、放射線についての正確な情報を提供し、住民の不安解消や風評被害の防止を図ります。

## 3 取組に当たっての協働と役割分担

環境を保全し自然と共生する地域社会を創造していくためには、住民、企業等が再生可能エネルギーの導入、ごみの発生抑制、環境保全活動などに主体的に取り組んでいく必要があります。

市町は、再生可能エネルギーの率先導入、廃棄物の発生抑制やごみ処理の広域化、学校・企業・住民と連携した環境学習への取組などの施策を進める必要があります。

このため、県は、CO<sub>2</sub>の排出量削減のための各種施策を推進するとともに、廃棄物の発生抑制に向け、市町などと連携したごみ減量化の啓発や、市町によるごみ・し尿処理広域化の取組の支援、企業によるゼロエミッション※<sup>10</sup>の取組などを推進するほか、産業廃棄物適正処理の監視指導の強化を図ります。

また、環境保全団体とのパートナーシップによる自然環境の保全や協働による自然保护活動を推進します。

県以外 の主体	<b>(住民・企業等)</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 再生可能エネルギーの積極的な導入</li><li>・ ゼロエミッション、省資源、省エネルギーの取組</li><li>・ いわて地球環境にやさしい事業所の取組</li><li>・ 環境学習、各種環境保全活動への参加</li></ul>	<b>(市町・学校等)</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 再生可能エネルギーの普及啓発・導入</li><li>・ 住民への3Rの普及啓発</li><li>・ ごみ減量化、資源化、処理の効率化に向けた取組</li><li>・ 環境に係る情報提供や環境教育の推進等</li><li>・ 地域特性に応じた温暖化対策の推進（普及啓発・実践活動支援等）</li><li>・ 市町の事務事業における省エネルギー活動の推進</li></ul>
県	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 再生可能エネルギーの普及啓発・導入促進</li><li>・ いわて地球環境にやさしい事業所認定制度の認定取得促進・定着</li><li>・ 産業廃棄物の適正処理状況についての監視指導</li><li>・ 森、里、川の環境保全活動や希少野生動植物保護活動団体の連携支援</li><li>・ 空間放射線量測定等による放射線についての情報提供</li></ul>	

#### 4 県の具体的な推進方策（工程表）



#### 関連する計画

- ・岩手県環境基本計画（計画期間 平成 23 年度～平成 32 年度）
- ・岩手県循環型社会形成推進計画（第三次岩手県廃棄物処理計画）（計画期間 平成 23 年度～平成 27 年度）
- ・いわて汚水処理ビジョン（計画期間 平成 21 年度～平成 30 年度）

#### ※ 1 生活系ごみ

一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物。

#### 2 BOD

生物化学的酸素要求量。有機物による水質汚濁の程度を示すもので、有機物が微生物によって酸化、分解される時に消費する酸素の量を濃度で表した値。数値が大きくなるほど汚濁が著しい。

#### 3 3 R

Reduce（発生抑制）、Reuse（繰り返して再使用）、Recycle（再生利用）の頭文字。

#### 4 産業廃棄物

事業活動に伴って排出される燃え殻、汚泥その他の廃棄物。

#### 5 いわて地球環境にやさしい事業所

地球温暖化を防止するため、CO<sub>2</sub>排出抑制のための措置を積極的に講じている事業所として、「いわて地球環境にやさしい事業所認定制度」により認定された事業所。

## 県央圏域重点施策 No. 11 環境を保全し自然と共生する地域社会の創造

### 6 再生可能エネルギーの固定価格買取制度

平成 23 年 8 月 26 日に成立した「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」により、再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気を、一定の期間・価格で電気事業者が買い取ることを義務付けるもので、平成 24 年 7 月 1 日から制度開始。

### 7 木質バイオマス（燃料）

木質ペレット、木質チップ、薪、製材加工の廃材等の木材由来の生物資源燃料。

### 8 小水力

農業用水路等における落差と水の流下エネルギーを利用するものをいい、数十 kW～数千 kW（一般的には 1,000kW 以下）の比較的小規模な発電をするものを小水力発電という。

### 9 エコショップ

ごみの減量化やリサイクルに積極的に取り組む店として、県が市町村とともに認定する「エコショップいわて認定制度」により認定された店。

### 10 ゼロエミッション

産業や地域から排出される廃棄物をできるだけゼロに近づける取組。

### 11 住宅用太陽光発電設備導入件数

固定価格買取制度による 10 kW 未満の太陽光発電設備の導入件数のこと。当該制度では、10 kW 未満の太陽光発電設備について、住宅用太陽光として価格設定等を行っている。

### 12 水洗化人口割合

行政区域内人口に対する水洗化人口の割合。水洗化人口割合＝水洗化人口／行政人口 × 100

「いわて汚水処理ビジョン2010」における2018年度（平成30年度）末の岩手県の目標値は77%（当圏域89.1%）となっている。

## 12

## II 快適で安全・安心な地域社会の形成

## 快適な都市機能の充実と住み良いまちづくりの推進

## 1 みんなで目指す姿

北東北の拠点にふさわしい教育、文化、医療などの高次都市機能<sup>\*1</sup>を支える基盤の充実が図られているほか、ユニバーサルデザイン・景観に配慮したまちづくりや汚水処理施設等の整備により快適な都市環境・生活環境が形成されています。また、地域の多様な主体による地域コミュニティ活動により、協働のまちづくりが進んでいます。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎①主要渋滞区間における整備の完了箇所数（累計）	1箇所	3箇所	3箇所	3箇所	6箇所
②水洗化人口割合 <sup>*2</sup>	85.3%	86.2%	87.2%	88.1%	89.1%
【目標値の考え方】					
① 岩手県の主要渋滞箇所 <sup>*3</sup> における県央圏域の主要渋滞 35 箇所 <sup>*4</sup> において、渋滞緩和に資する整備の完了箇所数について、平成 30 年度までに 6 箇所を目指すもの。					
② 「いわて汚水処理ビジョン 2010」を踏まえ、平成 30 年度までに県央広域振興圏の水洗化人口割合の目標値 89.1% の実現を目指すもの。					

## 現状

- 北東北の拠点都市としての機能を更に高めていくため、盛岡南新都市地区において業務施設、流通施設や情報関連産業の立地を促進していく必要があります。
- 都市機能の充実のため、交通渋滞の緩和対策や歩行者の交通安全対策を実施する必要があります。
- 盛岡市をはじめとする各市町の中心市街地では、ユニバーサルデザイン、景観に配慮したひとにやさしいまちづくりが求められています。
- 県央圏域の平成 26 年度末の水洗化人口割合は 85.3% と県平均の 69.6% を上回っていますが、圏域内には引き続き整備を要する地域も多く残されており、河川や湖沼などの公共水域の水質保全を図る観点からも、その向上が課題となっています。
- 少子高齢化や人口減少、住民同士のつながりの希薄化などにより、町内会・自治会などの地域自治組織では、活動の停滞や担い手の不在などの問題を抱えるなど、地域住民によるまちづくり活動の衰退が懸念されています。

## 2 目指す姿を実現するための取組

## 基本方向

街路事業や安全・安心な歩行空間の整備、高齢化社会に対応した県営住宅の建替えなどを推進します。

また、衛生的で快適な生活環境を確保するため、「いわて汚水処理ビジョン 2010」に基づき、汚水処理施設の計画的な整備を進めます。

住み良いまちづくりを進めるため、住民や自治会、企業、NPO、行政など多様な主体が参画し、それぞれの役割分担の下、協働によるまちづくりを進めます。

## 主な取組内容

### ① 高次都市機能の充実

- ・都市内の円滑な交通や安全な歩行空間を確保するため、主要交差点における混雑多発箇所の解消・緩和に向け、向中野安倍館線「仙北一丁目」、盛岡駅長田町線「長田町地区」など街路の整備を推進します。
- ・高齢社会化に対応した県営住宅の建替え・改善を推進します。

### ② 中心市街地の活性化

- ・盛岡市における「中心市街地活性化基本計画」に基づく市街地整備を推進するとともに、各市町の中心市街地の賑わい創出の取組を支援します。
- ・一般県道零石東八幡平線「零石町（よしやれ通り）」のまちば<sup>※5</sup>のにぎわいを取り戻すため、まちづくりと連動した歩行環境の改善などにより、特色あるまちづくりを支援します。

### ③ ユニバーサルデザイン・景観に配慮したまちづくりの推進 ◆

- ・良好な景観形成や歩行環境の改善を図るため、盛岡駅長田町線「長田町地区」の無電柱化を推進します。
- ・「岩手県景観計画」に基づき良好な景観の形成や違反屋外広告物の是正指導等に取り組みます。
- ・ユニバーサルデザイン、景観形成、ひとにやさしい住宅・建築物の整備促進や普及啓発に取り組む関係機関等の活動を支援します。

### ④ 安全・安心な歩行空間の整備 ◆

- ・歩行者や自転車利用者の安全を守るため、主要地方道盛岡環状線「野沢工区」など、歩道の整備や歩行空間の確保を推進します。

### ⑤ 汚水処理施設の計画的な整備

- ・市町と連携し、流域下水道や、公共下水道、農業集落排水、浄化槽の整備を推進します。

### ⑥ 地域コミュニティ活動の支援 ☆ ◆

- ・市町担当者への研修会や意見交換会を実施し、管内市町の情報共有の場を設けることなどにより、地域コミュニティ活動や協働のまちづくりを推進します。
- ・住民、自治会、企業、NPO等地域の多様な主体が参画・協働しながら、それぞれの地域課題を自立的に解決できるよう、地域コミュニティ活動をリードする人材の育成等を推進します。
- ・東日本大震災津波の被災者で圏域内に居住する人が、安心して地域での生活を送ることが出来るよう、被災者の支援に取り組みます。

## 3 取組に当たっての協働と役割分担

都市機能の充実と住み良いまちづくりを推進するためには、国、県、市町、地域の関係団体などがそれぞれの役割分担の下、密接に連携を図りながら一体となって基盤の整備を進めることができます。

このため、県は、街路、歩道の整備や流域下水道の整備を推進するほか、国や市町が実施する事業について情報収集に努め、住み良いまちづくりの効果的な推進を図ります。国や市町は、地域のニーズに沿ったまちづくりの推進に取り組みます。

また、地域コミュニティ活動の推進については、地域の課題を解決し住み良いまちづくりを進めるために、住民や自治会、企業、NPO、行政など多様な主体が参画し、互いの役割分担のもと、協働して主体的に取組を進めることが必要です。

このため、市町は、住民等に対し参画や協働によるまちづくりの重要性について広く普及啓発を行うとともに、地域課題を自立的に把握・解決できるよう地域コミュニティ団体に対し体制を強化するなどの支援を行います。県は、こうした市町の取組の支援などを通じて、住み良いまちづくりを促進します。

県央圏域重点施策 No. 12 快適な都市機能の充実と住み良いまちづくりの推進

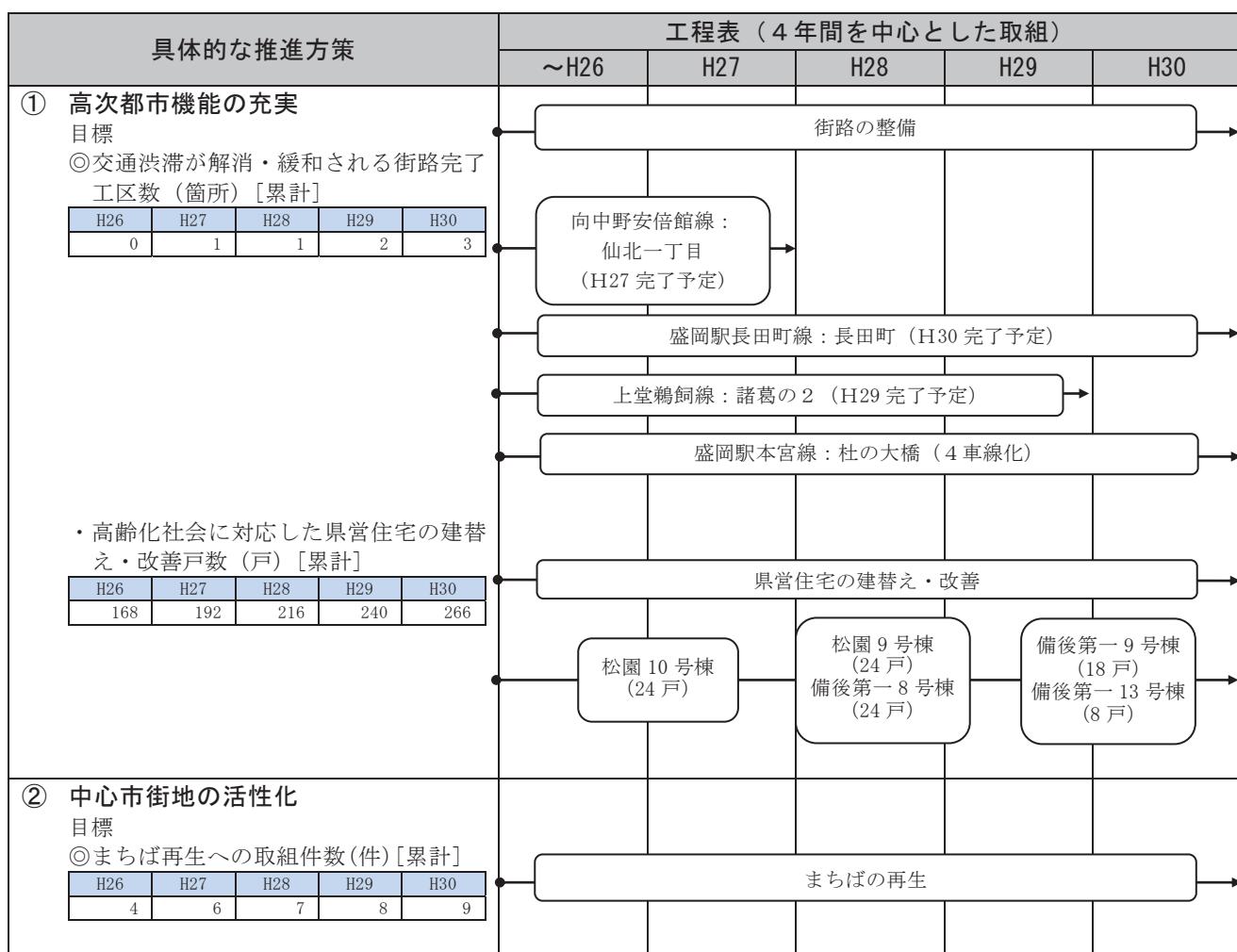
(高次都市機能、中心市街地、ユニバーサルデザイン・景観、歩行空間、汚水処理施設)

県以外 の主体	(国) <ul style="list-style-type: none"> <li>国道 46 号（盛岡西バイパス）の整備など</li> </ul>	(市町) <ul style="list-style-type: none"> <li>街路や歩道の整備、無電柱化の推進</li> <li>公共下水道等の整備 など</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>街路や歩道の整備、無電柱化の推進</li> <li>県営住宅、流域下水道の整備 など</li> </ul>	

(地域コミュニティ活動)

県以外 の主体	(企業・NPO、地域住民等) <ul style="list-style-type: none"> <li>地域コミュニティ活動への参画による地域課題の解決及び住み良いまちづくりの推進</li> <li>地域コミュニティ活動の情報発信</li> </ul>	(市町) <ul style="list-style-type: none"> <li>住民等に対し地域コミュニティ活動について啓発と参加の奨励</li> <li>地域コミュニティの持つ課題の解決や取組への参画や支援</li> <li>地域コミュニティに関する情報発信の実施や交流の促進</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町が行う地域コミュニティ施策への支援</li> <li>地域コミュニティの重要性についての普及・啓発</li> </ul>	

#### 4 県の具体的な推進方策（工程表）



具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～H26	H27	H28	H29	H30
③ ユニバーサルデザイン・景観に配慮したまちづくりの推進 目標 ◎無電柱化の施工延長 (m) [H21以降の累計]					
	0	460	460	890	890
	ユニバーサルデザイン、景観に配慮したまちづくりの推進				
④ 安全・安心な歩行空間の整備 目標 ◎歩道整備事業完了工区数 (箇所) [H21以降の累計]					
	6	6	7	7	9
	歩道整備事業				
⑤ 汚水処理施設の計画的な整備 目標 ◎水洗化人口割合 (%)					
	85.3	86.2	87.2	88.1	89.1
	汚水処理施設の整備				
⑥ 地域コミュニティ活動の支援 目標 ◎地域コミュニティ担当者研修会開催回数(回/年)					
	2	2	2	2	2
	市町等が行う地域づくりへの支援等				

### 関連する計画

- ・岩手景観計画（計画期間 平成23年度～）
- ・いわて汚水処理ビジョン2010（計画期間 平成23年度～平成30年度）

- ※ 1 高次都市機能  
中核市としての役割や周辺市町を含めた広域圏を対象とした施設集積による、教育、文化、医療、行政、産業情報等の諸機能。
- 2 水洗化人口割合  
行政区域内人口に対する水洗化人口の割合。水洗化人口割合＝水洗化人口／行政人口×100  
「いわて汚水処理ビジョン2010」における2018年度（平成30年度）末の岩手県の目標値は77%（当圏域89.1%）となっている。
- 3 岩手県の主要渋滞箇所  
岩手県渋滞対策推進協議会が平成25年1月に公表した主要渋滞箇所。
- 4 県央圏域の主要渋滞35箇所  
平成25年1月公表の岩手県主要渋滞箇所のうち、県央圏域にある23区間と12箇所を合計したもの。
- 5 まちば  
人家や商店が多く、町になっているところ。

## 13

## II 快適で安全・安心な地域社会の形成

## 住民の生命と財産を守る防災対策の推進

## 1 みんなで目指す姿

地震や洪水、土砂災害から住民の生命と財産を守る防災対策の実施などにより、安全で安心な地域社会が形成されています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎①近年の洪水による浸水家屋の解消率（累計）	14.5%	14.5%	20.0%	27.2%	87.0%
②土砂災害警戒区域等※の基礎調査率（累計）	62.3%	70.5%	83.5%	94.5%	100.0%

【目標値の考え方】

① 平成14年度以降、河川の氾濫により655戸の浸水被害が生じており、河川の改修により浸水を免れる家屋数を平成26年度の95戸（解消率14.5%）から平成30年度には570戸（解消率87.0%）とするもの。  
注）近年、家屋の浸水被害が生じた河川：木賊川、南川、岩崎川、北上川、松川、安比川

② 「土砂災害防止法」に係る区域設定事前調査（H13～H14）において、がけ崩れの危険がある急傾斜地など1,677箇所について、「土砂災害防止法」に基づき、平成26年度までの基礎調査数1,045箇所（基礎調査率62.3%）を平成30年度には1,677箇所（基礎調査率100.0%）とすることを目指すもの。

## 現状

- 近年多発している局地的豪雨や台風に伴う災害や過去に発生した火山災害などを踏まえ、洪水・土砂災害による被害軽減のための防災施設の整備が求められています。
- 平成26年8月に広島市で発生した土砂災害等を踏まえ、平成26年11月に改正土砂災害防止法が成立し、これにより基礎調査の結果の公表が義務付けられるとともに、土砂災害警戒区域における警戒避難体制を整備する等の措置を講じる必要があります。
- 東日本大震災津波による地震被害を教訓として、建物の耐震化の必要性が再認識され、今後発生する地震に備え木造住宅の耐震性の向上や橋梁の耐震化が求められています。
- 農地等を洪水被害から未然に防止する目的で築造された防災ダムは、築後30年以上経過し、堤体の劣化やダム管理システムの障害が頻繁に発生しているため、早急に整備を行う必要があります。
- 道路や河川の整備が進められる中、地域住民と協働した施設の維持管理や災害時における連携した対応が求められています。

## 2 目指す姿を実現するための取組

## 基本方向

大雨や火山活動による被害を軽減するため、河川や治水ダム、砂防堰堤等の整備を進めるとともに、住民の理解を得て土砂災害警戒区域等の指定を進めます。

また、地震発生時に備え、木造住宅の耐震性の向上や主要な道路を確保するための橋梁耐震補強の整備を推進します。

## 主な取組内容

### ① 災害による被害を軽減する洪水・土砂災害対策の推進

- ・ 河川の氾濫による浸水被害等を未然に防止するため、木賊川、南川、岩崎川、北上川（盛岡市川崎地区、岩手町沼宮内地区）、安比川等の整備を推進します。
- ・ 砂防設備等の整備を進めるとともに、「土砂災害防止法」に基づく調査を踏まえた土砂災害警戒区域等の指定とその周知を図ります。
- ・ 今後、岩手山で想定される噴火対策として、火山砂防施設の整備を推進します。
- ・ 山腹崩壊など山地災害の未然防止を図るため、保安林や治山施設の整備を推進します。
- ・ 築川流域の住民の生命や財産を守ることや水道水の供給を目的とした築川ダムの整備を推進します。

### ② 地震に強い社会資本の整備 ☆

- ・ 地震発生後の救助・救援活動などを迅速に行うため、緊急輸送道路や復興支援道路など主要な道路に架かる橋梁の耐震補強を推進します。
- ・ 既存建築物の耐震性の向上を図るため、特に木造住宅の耐震診断や耐震改修を促進します。

### ③ 社会資本の計画的な維持管理

- ・ 維持管理計画に基づき、道路や河川などの社会資本の効率的・計画的な維持管理を推進します。
- ・ 道路や河川の愛護団体や地域住民と協働しながら、身近な道路や河川敷などの維持管理に取り組みます。

### ④ 農業用防災施設の保全管理

- ・ 農地や農村住居者の生命・財産を守るため、御所地区や安代地区などの防災ダム群の適切な保全管理や補修などを推進します。

### ⑤ 地域関係団体や地域住民との連携による防災対応 ◆

- ・ 県、市町、警察、水防団体、地域住民、ボランティアとの連携により土砂災害危険箇所の点検を行い、土砂災害警戒時における避難が速やかに行えるように取り組みます。
- ・ 県、国、市町、水防団体との連携により、防災体制の構築と災害対応訓練の実施に取り組みます。
- ・ 地域住民に近接した河川について、洪水対策連絡協議会の設置などにより地域と密接に連携しながら、増水時における避難や防災対応に迅速・適切に取り組みます。
- ・ 住民が自らの身を自らが守る意識の醸成を図るため、防災・災害情報などを電子メールで配信する「いわてモバイルメール」への登録について、普及啓発を図ります。

## 3 取組に当たっての協働と役割分担

県は、頻発する洪水、土砂災害、地震等に対応し、安全・安心な地域社会を形成するため、河川、ダム、砂防設備などの防災施設の整備や橋梁の耐震補強を推進するとともに、「土砂災害防止法」に基づく基礎調査を計画的に行い、関係市町の協力を得ながら住民説明会等を実施して、土砂災害警戒区域等の指定を進めます。

また、市町は、警戒避難体制の整備や住宅の耐震化などを、県や地域住民、水防関係団体等と連携しながら進めます。

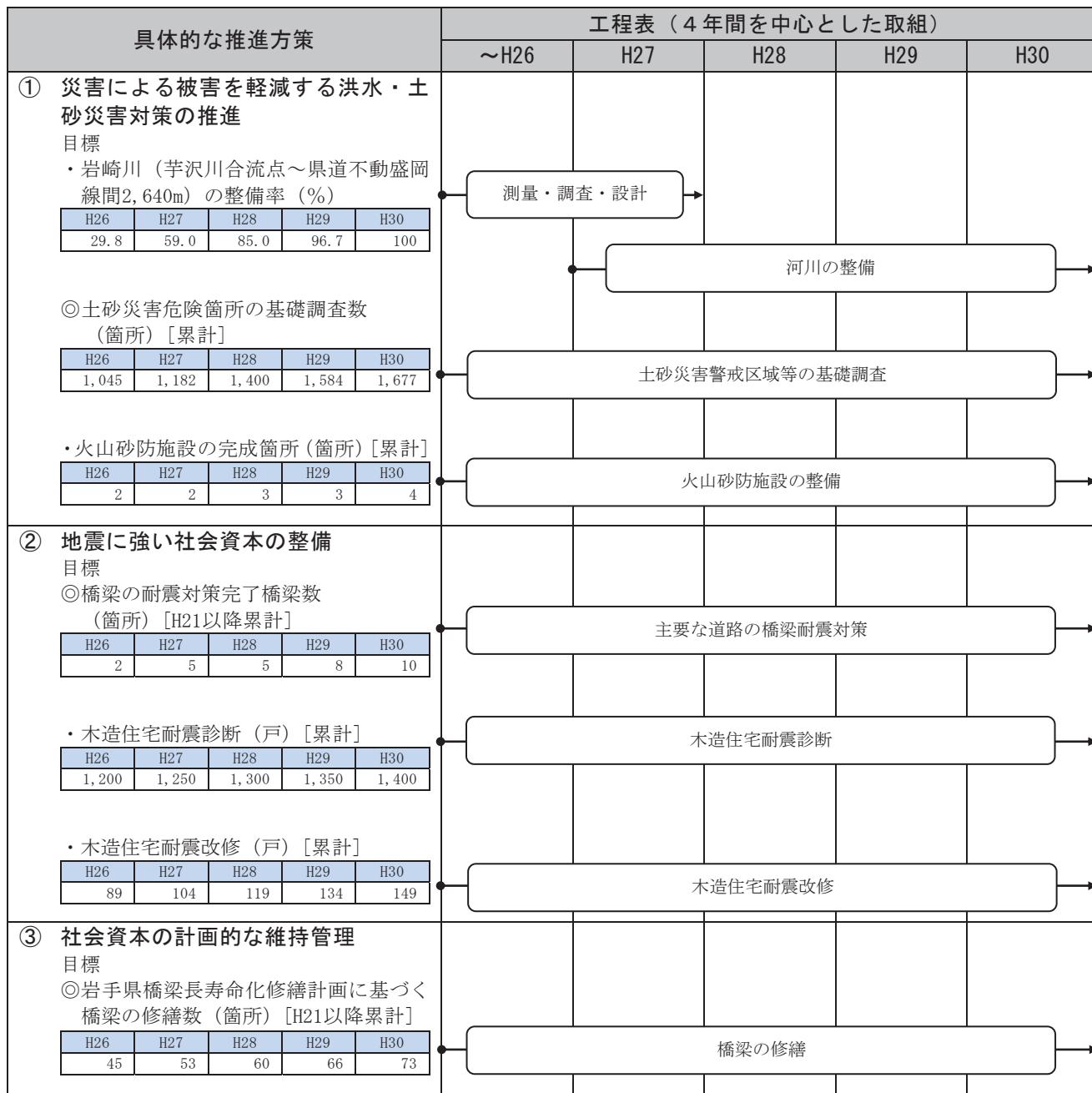
なお、県民は身近な道路や河川等の維持管理のため、清掃や草刈などの協働による取組に努めます。

県

- ・ 広域防災体制の整備
- ・ 主要道路の地震時の安全対策
- ・ ダム、河川、砂防設備等の整備
- ・ 市町が行う防災体制整備及び耐震対策への支援
- ・ 土砂災害警戒区域等の指定の推進

<b>(市町)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国、県等との連携による防災体制等の強化</li> <li>・主要道路の地震時の安全対策</li> <li>・住民の耐震対策への支援</li> <li>・警戒避難体制の整備（地域防災計画への記載、ハザードマップの作成）</li> </ul>	<b>(県民、NPO、企業等)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災意識の高揚</li> <li>・自主防災組織の結成</li> <li>・河川清掃等のボランティア活動等への参加</li> <li>・所有する建築物の耐震化</li> </ul>
---	--

#### 4 県の具体的な推進方策（工程表）



具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～H26	H27	H28	H29	H30
④ 農業用防災施設の保全管理 目標 ◎保全管理を行う防災ダム群数（地区）					
H26 H27 H28 H29 H30 2 2 2 2 2	防災ダムの保全管理				
⑤ 地域関係団体や地域住民との連携による防災対応 目標 ◎水防体制の強化のための合同水防訓練の実施回数（回/年）					
H26 H27 H28 H29 H30 1 1 1 1 1	合同水防訓練の実施				
・土砂災害危険箇所の点検、避難のための合同パトロールの実施回数（回/年）					
H26 H27 H28 H29 H30 8 8 8 8 8	土砂災害危険箇所の点検パトロールの実施				

※ 土砂災害警戒区域等

土石流、急傾斜地の崩壊、地すべりが発生した場合に住民の生命又は身体に危険が生じる恐れがあると認められる区域。



# 資料編

資料1 目指す姿指標一覧表

資料2 復興関連施策一覧表

資料3 ふるさと振興関連施策一覧表

参考 広域振興圏別統計データ



【資料1】目指す姿指標一覧表

圏域	重点施策	指標名	単位	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
					(H27)	(H28)	(H29)	
県央広域振興圏	1 学術研究機能等の集積を生かした連携・交流によるIT・ものづくり産業の振興	①ものづくり関連産業分野(輸送用機械、半導体製造装置、電子部品・デバイス等)の製造品出荷額	億円	㉕955	㉖1,043	㉗1,127	㉘1,217	㉙1,314
		②情報サービス産業(ソフトウェア業、情報処理業、インターネット付随サービス業)の売上高【岩手県計】	億円	㉕399	㉖419	㉗440	㉘462	㉙485
	2 産業と地域の連携による滞在型広域観光の推進	観光入込客数(延べ人数)	万人回	999.9	1,001.0	1,002.1	1,003.2	1,004.3
	3 地域資源を生かした特色ある食産業と地場産業の展開	食料品製造出荷額	億円	㉕1,063	㉖1,087	㉗1,111	㉘1,136	㉙1,161
	4 次世代に継承できる農業経営の展開と魅力ある農村資源の活用	①認定農業者の経営改善計画達成率	%	27	29	31	33	35
		②新規就農者数	人	58 (H22～H26 平均)	63	63	63	63
		③農畜産物の販売額	億円	540	559	560	561	563
		④農村交流人口	千人	1,152	1,164	1,176	1,187	1,200
	5 森林資源の循環利用による林業・木材産業の振興	①造林面積	ha	335	370	410	450	500
		②間伐面積	ha	2,190	2,200	2,200	2,200	2,200
		③木質バイオマス燃料の利用量	トン	2,599	2,700	19,700	20,300	20,800
	6 雇用・労働環境の整備	県央圏域高卒者の管内就職率	%	58.1	58.5	59.0	59.5	60.0
	7 産業経済活動、地域間交流を支える交通ネットワークの整備	高規格道路のインターチェンジに15分以内に到達可能な人口の割合	%	36.6	46.0	46.0	46.2	46.7
	8 地域の魅力を生かしたスポーツの推進	県央圏域におけるスポーツ実施率(週1回以上のスポーツ実施率)	%	56.2	57.2	58.2	59.2	60.2
	9 健やかな暮らしを支える地域保健・医療の充実	①脳血管疾患による年齢調整死亡率【男性】(人口10万人当たり)	—	㉕60.4	㉖59.2	㉗58.0	㉘56.8	㉙55.6
		②脳血管疾患による年齢調整死亡率【女性】(人口10万人当たり)	—	㉕33.7	㉖33.4	㉗33.1	㉘32.8	㉙32.5
		③在宅医療連携拠点数(累計)	箇所	2	2	2	3	4
	10 安心で心豊かな福祉コミュニティづくりの推進	①地域密着型サービス拠点数(累計)	箇所	75	78	96	98	100
		②障がい者のグループホーム利用者数	人	547	574	599	625	651
		③保育を必要とする子どもに係る利用定員	人	9,578	10,521	10,683	10,959	11,133
		④「いわて子育て応援の店」の協賛店舗数(累計)	店舗	479	503	527	551	575
		⑤自殺死亡率(人口10万人当たり)	—	25.2	24.4	23.6	22.8	22.0

圏域	重点施策	指標名	単位	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
					(H27)	(H28)	(H29)	
県央広域振興圏	11 環境を保全し自然と共生する地域社会の創造	①住民一人1日当たり生活系ごみ排出量	グラム	㉕683	㉖675	㉗667	㉘659	㉙651
		②公共用水域のBOD(生物化学的酸素要求量)等環境基準達成率	%	㉕95.8	㉖100.0	㉗100.0	㉘100.0	㉙100.0
	12 快適な都市機能の充実と住み良いまちづくりの推進	①主要渋滞区間における整備の完了箇所数(累計)	箇所	1	3	3	3	6
13 住民の生命と財産を守る防災対策の推進	②水洗化人口割合	%	85.3	86.2	87.2	88.1	89.1	
		①近年の洪水による浸水家屋の解消率(累計)	%	14.5	14.5	20.0	27.2	87.0
		②土砂災害警戒区域等の基礎調査率(累計)	%	62.3	70.5	83.5	94.5	100.0

## 【資料2】復興関連施策一覧表

※「アクションプラン(地域編・県央広域振興圏)」の「主な取組内容」欄の記載は、平成30年度までを計画期間とする今次のアクションプランにおける取組を整理したもの。

復興基本計画		アクションプラン(地域編・県央広域振興圏)	
3つの原則	取組項目	重点施策	主な取組内容
「安全」の確保	1 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり	11 環境を保全し自然と共生する地域社会の創造	① 再生可能エネルギーの利用拡大と省エネルギー対策の推進 ③ 自然環境の保全・保護
	2 故郷への思いを生かした豊かで快適な生活環境づくり		
	3 災害に強い交通ネットワークの構築	7 産業経済活動、地域間交流を支える交通ネットワークの整備	① 交通ネットワークの整備 ② 沿岸地域の復興を支える道路の整備 ③ 医療機関への救急搬送ルートの整備
			③ 住民の生命と財産を守る防災対策の推進 ② 地震に強い社会資本の整備
「暮らし」の再建	4 被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援	10 安心で心豊かな福祉コミュニティづくりの推進	① 地域生活支援の充実
	5 雇用維持・創出と就業支援		
	6 災害に強く、質の高い保健・医療・福祉提供体制の整備	9 健やかな暮らしを支える地域保健・医療の充実	② 地域医療の充実
	7 健康の維持・増進、こころのケアの推進や要保護児童等への支援	10 安心で心豊かな福祉コミュニティづくりの推進	② 子育て環境の充実
	8 きめ細かな学校教育の実践と教育環境の整備・充実		
	9 文化芸術環境の整備や伝統文化等の保存と継承		
	10 社会教育・生涯学習環境の整備		
	11 スポーツ・レクリエーション環境の整備		
	12 地域コミュニティの再生・活性化	12 快適な都市機能の充実と住み良いまちづくりの推進	⑥ 地域コミュニティ活動の支援
「なりわい」の再生	13 行政機能の回復		
	14 漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の構築		
	15 産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築		
	16 渔港等の整備		
	17 地域特性を生かした生産性・収益性の高い農業の実現		
	18 地域の木材を活用する加工体制等の再生	5 森林資源の循環利用による林業・木材産業の振興	② 地域材の利用促進及びブランドの確立
	19 中小企業等への再建支援と復興に向けた取組	3 地域資源を生かした特色ある食産業と地場産業の展開	② 食や工芸を中心とした異業種交流ネットワークの拡大 ④ 農畜林産物の地域内流通の促進
	20 ものづくり産業の新生		
	21 観光資源の再生と新たな魅力の創造		
	22 復興の動きと連動した全県的な誘客への取組	2 産業と地域の連携による滞在型広域観光の推進	④ 広域観光の推進

### 【資料3】ふるさと振興関連施策一覧表

※「アクションプラン(地域編・県央広域振興圏)」の「主な取組内容」欄の記載は、平成30年度までを計画期間とする今次のアクションプランにおける取組を整理したもの。

※総合戦略における主な取組内容のうち、アクションプランの欄に記載が無いものについては、全県的な取組として「アクションプラン政策編」に盛り込んでいるもの。

ふるさと振興総合戦略			アクションプラン(地域編・県央広域振興圏)			
3つの柱	10のプロジェクト	主な取組内容	重点施策	主な取組内容		
岩手で働く 1 商工業・観光産業振興、仕事創出プロジェクト	1 競争力の高いものづくり産業の振興	1 競争力の高いものづくり産業の振興	1 学術研究機能等の集積を生かした連携・交流によるIT・ものづくり産業の振興	① 盛岡広域地域産業活性化基本計画等に基づく企業集積の推進		
				② 地域産業を支える担い手の育成		
			6 雇用・労働環境の整備	③ IT産業・ものづくり産業の異業種交流による相乗効果の創出		
				④ 新事業創出・起業の支援		
		2 食産業の振興	3 地域資源を生かした特色ある食産業と地場産業の展開	② 地域産業を支える人材の育成		
				① 食産業関連事業者の生産性向上と人材育成		
		3 地場産業の振興		② 食や工芸を中心とした異業種交流ネットワークの拡大		
				③ 高付加価値化による商品開発		
		4 商業・サービス業の振興	3 地域資源を生かした特色ある食産業と地場産業の展開	② 食や工芸を中心とした異業種交流ネットワークの拡大		
				③ 高付加価値化による商品開発		
		5 中小企業の経営力の向上		⑤ 県外への販路拡大と食や工芸と観光の連携		
				① 学術研究機能等の集積を生かした連携・交流によるIT・ものづくり産業の振興		
		6 被災事業者の再建支援	1 地域資源を生かした特色ある食産業と地場産業の展開	④ 新事業創出・起業の支援		
				① 食産業関連事業者の生産性向上と人材育成		
		7 観光産業の振興	2 産業と地域の連携による滞在型広域観光の推進	① 学術研究機能等の集積を生かした連携・交流によるIT・ものづくり産業の振興		
				② 健康・食・癒しをテーマとした滞在型観光の推進		
		8 県産品や事業者の海外市場への展開		③ 国際観光の推進		
				④ 広域観光の推進		
		9 次世代につながる新たな産業の育成	3 地域資源を生かした特色ある食産業と地場産業の展開	⑤ 県外への販路拡大と食や工芸と観光の連携		
				③ IT産業・ものづくり産業の異業種交流による相乗効果の創出		
		10 若者や女性などの創業支援の充実・強化		④ 新事業創出・起業の支援		
		1 地域資源を生かした特色ある食産業と地場産業の展開	④ 新事業創出・起業の支援			
			① 食産業関連事業者の生産性向上と人材育成			
		4 次世代に継承できる農業経営の展開と魅力ある農村資源の活用	③ 農村資源の維持保全と活用			
			① 多様な雇用の場の確保			
		11 経営人材の育成と円滑な事業承継支援	6 雇用・労働環境の整備	① 多様な雇用の場の確保		
				④ 新事業創出・起業の支援		
				① 食産業関連事業者の生産性向上と人材育成		

ふるさと振興総合戦略			アクションプラン(地域編・県央広域振興圏)			
3つの柱	10のプロジェクト	主な取組内容	重点施策		主な取組内容	
岩手で働く	商工業・観光産業振興、仕事創出プロジェクト	12 ものづくり人材の育成と地元への就職の促進	1 学術研究機能等の集積を生かした連携・交流によるIT・ものづくり産業の振興	② 地域産業を支える担い手の育成		
		13 雇用・労働環境の整備	6 雇用・労働環境の整備	② 地域産業を支える人材の育成		
		14 U・Iターンの促進	6 雇用・労働環境の整備	③ 人材の確保と若年者等の就業支援		
		15 建設業の振興と人材の育成・確保	6 雇用・労働環境の整備	③ 人材の確保と若年者等の就業支援		
		16 優良建築ストックの流通促進を行う事業者の育成・支援				
		17 復興道路等を活用した産業振興等の支援策の検討				
		18 生産性・市場性の高い産地の形成、6次産業化等の推進	3 地域資源を生かした特色ある食産業と地場産業の展開	④ 農畜林産物の地域内流通の促進		
	農林水産業振興プロジェクト		4 次世代に継承できる農業経営の展開と魅力ある農村資源の活用	① 次世代に継承できる農業経営の確立		
				② 産地の持続的な発展		
				③ 農村資源の維持保全と活用		
			5 森林資源の循環利用による林業・木材産業の振興	① 適切な森林整備と担い手の育成		
				② 地域材の利用促進及びブランドの確立		
				③ 木質バイオマスの利活用の促進		
	19 経営体の育成、新規就業者の確保・育成	4 次世代に継承できる農業経営の展開と魅力ある農村資源の活用	① 次世代に継承できる農業経営の確立			
	20 経営資源(生産基盤)の有効かつ効率的な活用	4 次世代に継承できる農業経営の展開と魅力ある農村資源の活用	③ 農村資源の維持保全と活用			
	21 農山漁村における交流人口の拡大と移住・定住の促進		① 適切な森林整備と担い手の育成			
	22 地域協働による農山漁村の環境保全		② 次世代に継承できる農業経営の確立			
3	ふるさと移住・定住促進プロジェクト	23 全県的な推進体制の整備		③ 産地の持続的な発展		
		24 岩手ファンの拡大と移住情報の発信強化等	4 次世代に継承できる農業経営の展開と魅力ある農村資源の活用	③ 農村資源の維持保全と活用		
		25 相談窓口体制の強化	6 雇用・労働環境の整備	③ 人材の確保と若年者等の就業支援		
		26 移住者のフォローの充実	6 雇用・労働環境の整備	③ 人材の確保と若年者等の就業支援		
		27 移住・交流体験の推進	4 次世代に継承できる農業経営の展開と魅力ある農村資源の活用	③ 農村資源の維持保全と活用		
				③ 農村資源の維持保全と活用		
				③ 農村資源の維持保全と活用		

ふるさと振興総合戦略				アクションプラン(地域編・県央広域振興圏)		
3つの柱	10のプロジェクト	主な取組内容		重点施策		主な取組内容
岩手で育てる	4 就労、出会い、結婚、妊娠・出産まるごと支援プロジェクト	28 子育てしながら働きやすい労働環境の整備	6 雇用・労働環境の整備	④ 企業における雇用・労働環境整備の促進		
		29 出会い・結婚支援の強化	10 安心で心豊かな福祉コミュニティづくりの推進	② 子育て環境の充実		
		30 妊娠・出産に対する支援	10 安心で心豊かな福祉コミュニティづくりの推進	② 子育て環境の充実		
		31 子育てにやさしい環境づくり	9 健やかな暮らしを支える地域保健・医療の充実	② 地域医療の充実		
	5 子育て支援プロジェクト	32 保育サービス等の充実	10 安心で心豊かな福祉コミュニティづくりの推進	② 子育て環境の充実		
		33 子どもに対する医療の充実と子育て家庭への支援	10 安心で心豊かな福祉コミュニティづくりの推進	② 子育て環境の充実		
		34 美しく魅力あるまちづくりの推進	12 快適な都市機能の充実と住み良いまちづくりの推進	③ ユニバーサルデザイン・景観に配慮したまちづくりの推進		
岩手で暮らす	6 魅力あるふるさとづくりプロジェクト	35 ひとにやさしいまちづくりの推進	12 快適な都市機能の充実と住み良いまちづくりの推進	③ ユニバーサルデザイン・景観に配慮したまちづくりの推進		
		36 被災した沿岸地域のにぎわいのあるまちづくりの推進		④ 安全・安心な歩行空間の整備		
		37 情報基盤の整備と情報通信技術の利用促進	2 産業と地域の連携による滞在型広域観光の推進	① 第71回国民体育大会・第16回全国障害者スポーツ大会などを契機とした観光の推進		
		38 ILC実現に向けた取組	1 学術研究機能等の集積を生かした連携・交流によるIT・ものづくり産業の振興	④ 新事業創出・起業の支援		
		39 地域コミュニティ活動に関する意識の普及啓発	12 快適な都市機能の充実と住み良いまちづくりの推進	⑥ 地域コミュニティ活動の支援		
		40 地域づくりの担い手の育成・新たな担い手の確保	12 快適な都市機能の充実と住み良いまちづくりの推進	⑥ 地域コミュニティ活動の支援		
		41 地域の安全を地域が守る消防団や自主防災組織等の育成・強化	13 住民の生命と財産を守る防災対策の推進	⑤ 地域関係団体や地域住民との連携による防災対応		
		42 生活交通の確保				
		43 公共交通の利用促進				
		44 三陸鉄道・IGRいわて銀河鉄道の集客力の向上				
		45 良好な大気・水環境の保全	11 環境を保全し自然と共生する地域社会の創造	③ 自然環境の保全・保護		
		46 水と緑を守る取組の推進	11 環境を保全し自然と共生する地域社会の創造	③ 自然環境の保全・保護		
		47 環境学習の推進と県民等との連携・協働の取組の促進	11 環境を保全し自然と共生する地域社会の創造	③ 自然環境の保全・保護		
		48 自然とのふれあいの促進	11 環境を保全し自然と共生する地域社会の創造	③ 自然環境の保全・保護		
		49 多様な野生動植物との共生	11 環境を保全し自然と共生する地域社会の創造	③ 自然環境の保全・保護		
		50 再生可能エネルギーの導入促進	11 環境を保全し自然と共生する地域社会の創造	① 再生可能エネルギーの利用拡大と省エネルギー対策の推進		
		51 地域特性や環境に配慮した住宅の普及促進	5 森林資源の循環利用による林業・木材産業の振興	② 地域材の利用促進及びブランドの確立		
7 文化芸術・スポーツ振興プロジェクト	7 文化芸術・スポーツ振興プロジェクト	52 県内外への情報発信力の強化	2 産業と地域の連携による滞在型広域観光の推進	① 第71回国民体育大会・第16回全国障害者スポーツ大会などを契機とした観光の推進		
		53 若者文化・新しい文化芸術分野への支援				
		54 世界遺産の普及及び新規登録に向けた取組	2 産業と地域の連携による滞在型広域観光の推進	④ 広域観光の推進		
		55 優れた文化芸術の鑑賞機会の充実				

ふるさと振興総合戦略			アクションプラン(地域編・県央広域振興圏)		
3つの柱	10のプロジェクト	主な取組内容	重点施策	主な取組内容	
岩手で暮らす	7	文化芸術・スポーツ振興プロジェクト	56 伝統文化・生活文化の次世代への確実な継承		
			57 被災地における文化芸術活動の復旧支援		
			58 文化芸術活動の活発化と支援体制の構築		
			59 言葉の壁の解消		
			60 安心できる暮らしの構築		
			61 多文化共生の地域づくり		
			62 総合型地域スポーツクラブの育成支援	⑧ 地域の魅力を生かしたスポーツの推進	① 総合型地域スポーツクラブ等と連携したスポーツの推進
			63 生涯スポーツ指導者の有効活用		
			64 スポーツの振興による地域活性化の推進	⑧ 地域の魅力を生かしたスポーツの推進	① 総合型地域スポーツクラブ等と連携したスポーツの推進 ② スポーツツーリズムの推進体制の構築等への支援
			65 若者間のネットワーク構築の促進	4 次世代に継承できる農業経営の展開と魅力ある農村資源の活用	① 次世代に継承できる農業経営の確立
岩手で暮らす	8	若者・女性の活躍支援プロジェクト	66 若者の活躍を支援する仕組みの充実	4 次世代に継承できる農業経営の展開と魅力ある農村資源の活用	① 次世代に継承できる農業経営の確立
			67 男女共同参画の視点に立った意識啓発		
			68 女性の活躍推進のための環境づくり	6 雇用・労働環境の整備	④ 企業における雇用・労働環境整備の促進
			69 女性自身の意識啓発	4 次世代に継承できる農業経営の展開と魅力ある農村資源の活用	① 次世代に継承できる農業経営の確立
			70 地域における男女共同参画の推進	4 次世代に継承できる農業経営の展開と魅力ある農村資源の活用	① 次世代に継承できる農業経営の確立
			71 女性に対するあらゆる暴力の根絶		
			72 人材の確保・定着・育成		
			73 潜在有資格者や多様な人材の参入		
			74 関係機関が連携した取組の推進		
			75 地域包括ケアシステムの構築	9 健やかな暮らしを支える地域保健・医療の充実	② 地域医療の充実
岩手で暮らす	9	保健・医療・福祉充実プロジェクト	76 安全・安心のセーフティネットづくり	10 安心で心豊かな福祉コミュニティづくりの推進	① 地域生活支援の充実
			77 がん対策の推進	10 安心で心豊かな福祉コミュニティづくりの推進	① 地域生活支援の充実
			78 脳卒中予防	9 健やかな暮らしを支える地域保健・医療の充実	① 健康づくりの推進
			79 特定健診・特定保健指導	9 健やかな暮らしを支える地域保健・医療の充実	① 健康づくりの推進
			80 自殺対策	9 健やかな暮らしを支える地域保健・医療の充実	① 健康づくりの推進
			81 実践的な防災教育(【そなえる】)を中心とした「いわての復興教育」の推進	10 安心で心豊かな福祉コミュニティづくりの推進	③ 自殺対策の推進
			82 グローバル人材の育成		
			83 少人数教育の推進		

ふるさと振興総合戦略			アクションプラン(地域編・県央広域振興圏)		
3つの柱	10のプロジェクト	主な取組内容	重点施策	主な取組内容	
岩手で暮らす 10 ふるさとの 未来を担う 人づくりブ ロジェクト	ふるさとの 未来を担う 人づくりブ ロジェクト	84 高校教育の一層の充実と小規模校における教育の質の維持			
		85 就学支援による学びの環境の確保			
		86 学びを通じた地域コミュニティの再生支援			
		87 地域を担う「ひと」の確保・養成	6 雇用・労働環境の整備	③ 人材の確保と若年者等の就業支援	
		88 産学官との連携強化による若者の地元定着の促進	6 雇用・労働環境の整備	① 多様な雇用の場の確保	
		89 地域課題解決に向けた取組の促進	1 学術研究機能等の集積を生かした連携・交流によるIT・ものづくり産業の振興	④ 新事業創出・起業の支援	
		90 地域課題解決に向けた岩手県立大学の取組の促進	1 学術研究機能等の集積を生かした連携・交流によるIT・ものづくり産業の振興	④ 新事業創出・起業の支援	
		91 「いわてキャリア教育指針」に基づくキャリア教育の実践			
		92 本県経済の基盤となる産業振興を担う人材の育成	1 学術研究機能等の集積を生かした連携・交流によるIT・ものづくり産業の振興	② 地域産業を支える担い手の育成	
			3 地域資源を生かした特色ある食産業と地場産業の展開	① 食産業関連事業者の生産性向上と人材育成	
			4 次世代に継承できる農業経営の展開と魅力ある農村資源の活用	① 次世代に継承できる農業経営の確立	
			5 森林資源の循環利用による林業・木材産業の振興	① 適切な森林整備と担い手の育成	
			6 雇用・労働環境の整備	② 地域産業を支える人材の育成	
	93 地域づくりの担い手の育成・新たな担い手の確保	94 生涯を通じた学びの環境づくり	12 快適な都市機能の充実と住み良いまちづくりの推進	⑥ 地域コミュニティ活動の支援	

(参考) 広域振興圏別統計データ

区分	県 計	県 中	県 南	沿 岸	県 北
市町村数	33	8	8	9	8
面積（平方キロメートル） ※H26.10国土地理院	15,275.01 (100.0)	3,641.77 (23.8)	5,255.52 (34.4)	4,200.55 (27.5)	2,177.17 (14.3)
人口（人） ※H27岩手県人口移動報告年報	1,272,891 (100.0)	477,757 (37.5)	487,549 (38.3)	193,281 (15.2)	114,304 (9.0)
65歳以上割合（%） ※H27岩手県人口移動報告年報	30.4	26.1	31.6	36.0	33.8
一人当たりの市町村民所得（千円） ※H25年度市町村民経済計算	2,698 (100.0)	2,927 (108.5)	2,593 (96.1)	2,525 (93.6)	2,502 (92.7)
市町村内総生産（百万円） ※H25年度市町村民経済計算	4,516,178 (100.0)	1,614,038 (35.7)	1,677,395 (37.1)	833,057 (18.4)	391,687 (8.7)
第一次産業	152,261 (100.0)	37,206 (24.4)	49,303 (32.4)	28,038 (18.4)	37,714 (24.8)
第二次産業	1,216,745 (100.0)	213,255 (17.5)	525,575 (43.2)	381,727 (31.4)	96,188 (7.9)
第三次産業	3,109,204 (100.0)	1,350,008 (43.4)	1,088,415 (35.0)	416,289 (13.4)	254,492 (8.2)
産業別就業者数（人） ※H22国勢調査 総数には分類不能な産業の値を含まず	622,649 (100.0)	226,659 (36.4)	242,857 (39.0)	96,151 (15.4)	56,982 (9.2)
第一次産業	76,003 (100.0)	18,705 (24.6)	34,647 (45.6)	11,771 (15.5)	10,880 (14.3)
第二次産業	153,479 (100.0)	37,861 (24.7)	72,812 (47.4)	27,120 (17.7)	15,686 (10.2)
第三次産業	393,167 (100.0)	170,093 (43.3)	135,398 (34.4)	57,260 (14.6)	30,416 (7.7)
農業産出額（億円） ※H26農業産出額	2,352 (100.0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
海面漁業・養殖業生産額（億円） ※H25漁業生産額	314 (100.0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
製造品出荷額等（億円） ※H26工業統計調査報告書	22,707 (100.0)	2,825 (12.4)	15,503 (68.3)	3,229 (14.2)	1,150 (5.1)

※1 ( ) 内は、構成比。（単位未満を四捨五入しているため、合計が100に一致しない場合がある。）

※2 単位未満四捨五入の関係により、構成項目の計と合計が一致しない場合がある。

※3 「一人当たりの市町村民所得」の( )内は、市町村平均を100とした各圏域の水準である。







## 盛岡広域振興局経営企画部

〒020-0023 盛岡市内丸11-1

TEL019-629-6507 FAX019-629-6529

## 岩手県政策地域部政策推進室

〒020-8570 盛岡市内丸 10-1

TEL019-629-5508 FAX019-629-5254

<http://www.pref.iwate.jp/>